333.33
Ki24
ウ

0023988000

③

0023988-000

３３３．３３－Ｋｉ２４ウ

ナチス戦時経済体制研究

菊池春雄・著

東洋書館

昭１５

ADD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

エト3Q74

333.33
K124
ウ

企畫院調査官 菊池春雄著

ナチス戰時經濟體制研究

東洋書館發行

目次

第一編　緒論—ナチス戰時經濟體制への道—……（一）

第一章　序說……（一）

第二章　第一次四箇年計畫……（六）

第三章　所謂「國防經濟」……（一九）

第四章　第二次四箇年計畫……（三八）

第五章　國防經濟體制上の若干の進展……（五二）

第六章　結語……（六二）

第二編　戰時經濟行政機構及機能の再編成……（六七）

第一章　總說……（六九）

第二章　戰時總動員機構の確立……（八二）

第一節　「最高國防會議」の新設……（八三）
第二節　「國防委員」・「國防參事會」・「國防受託官の新設」……（八七）
第三章　戰時經濟行政の整備……（九二）
第一節　序　說……（九二）
第二節　中央機構―「戰時經濟最高協議會」……（九六）
第三節　地方機構―「地區經濟廳」・「州（縣）食糧廳」・「山林木材廳」及「經濟局」・「食糧局」……（九九）
第四節　戰時經濟に於ける國家的經濟行政と商工經濟團體との協力……（一〇七）
第五節　補　說……（一一一）
第四章　戰時行政の簡易化……（一一四）
第五章　「國防經濟企畫廳」の戰時任務及「兵器大臣」の任命……（一二九）
第六章　結　語……（一三四）

第三編　戰時財・經政策の基本體制……
第一章　總　說……（一二九）
第二章　戰時財政體制……（一三一）
第一節　序　說……（一三六）
第二節　戰時稅體制……（一四〇）
第一項　所得稅戰時附加稅……（一四二）
第二項　各種嗜好品消費稅戰時附加稅……（一四五）
第三節　公共團體戰時負擔の强化……（一四九）
第四節　補　說……（一五四）
第三章　戰時勞賃體制……（一六八）
第四章　戰時物價體制……（一七八）
第五章　結　語……（一九二）

第四編　國民消費生活の戰時體制……（一九三）

第一章　總　說……（一九九）

第二章　開戰直後の暫行的生活必需品消費規制……（二三八）

第一節　總　說……（二三八）

第二節　食　糧　品……（二三八）

第三節　石　鹼　類……（二四三）

第四節　家庭用石炭……（二四五）

第五節　紡織製品及靴類……（二四七）

第三章　農畜產物の國家管理制……（二六一）

第一節　緒　說……（二六一）

第二節　管理機關……（二七一）

第三節　管理關係……（二七八）

第四節　管理品目……（二八五）

第五節　購買切符の態樣……（二九一）

第六節　食糧消費割當量……（三〇五）

第七節　食糧の「消費指導要項」……（三一五）

第八節　結　語……（三二三）

第四章　生活必需工業製品の本格的消費規制……（三三五）

第一節　緒　說……（三三五）

第二節　生活必需工業品の一般的消費規制關係……（三四一）

第三節　個別的消費規制關係……（三五六）

第一項　紡織製品類……（三五八）

第二項　靴　類……（三六二）

第三項　石　鹼　類……（三六七）

第四項　家庭用石炭……（三七四）

第五章　統一的消費規制罰則の確立……（三七七）

第六章　結　語……（三八一）

第五編　結　論——ナチス戰時經濟體制の特徴——……（三八七）
附　錄・歐洲戰爭とナチス戰時體制の進展
——戰時經濟主要法令索引——……（四〇一）

（目次　了）

第一編　緒　論

——ナチス戰時經濟體制への道——

901
101

序

第二次歐洲戰爭下に於けるナチス戰時經濟體制の最大の特異性は、論者の指摘する如く、其の進展に於て、經濟動員が軍事動員に先行したところに求め得られる。端的に云へば一九三三年ナチス政權確立以後七箇年に亘る國防國家體制の建設工作こそは、今次戰時經濟體制の展開を急速且つ圓滑ならしめた唯一つの要因であつたと言ひ得るのである。蓋し國家總力を戰爭目的に動員する戰時經濟體制が、國家總力を國防目的に動員せる國防經濟體制に對して、若干の切換工作のみを施すことによつて、迅速且つ容易に展開し得られることは疑ないところである。

而してこの切換へ工作の中で本書の扱つた「戰時經濟行政機構及機能の再編成」（第二編）と「戰時財經政策の基本體制」（第三編）及び「國民消費生活の戰時體制」（第四編）の三つの課題は、いろ〳〵の意味で最も基本的、定型的なものとして注目さるべきものである。卽ちこの三大切換工作さへ理解し得れば、ナチス今次の戰時經濟の實態は略々其の輪廓を明らかにし得るのであるが、尙ほ其の根本的特異性よりみたナチス國防經濟體制の發展的理解は其の絶對的前提で

なければならぬ。本書第一編に於てはこの意味から「ナチス戰時經濟體制への道」として一九三九年開戰までのヒトラー治下第一次及び第二次四箇年計畫の進展の外廓と其の指導理念との素描を試みた。尙ほ、附錄として戰時經濟主要法令の索引を兼ねた「歐洲戰爭とナチス戰時經濟體制の進展」並に「開戰迄のナチス國防經濟體制進展の重要事項」を掲げて讀者の便に供した。

惟ふに第一次世界大戰の齎らせる幾多の產物のうち、「法と經濟」の領域に刻まれた變革は其の最大なるもの丶一つであつた。特に戰後の獨逸を中心として「勞働法」乃至「經濟法」といふ新法域の生成が銳敏なる法學徒乃至經濟學徒の注目の對象となつたことは周知の如くである。而して戰後、好むと好まざるとに拘らずあらゆる要因を孕みつ丶進展した統制經濟及び統制經濟法は、第一次大戰に於ける「戰時經濟」の經驗を、あらゆる角度から分析・檢討し、これを果敢に實踐せるナチス國防經濟に至つて、正に其の「希望峯」に達した感があるのである。從つて今次開戰と同時に切換へられた戰時經濟體制の中にも、更に其の向後の發展に於ける「培養基」が認められねばならぬことはいふまでもない。本書がナチス戰時經濟體制を專ら法體制の上からのみ

扱つて戰時經濟力の判斷の問題へは直接には觸れなかつた意味の一つは、專らこの發展の根本的理解に資する現象的素材を提供せんと企圖したからに他ならないのである。

今や歐洲の戰局も大半は獨伊の有利に展開しつ丶あるが、この成功の要因が、要するに英國エコノミスト誌すらも無條件に承認してゐるところのナチス的戰時經濟體制確立の成功にある事は疑ひないことであつて、特に近代國家總力戰の遂行上「金」よりも「物」、物よりも「人」、「人」よりも「組織・體制」が重要なるエレメントであることを如實に示現したものと云へやう。斯る意味よりしてナチス戰時經濟體制の研究は現下及び將來の我國の有らゆる分野に多くの示唆を提供するものと考へられる。本書にみらるゝ如き構成の他の意味の一つは斯る點にも在るのである。

著者は大學院以來、戰後獨逸の Arbeitsrecht ; Wirtschaftsrecht の進展に大なる關心をもち、前大戰の Kriegswirtschaft 關係の文獻の涉獵を試み、引つゞき資源局・企畫院に在て職として、ナチス國防經濟の調査に携り、上司の理解と指導とによつて多少の勉强をつゞけ來つたが、もと

より淺學菲才、且つは多忙なる公務の餘暇を割いて作成せるものであり、顧みて內心忸怩たるものなきを得ないが、敢て本書の公刊を企圖したのは出版書肆の切なる需めと、大方に對する上述の如き意味での存在價値の皆無にあらざるを信じ、同時に自分の研究の一モニユメントともなり得ばと庶幾したために外ならないのである。大方の御叱聲と御教示を得ば幸甚である。

尙ほ本書の公刊に際しては、短時日の間に校正の殆ど全部その他に就て、金澤義象君の勞を得た。記して謝意を表したい。

瑞氣滿つる皇紀二六〇〇年の
菊薫る辛酉の日に

著者識

幕が開かれたのであつた。

× × ×

斯くの如き對外政治的推移の上よりみると、歐洲戰爭開始までのナチス獨逸七箇年の過程は、徹底徹尾國際情勢に卽應した强硬なる押し一點張りに終始し、ひたすら「大獨逸國」の實現を目標として進んで來たのであるから、其對內政策の基調も、悉くが、この目標のための忍苦又忍苦、精進亦精進でつゞけられて來た。嚴密にいへば、一九三六年秋以來が本格的な再軍備體制であり、更に嚴密にいへば、一九三八年秋ズデーテン問題の當時百萬の大軍を動員して一戰に備へて以來が眞の戰時體制とみらるべきであらうけれども、もつと根本的にみるならば、國防充實第一主義の指導者國家、一黨國家、全體國家、所謂國防國家體制の整備を國策として採上げた一九三三年初期のヒトラー內閣成立以來の獨逸國內體制こそは、今次開戰と同時に展開されたナチス戰時經濟體制への根本的前提であつたとみられねばならないであらう。

次章以下に、其若干の內容を摘示し、概略ながら、戰時經濟體制展開への途としてのナチス治下七箇年の獨逸國防經濟體制の進展を辿つてみることにしたい。

第二章　第一次四箇年計畫

國家社會主義獨逸勞働黨の首領アドルフ・ヒトラーが、シュライヘル短命内閣の後を承けて、ヒンデンブルグ大統領から首相の印綬を受けたのは、一九三三年一月三一日であつた。苦闘十有餘年の政治生活の末、遂に政權の獲得に成功したわけであるが、次で、三月五日の總選擧により、同黨の絶對多數獲得をみて、議會の基礎が確立さるるや、同月二〇日には、ポツダムに特別議會を召集し、ヒトラーのナチス政府首班としてのはじめての本格的演說が行はれ、有名なる「我に藉すに四箇年を以てせよ！（Gebt mir vier Jahre Zeit！）」といふ全權要求の宣言がなされた。而して、この全權要求の立法的表現として、其數日後に亘來を現したのが、例の「授權法」（Ermächtigungsgesetz）、詳しくは、**國民及國家ノ艱難ヲ除去スルタメノ法律**（Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich.）であつた。同法は、形式的には僅か五箇條より成る簡單な法律であるが、内容的には、ナチス政府の獨裁權の合法的組織確立を可能ならしむる重要な法律であつた。端的にいへば、政府（Reichsregierung）が、國會（Reichstag）に代つて、「法律」を制定し得ることを定めたものである。嚴密には、「法律に代るべき命令」なわけであるが、實際には、形式上の區別をされてゐない。（學理上、「政府法律」Regierungsgesetz 又は「簡易法律」Vereinfachte Gesetze と呼ばれてゐるやうである。）

この授權法を根據として、ナチス政府は、國策諸般に亘れる一切の執行力を賦與され、其後のナチス第三國家建設に向つて、法制上何の障碍もなしに邁進し得たのであつた。いはゞ、ナチス國家總動員法の第一ケ條に相當する重要法であるから、其全法文をみることにしよう。

第一條　獨逸國法律ハ、憲法ニ於テ豫定シタル手續ニヨルノ外、獨逸國政府ニヨリテモ亦議決セラルルコトヲ得。

獨逸國憲法（所謂ワイマール憲法）第八五條第二項（豫算協賛權）及第八七條（國債募集）ニ特定セラレタル法律ニ付亦同ジ。

第二條　獨逸國政府ニ於テ議決シタル法律ハ、獨逸國々會及獨逸國參議院ノ制度ソレ自體ヲ對象トセザル限リ、獨逸國憲法ニ抵觸スル定メヲナスコトヲ得。獨逸國大統領ノ權能ハ、コレガタメニ妨ゲラルルコトナシ。

第三條　獨逸國政府ニヨリテ議決セラレタル獨逸國法律ハ、獨逸國宰相コレヲ編成シ且官報ヲ以テ之ヲ公布ス。右法律ハ、別段ノ定メナキ限リ、公布ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス。獨逸國憲法第八六條乃至第七七條（立法手續）ノ規定ハ、獨逸國政府ノ議決スル法律ニ對シテハ其適用ナシ。

第四條　獨逸國ノ立法事項ニ關係スル獨逸國ノ外國トノ條約ハ、立法ニ參與スル機關ノ同意ヲ必要トセズ。獨逸國政府ハ、之等ノ條約ノ執行ニ必要ナル規定ヲ制定ス。

第五條　本法ハ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。本法ハ、一九三七年四月一日ヲ以テ、其ノ效力ヲ失フ。本法ハ、又

現在ノ獨逸國政府ガ他ノ政府ニヨリテ交迭セラレタルトキヘ、其效力ヲ失フ。

そもく、授權法なるものの制定は、國家非常の際、政府に臨機應急の措置を講ぜしめることを常とするのであつて、現に、前大戰に於ては、開戰と共に、一九一四年八月四日附で、授權法制定をみ、最初は、專ら手形及小切手の期間延長のみに限られてゐたのであるが、漸次廣汎な獨裁的權限を認めらるゝに至つた例がある。然るに、ナチス政府の要求せる全權は、殆んど無際限の立法權の賦與を內容とするもので、其後の一切のナチス立法の根底たる意法的立法といふべきもので、これを以て、「國民革命」(Die Nationale Revolution)と稱するも所以なしとしないのである(註一)。

ナチス政府は、この授權法を根據として、今後四ケ年間に失業撲滅・農村振興を第一とする獨逸國復興を遂行すべき旨を公約した。しかし、其間格別の計畫的政策の公示があつたわけではない。從つて、ナチス治下最初の四ケ年を第一次四箇年計畫と稱するのは、專ら、一九三六年秋宣言せられた新四箇年計畫が第二次と稱せらるゝに對するものに外ならないのである。

ナチス政府の第一次四箇年計畫下に於ける活動は、其政治的使命上、單なる經濟企畫のみに止らず、遠大なる國防國家建設を目標としたナチス「第三國家」體制の整備により以上の努力を集中し、以て、引續く第二次四箇年計畫下の本格的國防經濟の運營を狙つたものと考へられる。

其間の實績を主要なるもののみに就てみたゞけでも、次の如くである。

(一) 先づ、國家組織的にみれば、所謂「指導者原理」(Führerprinzip)・「黨と國家との融合の原理」(Einheit von Partei und Staat)・「國家全體性の原理」(Totalitätsprinzip)の諸原理を基調として、次の如き諸法令による展開が行はれたのであつた。

(ロ) 所謂指導者國家の具現化を目標としては、——

イ　一九三三年五月一三日附命令で「國民啓蒙宣傳省」(Ministerium für Volksaufklärung und Propaganda)が設置され、指導者國家の前提たる「大衆の同意」確保のための教育及宣傳が政府の强權的統制下に置かれることになつた(ゲッベルス博士大臣就任)。

ロ　一九三三年七月一四日附「國民投票法」で、政府は、政策及法律に對する「國民の同意」を國民投票によつて行ふ權限(但し義務はない)を確保した。

ハ　一九三三年三月三一日附「州ト國トノ統合ニ關スル暫定法」・一九三三年四月七日附「州ト國ノ統合ニ關スル第二次法律」(知事法 Statthaltergesetz)により、聯邦制の改造・所謂「等制」(Gleichschaltung)の實現を企圖した。

ニ　一九三五年一月三〇日附「市町村條例」で指導者國家の地方制度確保のための全國統一的市町村制を實現した。

ホ　一九三四年八月一日附「元首法」で、所謂「總統兼宰相」（Führer und Reichskanzler）の地位がヒトラーの確保する所となつた。

(Ⅱ)　所謂一黨國家の具體化を目標としては

イ　一九三三年一二月一日附「黨國統一確保ノタメ法律」により、ナチス黨（NSDAP）正式に國家思想の支持者となり、且つ國家と不可分なる公法上の團體となる。

ロ　一九三三年七月一四日附「新黨組織禁止法」で、ナチス黨以外の政黨樹立が禁止され、之に違反した者は重刑に處せられることになつた。

ハ　一九三五年九月一五日附「獨逸國旗法」で、ナチス黨の標章たる鍵十字が獨逸國家專用の標章となり、之に特別法的保護が保障された。

ニ　一九三五年九月一五日附「獨逸公民法」により、特定國民（特にユダヤ人）を非公民とし、之に公民權を與へぬ旨定められた。

ホ　一九三五年九月一五日附「獨逸人ノ血及名譽ノ保護ニ關スル法律」では、更に、一黨國家からのユダヤ人除斥が徹底化された。

(Ⅲ)　所謂全體國家の具現化を目標としては、——

イ　一九三三年九月二二日附「獨逸文化院法」は、一切の文化的乃至教育的施設から自由主義的色調を抹殺し、之を嚴格な國家統制下に置いた。

ロ　一九三六年二月二一日附法律は、「自由職業」を半政府職業化する一として、辯護士の職業的地位をも變質せしめた。

ハ　「全體國家」の全體主義原理としては、從來の自由主義的原理に對し、次の各事項が包攝されたのである。(1)文化的統制として、ゲルマン人種精神の强制、(2)精神的統制として、宗教の國家主義的統制化、(3)國民的義務として、生活的指導に對する絶對服從、(4)經濟的統制としては、アウタルキーとしての民族主義統制經濟の確立。これら各原理の最後的要請として、政治機構自體の統合といふことが重要課題とされたことはいふまでもない（註二）。

(二)　次に、社會經濟組織的にみれば、次の如きものが擧げられる。

イ　經濟機構の再編成に關するものとして、——

一九三四年二月二七日附「獨逸經濟有機的構成準備法」及同年一一月二七日附同法施行令によつて、商工業の自治團體の組織的構成が一應本格的な態勢を整へた（本書七七頁參照）。一九三三年二月二九日附「獨逸手工業暫定的構成法」及之に對する諸施行令によつて、暫定的ながら獨逸手工業團體の構成が行はれた。一九三五年一二月一三

日附「エネルギー經濟法」により、ガス及電力を含む一般動力業の國家統制機構が實現された（この部門が後戰時經濟體制に入つて改編されたことに就き後述）。一九三三年七月一五日附「强制カルテル創設法」の制定以來、其施行令乃至多數の關係諸命令によつて、獨逸經濟の自衞的市場統制のカルテル的組織化及び之に對する弱力な國家的統制が實現された。

尙ほ、注意すべきことは、一九三四年七月三日附「經濟方策ニ關スル法律」によつて、ライヒ經濟大臣に對し、「獨逸經濟の振興並に經濟的損害の防止及除外に付必要とする一切の統制措置を講ずる權限」が賦與されたことである。未だ四箇年計畫の統制本部のなかつたこの第一期經濟計畫が、專ら經濟大臣のこの權限に基いて行はれたことを示してゐる。

㈡　勞働體制の再編成に關するものとして、——

まづ、一九三三年六月一日附「失業緩和法」及同年九月二一日附「第二次失業緩和法」を中心にした失業撲滅對策の實效に引續いて、一九三四年一月二日附「國民勞働秩序法」の制定は、其後のナチス勞働立法の根幹をなす勞働憲章を確立せしめた。又、逸早く勞働配置統制の前衞として一九三五年二月二六日附「勞働手帖實施法」及其施行令の制定あり、又、一九三五年六月二六日附「獨逸勞働奉仕法」の制定によつて、最もナチス的特色の滲み出た所謂義務的アルバイツデイーンストの實施がみられるに至つたし、其前年には、一九三四年一〇月二四日附「獨逸勞働戰線ニ關スル命令」によつて、勞資渾一化、ナチス全體主義的勤勞者の大同團結が實現された。これは、何といつても、後の第二次計畫下の生產擴充實施上の大きな礎石となつたこと疑を容れない。而も、この勞働戰線の結成に伴ふ諸般の勞働福利施設の整備、特に「歡喜力行團」（KDF）（一九三三年一一月二七日）の創設等著しい業績とみられねばならぬ。

ハ　之を農業體制の再編成に就てみれば、第一次四箇年計畫の目標の一であつただけに、前の勞働體制の再編成と並んで、特に早くから整備の緒についたものの如く、まづ一九三三年七月一四日附「獨逸農民新設法」により獨逸全土内の農民移住並に農業地の創設に對するナチス政府の抱負が宣明されるや、一九三三年九月一三日附「獨逸食糧團ノ暫定的構成並ニ農產物市場及價格統制措置ニ關スル法律」及同年一二月八日附施行令により、農業部門の本格的な再編成が實現され、ナチスの所謂一生產戰」（Erzeugungsschlacht）に於ける參謀本部として獨逸食糧團（Reichsnahrstand）（團長は食糧農業大臣ダレー兼任）が食糧生產・配給・價格上の一切の統制措置を執るものとされた。尤も、其前に既に、一九三三年九月二九日附「ライヒ世襲農場法」によつて、農村のナチス的再編成を實現してゐたことが注目されねばならぬ。其他に農業政策關係の無數の統制措置が執られた。

ニ　貿易體制に關するものとしては、外國爲替の管理體制を基底として强力なる統制措置が行はれたことは、其ナチス經濟建設途上、寧ろ不可避な歸結でもあつた。一九三四年九月一四日には、例のシヤハトの所謂「新計畫」

の開始をみ、一九三五年二月四日附「外國爲替管理法」及其一聯の施行令を中心として、第一次四箇年計畫下の重大な爲替統制が行はれた。而して、この强力な外國爲替管理の實施擔當機關として、一九三四年九月四日附「商品管理局設置令」により、物資調整の中央機關たる「商品管理局」（Überwachungsstelle）が、「鐵鋼管理局」・「皮革管理局」・「鷄卵管理局」といつた工合に、各品目別に設置されたが、これらの各商品管理局は、(1)商品の輸入統制を管掌し、尙之が統制上必要なる外國爲替の割當を行ひ、(2)輸入商品の國內取引を監視するといふ二大任務を擔當し、後には、單なる爲替管理のみならず「中央商品局」（Reichsstelle）に昇格されて、國內原材料の管理を主たる任務とするに至り、戰時經濟に入つては、畜產品關係の局は、農畜產物の國家管理制の擔當機關として、重要な任務を遂行すべきものとされるに至つた（後第四編第四章二八五頁以下參照）。これらの基礎が既に、一九三四年に出來てゐたのである（註三）。

かくの如く、第一次四箇年計畫は、結局に於て、一九三六年秋よりの本格的な國防經濟四箇年計畫への過渡橋として、寧ろ、專ら、ナチス國防國家の外廓建設に當つたものであつたが、然し、この最初の四箇年間に於ける法制的・組織的・文化的・思想的地盤の構築の成功なくしては、到底、次の第二次計畫に於ける實績は擧げ得られなかつたであらう。而も、ナチスの第一次四箇年計畫の實績は、所期以上の效果を擧げたものとみられた。例へば、一九三六年秋第二次四箇年計畫發表に際して試みられたヒトラー總統の演說には、次の如き業績が誇示された。

イ　六〇〇萬の失業者が一〇〇萬に減少したこと。

ロ　農民に對する强制執行が殆んどみられなくなつて、農民の收入が前大戰前よりも增したこと。

ハ　國民所得が年四一〇億ライヒスマルクから五六〇億ライヒスマルクに增加したこと。

ニ　中產階級と手工業者が新たに活況を呈し、商業も再び活氣を得たこと。

ホ　ハンザ諸都市は再び海運業の中心として繁榮し、一九三六年以降全國の造船所で、六四萬トンの船舶が建造中であること。

ヘ　無數の工場が數倍の從業員を擁し、新設工場も激增し、クルップ工場の如きは非常な活動を開始するに至つたこと。

ト　休業せる自動車工場の復活擴張がみられ、一九三二年に四五〇〇〇臺生產が二五萬臺に躍進したこと。

チ　四ケ年間に、州及市町村の赤字財政が減退し、國庫稅收增加も、年約五〇億となつたこと。

リ　國有鐵道は立派に更生し、自動車道路の建設は、豫定計畫七〇〇〇粁（後一二〇〇〇粁に延長）の中一〇〇〇粁は完成、四〇〇〇粁は建設中であること。

ヌ　數十萬の家屋を擁する新集團住宅地が開發され、舊都市にも立派な新建築が增加したこと。

ル　山峽・谿谷には、數百の大橋梁が架せられ、獨逸文化の新發展がみられたこと。

ヲ　この四ケ年間に、社會民主黨・共産黨・中央黨・ブルジョア黨は一人も存在しなくなり（政黨樹立禁止法の制定）又、勞働組合も資本家團體も階級闘爭のための存在を消滅した（獨逸勞働戰線の成立）こと。

ワ　國家の統一成つて、州政府はもはや存在せず、州議會もなくなり、一六州族の族の代りに唯一の國族が生れたこと（所謂グライヒシャルツンク Gleichschaltung の完成・獨逸國族法の制定）。

カ　この四年間に獨逸はヴェルサイユ條約の鐵鎖から開放され、再び國民兵役制が布かれ、二ケ年の兵役義務が實施されたこと（一九三五年五月二一日國防法の制定）。

ヨ　海岸線及通商の防護のため新艦隊建設が着手されたこと。都市及工場の保障のためには强大な空軍が建設されつゝあること。

タ　ライン地方は、獨逸の支配下に置かれ、國家の主權が再び全獨逸の上に及んだこと（一九三六年三月七日ラインランド進駐）。

之を主要事項に就て、統計の上より見ると、第一次四箇年計畫下のナチス經濟建設は大體、次の如き實績を示したとされる。

	（一九三二年）	（一九三三年）	（一九三四年）	（一九三五年）	（一九三六年）
失業者（九月現在）	五一〇萬	三八五萬	二二八萬	一七一萬	一〇四萬
就業者（月平均）	一二五八萬	一三〇八萬	一五〇九萬	一六〇〇萬	一七一三萬
工業勞働時間（一日當り）	六・九一時間	七・一六時間	七・四三時間	七・四一時間	七・五九時間
工業生産價額	三七八億マルク	三九八億マルク	五一一億マルク	五八九億マルク	六五〇―七〇〇億マルク
農業生産價額	八七億マルク	九九億マルク	一一二億マルク	一一六億マルク	一一九億マルク
新築住宅數	一三・一萬戸	一三・三萬戸	一九萬戸	二一・三萬戸	二八・二萬戸
輸入	四六・六億マルク	四二・〇四億マルク	四四・五一億マルク	四一・五九億マルク	四二・一八億マルク
輸出	五七・五億マルク	四八・七一億マルク	四一・六七億マルク	四二・七〇億マルク	四七・六八億マルク
國民所得	四五二億マルク	四六六億マルク	五二七億マルク	五八四億マルク	六三一億マルク

（伯林景氣研究所週報一九三八年第四號）

然し、ナチス治下最初の四箇年に於ける業績は、單にかくの如き固有の政治經濟體制のみに止らず、獨逸全領土の國土計畫に卽して、交通路の擴充策などにも、力を入れられたことは特述に値するであらう。一九三三年七月五日トット博士が獨逸道路總監に任命されて以來のアウトバーネン建設計畫（同年九月二十三日に最初の起工式開始）並に運河網擴充計畫が緒に就いたのも、それらの公共土木事業が、失業撲滅を目標とした勞働振興案であつたとしても、すべて、國防經濟的意義をもつたものであることは疑ない（註四）。

之を更に、思想的・文化的な分野に於けるナチス的全體主義的理念による再編成の上より見るに、周知の如く、

寧ろ峻烈過ぎる位にまで徹底的に行はれた。所謂ユダヤ人排斥問題の政治的處理と相俟つて、金權主義的ユダヤ的世界觀に代ふるに、民族主義的ナチス世界觀を、個人本位思想の代りに全體主義的思想を昂揚して、苟くも反ナチス的思想及文化形態には、容赦なく抑壓を加へる方針をとつたために、それらは、第二次四箇年計畫下の所謂「バンより大砲」政策の展開期に當つては、寧ろ、其有力なる推進力とさへなり得たのである。

我々は、其最も端的な表現をば、第二次四箇年計畫開始前より特に著しく前面にクローズ・アップされて來たナチス的「國防經濟」の觀念に求めることが出來るであらう。

（註一）土橋友四郎著、ナチス獨逸國の修正憲法（昭和一三年）特に六六頁以下。

（註二）今中次麿著、獨伊獨裁制の機構（昭和一四年）特に八九頁以下。

國家學會雜誌第五二卷（昭和一三年）第六號第七卷「ナチス獨逸の研究」

（註三）F. Ermarth, The New Germany, 1938. 其邦譯具島兼三郎譯、ナチス準戰時國家體制（昭和一二年）參照。

日滿財政研究會編「ナチス經濟法」（昭和一二年）

（註四）拙稿「獨逸交通國策としての水路（特に運河）建設問題に就て——そのナチス國防經濟的意味——」（企畫第一卷第一二號四三頁以下）及「ナチス獨逸に於ける自動車專用路建設の經過と其國策的意義に就て」（企畫第二卷第三號九一頁以下）

第三章　所謂「國防經濟」

第一次四箇年計畫がそろ〳〵終りかけ、第二次計畫に入りかけた一九三六年の前後以來、ナチス獨逸に於て、所謂「國防經濟論」（Wehrwirtschaft）の盛んに行はれるに至つたことは、驚くばかりである。軍部特に參謀本部・ナチス黨・官界・學界は勿論經濟界からも、夥しい國防經濟文獻が公にされた（註五）。

「國防經濟」とは何か、といふことに關しては、無論、諸家の間に、ハッキリした見解の一致なく、特に所謂「戰時經濟」の觀念と交錯して、種々の見解が行はれたやうであり、之を軍務省編纂「軍事評論」誌（Militärwissenschaftliche Rundschau）（註六）の報告には、大體からみて「國防經濟」の意義には、三樣の見解がみられるとして居る。

第一の見解は「國防經濟」を以て、平時經濟の領域に於ける國防利益の强調及實現を扱ふものと解する。『國防經濟とは、軍事的觀點から見たる平時に於ける國民經濟の對戰構成である』といふヘルマーや『所謂國防經濟の概念は結局、戰爭經濟の第一段階、戰爭經濟準備と同義である』といふヘッセの見解などこれである。

第二の見解は「國防經濟」を以て、率直に經濟の新形態と解する。卽ち、國防經濟學も經濟學も同一物とみるのである。例へば、フンケがそれで『自衞といふことが民族の概念の本質的要素であると同樣に、「國民經濟」も國民の生活表現である限り、常に「國防經濟」でなければならぬ。國防經濟とは、平時經濟及戰時經濟の兩者を包含

するものである。故に、この兩經濟を本質上互に相反するものと認むるを得ぬ。經濟は、常に、國防經濟でなければならぬのであつて、さもなければ、眞の國民經濟となり得ないのだ」と考へてゐる。フイツシヤーも亦、之と似た見解を持し「國防經濟とは、平時及戰時に於て自衞せねばならぬ經濟の一形態である」といふ。彼は、狹義の國防經濟と廣義の國防經濟とを區別し、專ら軍事的見地に基き、一國の地政學的狀況の制約を受けた總國力の國防經濟的動員を狹義の國防經濟、必要な軍事的防衞の立場からでなしに、軍事上何らの脅威を受けぬ平時に於ける自國存立の見地から窮境に在る平時經濟を防衞することを以て、廣義の國防經濟となし、結局、論理上明確に、國防經濟と經濟とを同一視してゐるのである。かのヘツセも、最初の考へ方を脫して、新しくこの見解をとりつゝあるものとされる。

第三の見解は、國防經濟を以て、將來の戰爭を目標とし、又現實の戰爭に直面して、ありとあらゆる經濟力を戰爭遂行に利用する任務を指稱する概念となすボイトラーの考へ方である。彼によれば「國防經濟」の概念を定義しやうとすれば、まづ、最初に、所謂「經濟」の概念を明確にしなければならぬ。凡そ「經濟」といふ語彙位、多義に用ひられるものはなく、他語と結びついて、或は理念に、或は狀態に、或は組織原理に、或は行爲を表現するに用ひて來た。これらの語義をもつ「經濟」といふ語は、之を以て單純に、同一律なものとしたり、正反對のものとしたりすることは、誤謬の素因となる。故に「經濟」といふ同一語を附してあるからといつて、之を直ちに比較し得るものかどうかの檢討は怠るを得ぬ。例へば、戰爭經濟（Kriegswirtschaft）とか缺乏經濟（Mangelwirtschaft）とかを以て、國防經濟自體と比較することはできない。といふのは、前者は、要するに、後者の部分現象として、一の狀態を重視するに止るものであるが「國防經濟」自體は、同時に一の精神的原理をも表現するものだからである」といつてゐる。

以上にみる如く、ナチスに於ける「國防經濟」自體の定義には、種々の見解が行はれてゐるのであるが、然し、問題は、飽くまでも、概念の定義でなしに、其內容の意義に在る。

何れの定義をとるにせよ、ナチスに於ける「國防經濟論」の要請は、表面的には一九三六年秋以降開始された再軍備經濟のナチス的理論づけ、體系づけ以外の何ものでもなかつたのであり、この點に就て、英誌ベンカー（註七）が、嘗て、次の如き批評を試みたのは、適切なことであつた。

「……更に、獨逸經濟には、最も廣範圍の反響を呼ぶに足る今一つの事象が發展した。ナチスは、恰かも、ボルシエヴイズムに於けるマルキシズムの如く、彼等のイデオロギーに相應する獨特の理論を發見した。ナチスは、之を「國防經濟學」と呼んでゐる。國防經濟學の理論は、再軍備の進行につれて發展し、理論に就ても實踐に於ても、海外諸國の注目に値ひする程進んでゐる。國家社會主義的經濟理論として誇示されてゐる國防經濟學は、獨逸の解釋によれば、平時に於ける全國民經濟生活を完全な戰備へと動員する科學である。獨逸以外の諸國に於

ても、國民經濟の産業や其他の部門が、軍事目的のため動員されてゐることは、事實だ。だが、獨逸（或程度ロシアも）以外には、全經濟政策を悉く軍事目的に從屬せしめるほど極端にまで走つてゐる國はない……」

而して、ナチスの國防經濟論は、其講述者が一樣に說くやうに、前大戰以來急激に生起せる近代兵器發達に基く戰爭觀念の變化、クラウゼヴイツツの戰爭理論に代つたルーデンドルフの「全體戰爭」（Totaler Krieg）の理論（註八）の登場、卽ち、將來戰は、國民對國民の戰爭、國家のありとあらゆる要素を犧牲にして行はるべき「全體戰爭」卽ち國家總力戰たるべし、との認識の昂揚、之に卽應して、平時の國防も、所謂全體國防として、軍事的國防の外に、經濟國防・思想國防・文化國防をも包攝したものでなければならぬといふ國防觀念の進化、從つて、この全體國防を一朝開戰となつて全體戰爭に卽して轉換發動せしむるものとして「全體動員」（totale Mobilmachung）卽ち「國家總動員」の觀念の生成――これらの諸要因をば體系的に研究するものとして「國防經濟論」が生れたものである。無論、かゝる概念自體は、獨逸固有のものである筈はなく、現に、佛國には、周知の如く「戰時潛勢力」（potentielle de guerre）卽ち、國土及國民が調達し得る限りの戰爭目的のために利用し得る全要素の綜合の概念があるのであるが、然し、之を體系的に檢討し、組織的に實踐せるものはナチス獨逸を以て最初となすべきである。

ナチスの國防經濟論者によつては、特に參謀本部（ヘッセ少佐）を中心にして、前大戰の總力戰的研究を行ひ、所謂「戰爭經濟」の觀念を昂揚してゐる一派もあるのであるが、然し、之を現實のナチス政策の實踐に移して考へるときは、概念の定義は別として、やはり、所謂國防經濟內容としての展開があるわけである（註九）。

一概に、國防經濟學の內容といつても、說く者により一樣ではないのであるが概ね大同小異である。例へば、ゲーベル氏（註一〇）の如きは、國防經濟の課題として、

イ　國防經濟的總力（例へば、動員可能兵力量の總人口に對する割合）の調査研究
ロ　國防經濟的指揮行政の確立
ハ　國防經濟的法制
ニ　國防經濟的教育
ホ　國防經濟的人口分布
ヘ　國防經濟的職業配分
ト　國防經濟的勞務配置
チ　國防經濟的社會（就中勞賃）政策
リ　國防經濟的原料政策
ヌ　代用原料の完成
ル　國防經濟的貯藏經濟の確立

ヲ　國土計畫上の工業立地
ワ　國防經濟的轉換の可能性
カ　國防經濟的分業
ヨ　機械化と規格化
タ　國防經濟的技術
レ　國防經濟的手工業
ソ　國防經濟的食糧問題、特に其生産・確保・加工・分配等
ツ　國防經濟的交通問題
ネ　國防經濟上の商業
ナ　卸賣業・小賣業・戰時會社・組合配給
ラ　國內商業・國防經濟的外國貿易
ム　國防經濟的金融制度
ウ　國防經濟上の保險制度

更に、ナチス戰爭經濟論者の第一人者ヘッセ少佐の說く國防經濟の內容をみるに、ヘッセ少佐は、國防經濟措置

に長期的のものと短期的のものと二樣あり、として(註一一)、

(1)　長期的國防經濟（Wehrwirtschaft auf lauge Sicht）の內容としては、

イ　國防經濟思想及國防經濟精神の教育及涵養
ロ　新國防經濟學及研究の促進、之と關聯して、新國防經濟法の形成及び國防經濟的見地よりせる官廳統計の充實
ハ　國民體力の健全化・肉體的精神的に健全なる勤勞者の增加・其勞働任務の配置及び分散
ニ　平均的生活レベルの向上・新國民的富力の形成
ホ　食糧及飼糧其他の生活必需及戰爭必需の工業原料供給に於ける外國依存よりの離脫
ヘ　動力經濟のアウタルキー的完成
ト　原料自給策としての代用品經濟の促進
チ　戰時にも安全確實なる通商關係の創設及通商政策の建設
リ　中央命令確保及國家措置徹底のための經濟の組織化
ヌ　工場の分散及國境より國の中心への移管
ル　交通經濟の多邊的完成

第三章　所謂「國防經濟」

ヲ　國家的金準備及爲替準備の形成
ワ　經濟保護の完備

(2)　短期的國防經濟（Wehrwirtschaft auf kurze Sicht）の內容としては

イ　戰時に於ける經濟指導確保のための國家政策の準備（人的並に物的計畫經濟）
ロ　經濟財及經濟力認識上必要なる統計資料の整備
ハ　食糧及飼糧、原料及經營材料の供給確保乃至貯藏政策
ニ　軍需註文の履行及び國民一般生活必需充足への經濟編成替の準備、之に關聯して、勞働力・機械・原料・運輸機關・貨幣等の準備
ホ　經濟上の運輸機關の確保
ヘ　經濟保護の確立

これに關するヘッセ少佐の說明に曰く、『短期の國防經濟的措置は、その時々の經濟情勢によつて色々に變る。從つて、經濟の要求に卽した再檢討と變更とが頻繁に必要とされる。長期の對策がとられゝばとられるほど、短期を目指すいはゞ當面の國防經濟の相貌は、益々變化せざるを得ない。一方には、全體の經濟政策と國家の經濟指導の任務があり、他方には、戰爭への經濟的準備と軍事的責任とがある。これが、現下のナチス獨逸が進まねばならぬ唯一つの道である。從つて、ナチス獨逸に關する限り、「長期國防經濟」と「短期的國防經濟」とは、相互に並存するのであり、何れも必要不可缺なる措置とされねばならぬ』

而して、これらの「國防經濟」觀念の普及と共に、之が國民層の徹底を實際的目標とした廣義の國防學（Wehrwissenschaft）乃至は「國防科學」（Wehrwissenschaft）の觀念も行はれるに至つたことを注目すべきである（註一二）。これらは、特に、大中小諸學校の學科目乃至は一般公的團體の公民教科目としての重要性を認められるに至つたのであつて、ナチスの長期國防經濟の建設が、國民の教育啓蒙といふ基礎工作からはじめられねばならぬとされたことを注目すべきであらう。

一九三六年以來といふもの、ナチスの朝野は、擧げて、國防經濟問題の重要性に異常な關心をもつに至り、特に諸大學に於ける學徒の之に對する關心も漸く增大して行き、この傾向は、更に、官廳方面や大企業の方面で、國防經濟の素養のある人物を求めたことによつて拍車をかけられた。然るに、ナチスに於ける大學講義の現狀は、この點に關して、必ずしも滿足なものでなかつた。卽ち、現に大學で行はれてゐた「經濟學」（Wirtschaftswissenschaft）の構成內容からみて、この「國防經濟」の地位は、どう扱はるべきかに就て、未だにハッキリした定見が存しなかつたからである。

かのヘッセ少佐に依れば、凡そ「國防經濟」の研究目標には、次の三が考へられる。

第一の目標は、國防經濟の素養を基礎として、國防經濟家の職に就くことである。卽ち、國防經濟の研究を要件とする地位に就くことである。

第二の目的は、國防經濟の素養によつて、經濟的職業に從ふかたはら、そこに起り來る種々の國防經濟問題を解決し、對處し得るやうな能力を確保することである。特に、戰時に於ては、絶對要望される所である。

第三の目的は、一般經濟學の研究によつて作られた經濟觀念を、「國防經濟」の上から是正して行くことである。之には、實際的目標が間接に結びついてゐる。

大學の國防經濟研究にとつて、特に考慮されねばならないのは、右の三目的の中、第一の目的である、とヘツセはいつてゐる。蓋し、近い將來に社會に出て活躍するに當つての生涯の職業といふものは「國防經濟」の研究者乃至は一般學徒にとつて、重要な問題だからである。

かうした觀點から、ヘツセは、次の如き諸問題を考慮せねばならぬとして居る。少しく述べてみやう。

第一は「國防經濟」の研究は、獨立の一講座と認めるか、從來の經濟學を再編成し改造したゞけでいゝことにするかといふ問題である。卽ち「國防經濟」に自主性ありや「國民經濟」の一部なりや、將又「國民經濟」に優位するものなりやの問題である。この問題を解決せねば「國防經濟」を大學講座中に入れるべきか否かは、決定し得ないわけである。

ヘツセによれば、この問題を決定するには、先づ何といつても「國防經濟」そのものの概念規定をもつと明確にし、特に戰爭との關聯性をもつと十分に檢討せねばならぬ。而して、世界大戰當時の戰爭經濟的組織の任務及機能をよく考察せる者乃至はこの世界大戰中の苦い經驗を經て、そこから將來戰への教訓を引き出さんとする者にして初めて、戰爭經濟として理解さるゝ「國防經濟」が一個尨大なる經濟領域に跨る所以、今日の國民經濟學や經營經濟學やの範圍では十分に取扱へない所以を理解することが出來るのである。更に注意すべきことは、戰時の經濟と平時の經濟とが、全然別異の條件に支配されるといふこと、需要も亦夫々の場合に於て大に異り、そこから生れる經濟的任務も夫々本質的に異るといふことである。一言にしていへば、戰爭は、廣汎なる經濟轉換を要求するといふことである。但し、さればといつて「國民經濟」と「國防經濟」とは、兩々別個に併存すべきものであつてはならぬ。唇齒輔車の關係に立つて兩々相補はねばならぬ。國民經濟學者は、國防經濟學者からの刺戟なり示唆なりを必要とし、國防經濟研究は、基礎的な一般國民經濟の素養なしには考へられない。かういつたことを最初に考慮してかゝらねば「國防經濟」を研究の重心たらしめることは難しい、とヘツセはいふのである。

大學三箇年の六ゼメスターの間に講義せらるべき「國防經濟」の内容に就て示したヘツセの試案は、次の如くであつた。

第一ゼメスターでは、特に戰爭史（但し世界大戰史を除く）を考察し、國防經濟學説の發展及概觀を中心にした

獨逸史　獨逸經濟生活、獨逸法制史、獨逸法、民族と經濟、民族と國家、簿記と取引契約等。

第二ゼメスターでは、特に農民階級を中心に考慮せる農業政策、農業經濟、國民經濟理論、民族、人種、家族、經濟史、經濟學史、契約と不法、經營經濟大綱、國防地理等。

第三ゼメスターでは、國民經濟理論及國民經濟政策、營業經濟、統計(方法)、商品と通商、貸借對照表、信託と爲替、會社及組合制度、經濟と地域、經濟計畫、理論的國防經濟學、世界大戰史等。

第四ゼメスターでは、財政經濟、財政法、對外經濟、商業、市場觀測、國民經濟の變動過程、人口及經濟統計、通貨及信用、憲法、行政、實際的國防經濟理論、第一部經濟的戰備、一般國防法、世界大戰に於ける戰爭經濟(史的)。

第五ゼメスターでは、社會行政、經濟に於ける企業家と勞働者、公共行政、市町村經濟、實際的國防經濟理論第二部、戰爭經濟の組織(Organisation der Kriegswirtschaft)、世界大戰に於ける經濟戰爭(Wirtschaftskrieg im Weltkrieg)(史的)。

第六ゼメスターでは、貿易政策、交通政策、經濟計畫、保險制度、國際法、特に國防經濟を中心とした外國國民經濟、對外政策と國政防策、國防經濟理論中の特別講義、例へば、戰時財政經濟、戰時對外經濟、戰時食糧經濟等が講ぜられ、而して、右の第四ゼメスター以後には國防經濟演習をも併せ行ふべきものと考へてゐる如くである。

要するに、ヘツセによれば、獨逸の大學に於ける國防經濟研究講座の設置は、急務中の急務であるが、その不可缺の前提をなすものは、この國防經濟學を以て、經濟學の中の一獨立科學たるものと認めることでなければならぬといふのである。

又例へば、ミュンヘン大學の教授たるグイードー・フイツシヤー氏は、その講義要領たる著書に於て、大體次の如き內容を展開してゐる。

先づ第一編に於て「全體戰爭論」(Die Lehre vom totalen Krieg)として、國防經濟の觀念を戰爭觀念との關聯性に於て把握せしめやうとする。第一章は全體戰爭の觀念を叙述し、第二章は國防科學(Wehrwissen)に就て述べてゐる。

次に、第二編は『國防經濟と戰爭經濟』(Wehrwirtschaft und Kriegswirtschaft)と題し、次の如き順序の叙述をなして、本論の中核を構成せしめてゐる。卽ち、

(甲)　國防經濟論(Wehrwirtschaft)

第一章　國防經濟の本質及任務

第二章　國防經濟力と國防經濟需要

第三章　經濟動員

第三章　所謂「國防經濟」

（イ）人的動員
（ロ）土地動員
（ハ）物資動員
（ニ）工場動員
（ホ）交通動員
（ヘ）貿易動員
（ト）財政動員

（乙）戰爭經濟論（Kriegswirtschaft）
第一章　戰爭經濟の前提及任務
第二章　戰爭經濟の國家的管理

（丙）經濟復員論（Wirtschaftliche Demobilmachung）
最後に、第三篇は「外國の國防經濟」と題し、
第一章　合衆國の國防經濟
第二章　英國の國防經濟
第三章　佛國の國防經濟
第四章　伊太利の國防經濟
の順序に叙述し、最後の附錄として、二十餘の文獻を提供して居る（註一三）。

× × ×

要するに、第二次四箇年計畫實施以來のナチス獨逸は、其あらゆる分野に於て、「國防經濟」を一の合言葉に使用し、政治・經濟・文化・思想・教育・スポーツ等一切の國家的要因の國防化（Wehrhaftmachung）といふことを考へるに至つてゐたことを知らねばならぬ（註一四）。

（註五）ナチス獨逸の「國防經濟」に關する文獻は、其數夥しく枚擧に遑がないが、其主要なもののみを掲げて參照に便したい。但し、本書に註記引用のものを除く。

まづ單行本としては、

1 Adolf Lamp; Allgemeine Wehrwirtschaftslehre, 1938.
2 Kai Sheng Chen; Aufgaben, Grenzen und Durchführung der Wehrwirtschaft, 1938.
3 Heinrich Helmer; Wehrwirtschaft. Was jeder von ihr wissen muss! 1936.
4 Otto Korfes; Grundsätze der Wehrwirtschaftslehre, 1936.
5 Ernst Hoch; Die Wehrkraft der Wirtschaft, 1937.（邦譯書・武田芳穗譯「國防經濟論」昭和一四年）

6 Heinrich Hunke, Grundzüge der deutschen Volks=und Wehrwirtschaft 1938. （参考書・民衆経済学「国防国民経済及国防経済の基礎」昭和一五年）

7 Industrielle Wehrwirtschaft, Eine Einführung in die praktischen Prbleme, 1938.

8 Justus Schmitt, Wirtschaftlic Mobilmachung 1935.

更に、Der deutsche Volkswirt 誌等を中心に論文を挙げれば、

1 „Volk und Wehrwnrtschat"; Von Obers entnant im Generalstab Warlimont auf der Tagung der deutschen Gesellschaft für Wehrpolitik und Wehrwissenschaften, am 18 und 19. Mai 1936 in Bertin gehalten, Der deutsche Volkswirt, 29 Ma 1936, 10 Jg. Nr. 35. S. 1702.

2 „Die Verantwortung in der Wehrwirtschaft; Von Oberst des Generalstabes Thomas, Der pcutsche Volkswirt, 9 Aprit 1936. 10. Jg. Nr. 28, S. 1321.

3 „Uber die Grenzen der Wehrwirtschaft;" Von Major Dr. Hesse; Der deutsche Volkswist, 15. Mai 1936, 10. Jahrg. Nr. 33, S. 1591.

4 „Das Arbeitproblem in der Wehrwirtschaft;" Von Oberregierungsrat Dr. W. Diekmann, Der deutsche Volkswirt, 29. Mai 1936 10 Jg. Nr. 35, S. 1696.

5 „Wehrwirtschaft;" Von Major des Generalstabes Beutler, Der deu sche Volkswirt, 16. Juli 1937, 11. Jg. Nr. 42. S. 2051.

6 Die Wehrwirtschaftliche Bedeutung von Kolonien; Von H. Hellmer;

Der deutsche Volkswirt, 25. September 1936 10. Jg. Nr. 52. S. 2589.

7 „Statistik und Wehrwirtschaft"; Von Dr. Karl Pechartsceck;

Der deutsche Volkswirt, 25. Juni 1937, 11. Jg Nr. 38 S. 1905.

8 „Wegrwirtschaft und Verfassungsstruktur" Von Dr. Wilhelm Grewe; Der deutsche Volkswirt, 2. Juli 1937, 11. Jg. Nr. 40. S. 1951.

9 „Der Begriff Wehrwirtschaft"; Von Eberhard Scherbening;

Der deutsche Volkswirt, 15. Oktober 1937 18. Jg. Nr. 3. S. 106.

10 „Die Wehrwirtschaftliche Kartothek"

Von Major Dr. Hesse; Der deutsche Volkswirt, 22. Oktober 1937. 12. Jg. Nr. 4. S. 150.

これらの論文は、何れも、ナチス的「国防経済」の概念の明確なる規定が表明された頃の論作として、何れも注目すべきものである。

以上の国防経済関係論文類のうちは、小文献「国防経済学」（昭和一二年）等で、我邦にも紹介されてゐる。

尚は、最大量産の軍需経済の技術を基礎的に考へてゐる軍需経済文献に至つては、ニルヤ々列挙してゐる迄もないであるが、（例へば、茉名なものとしては、ドイツの軍需経済研究叢書、ローゼンフェートの軍需経済論〔一九三五年版〕等）内容的には、これらの諸大家の軍需経済研究の成果が、ナチス的に反映され、内面化されて、「国防経済」となつてゐるといふも過言ではないのである。

（註六）Die Begriffe der Wehr-, Friedens und Kriegswirtschaft, Militärwissenschaftliche Rundschau, hgg. vom Reichskriegsmi-

nisteriuum, 1. Jahrgang 2. Heft S. 248 ff.

（註七）ゲルマニカス原著「最後の四年」(Germany. The last four years.)（本書は、著者のスペンカー所蔵論文を集録したもの）邦譯木下矢五郎譯「獨逸の最後四年」（昭和一二年）による。

（註八）ルーデンドルフ將軍（一九三七年一二月逝去）の著書は數種あるも、特に有名なものとして、Der totale Krieg, 1935（邦譯參謀本部「全體國家總力戰」・昭和十五年あり）。同將軍が、ナチス黨員として、獨逸國防軍の再建乃至はナチス國防國家建設の指導に努力した功績は大きいものがあり、軍事家としても、クラウゼヴィッツ以來の大家と稱される。

（註九）參謀本部員クルト・ヘッセ(Kurt Hesse)少佐は、極めて熱心な戰爭經濟研究家で、一九三五—六年以降、Der deutsche Volkswirt 誌に寄稿せるもの多數ある外、一九三六年度から、「戰時經濟年報」(Kriegswirtschaftliche Jahresberichte) を編輯し、且つ「戰爭經濟研究叢書」(Schriften zur kriegswirtschaftlicher Forschung und Schulung) の刊行を企圖し、自らも數冊執筆してゐる。第一卷の「戰爭經濟思想論」(Der kriegswirtschaftliche Gedanke)（邦譯、叢書刊行會「叢書」（昭和一一年陸大參考第七號所載戰爭經濟研究の任務に就て）。同叢書は、其後數十冊刊行されてゐる。

（註一〇）Otto Goebel, Entstehung und Zielsetzung der Wehrwirtschaft: Der deutsche Volkswirt, 10. Jg. Nr. 30.

（註一一）Kurt Hesse,Grundsätzliches zur Wehrwirtschaft, Wehrwirtschaft auf lange oder kurze Sicht? Der deutsche Volkswirt, 10. Jg. Nr. 26, 29.

（註一二）扨くば、さはり、一九三六年頃から「獨逸國防政策及國防科學協會」(Deutsche Gesellschaft für Wehrpolitik und Wehrwissenschaft) なる團體から「國防政策及國防科學年報」(Jahrbach für Wehrpolitik und Wehrwissenschaften) が刊行され、其數數多くあらはれる。

（註一三）Wehrwirtschaft als Hochschulstudium, Von Major (E) Dr. Hesse, Der deutsche Volkswirt, 18. Juni 1937, 11 Jgr. Nr. 38 S. 1853.

（註一四）Dr. Guido Fischer; Wehrwirtschaft……Ihre Grundlagen und Theorien 1936（參謀・步兵學校叢書・國防經濟篇・昭和十五年）

第四章　第二次四箇年計畫

食糧自給の確保を目的とせる農民救濟と失業除去の勞働者救濟とを表看板とし、土木事業の振興と再軍備遂行とを企圖した第一次四箇年計畫は、一般國防國家體制の外廓構築としての諸般の政治工作の進捗を伴つて、一九三六年秋、豫定の四箇年を終り、兎も角も、成功の一段落を告げたものとみられた。

仍て、ナチス政府は、政治的・社會的・經濟的諸要請のまゝに、引續き、第二次四箇年計畫の實施を宣言する所があつた（註一五）。即ち、同年九月九日、ニュールンベルグに於て催された恒例のナチス黨大會――彼等の所謂「榮譽の黨大會」――に於て「今後四箇年內に、獨逸は、獨逸の能力により、獨逸の化學及機械工業により、乃至は獨逸の鑛業自體によつて生產し得られるすべての物資に於て、完全に外國より獨立せん」といふ有名なヒトラー聲明であり、次で、一〇月一八日附で、總統からゲーリング元帥に對し、右宣言に基いた四箇年計畫執行の包括的全權委任がなされたのである。間もなく一〇月二三日に行はれたゲーリング元帥の四箇年計畫受託官就任宣言には、かう述べられた（註一六）。曰く『第二次四箇年計畫とは何か？　獨逸の名譽の確保と獨逸人の生活の確保、この實現にあると余は解する……總統が余に賦與された全權の目的は何か？　萬人の力を糾合すること、又これを一定の目的に統一的に導くこと、これがその目的でなければならない……」

之を以て觀れば、第二次四箇年計畫は、既に其前計畫に達成し得た「指導者原理」に基く獨裁機構・「公益優先原理」に基く經濟機構を地盤として、更に强力な高度國防國家を完成し、大獨逸國を實現せんがための生產力擴充を大目標とせるものに外ならない、詳言すれば、其再軍備（一九三五年三月一六日に一般兵役義務の復活として、國防軍編成法制定・同年五月一日に新兵役法制定あり）の國防經濟的基調としての食糧及原料自給の確立と製鐵業・化學工業・機械工業等重要軍需工業の本格的生產擴充を實施することを目標とし、之に伴ふ勞働力配置と物價形成と貿易調整とを三大任務としたものであつて、特に主要なる四箇年計畫事項としては、一九三六年一〇月二八日伯林スポーツパラーストに於て行はれたゲーリング四箇年計畫受託官の演說によれば、

イ　石炭液化工業の振興
ロ　人絹ステープルファイバー工業の助成
ハ　國產ゴム工業の擴充
ニ　鐵・輕金屬其他の增產
ホ　農畜產食糧品の增產

等が擧げられて居る。

これらの四箇年計畫事項に關する限り、其執行全權を委ねられたゲーリング元帥は、或は閣議（Ministerrat）に

誥り、或は獨自に六部門各長官の援拔の下に（註一七）、諸般の機關（國家官廳・黨機關・公的團體等）を指揮して其企畫方策の設定及實施に當り、特に一九三八年二月四日の經濟省改組（註一七）以來は、同省の施行部門を直接の實施機關として、ひたすら、ナチス國防經濟體制の擴充・整備に努力して來た。更に言へば、ナチス獨逸は、この第二次四箇年計畫の進展に伴ひ、物心兩面の完全な總動員態勢を誇り得るに至つたのである。ナチス「戰時」經濟體制の眞の出發點は、この一九三六年秋以來の第二次四箇年計畫開始に在る、といはれる所以である。

かくの如く、「ナチスの四箇年計畫こそは、戰爭經濟目的を遂行すべき國防經濟の實踐に外ならない」（獨逸戰爭經濟學者ヘッセ少佐の言葉）のであり、この間に於ける四箇年計畫と前述の「國防經濟」との緊密な結びつきに就ては、夙に、獨逸國防軍經濟參謀本部長トーマス大佐が、明確に指摘した所である（註一八）。トーマス大佐は『新四箇年計畫は、獨逸のために、經濟的自由を圖ひとるといふ思想から生れたものであり、この目標は、あらゆる物的及心的諸力が一つの方向に一致した場合のみに達成できるのである。四箇年計畫と國防經濟とは、密接に結びついて居り、本質の上でも行爲の上でも、緊密に結合してゐる。共に「獨逸の自由のために」といふ最高目標に奉仕するのである』といつてゐる。

かくして、第二次四箇年計畫開始後の二三年は、ナチス獨逸の本格的國防經濟體制展開の時期であつた。表面の目的は、聲明にみらるゝ如く「國內新原料の生產力を擴充し、達成された原料の自給で生じた餘剩輸入力を獨逸が絕對必要とする食糧と國內で絕對生產できぬ原料に集中する」といふ、或意味で、前四箇年間の政策の延長乃至擴充とみられ得るのであるけれども、單にそれのみでなく、其眞の目標は、一切の經濟政策を指揮統轄する「經濟參謀本部」を中心にした國防經濟國家の建設に置かれたことは疑ないのである。現に、この第二次四箇年計畫の實施を目して、當時の諸外國は、均しく、獨逸の完全な戰時經濟體制の具現なりとし、或ものは、その長期繼續の不可能なる所以を豫測し、或ものは、その將來恐るべき所以を說いたのであつた。

要するに、獨逸の第二次四箇年計畫は、其總國力を動員して、所期の目的を達せんとする大掛りな國策の實施であつて、單に經濟のみに限らず、あらゆる分野を直接間接、之に關與せしめ、而も四箇年計畫受託官には、これらの「獨逸國民總力の統一的指導と監及び國家のあらゆる國防機關の協力を求め乃至は全所管事項の所轄」をなすべき權限が與へられ、名實共に、平時に於ける經濟參謀本部的性格を帶有せしめてゐるのである（第二編第六章一二四頁以下參照）。

即ち、ナチスの「四箇年計畫（フィールヤーレスプラン）」なるもの〻性格は、單なる經濟的設計的計畫にあらずして、寧ろ政治的指導的命令といはるべきものであり「四箇年」の期間は、單に對國民への公約期間を明示したに過ぎぬものとみられる。端的にいへば、トーマス大佐の言の如く「國防經濟」といふも「四箇年計畫」といふも、ナチスにとつては、結局同一物を意味してゐるに過ぎない。この點から、ナチス經濟統制を目して「計畫經濟」（Planwirtschaft）となすは

妥當でなく、須らく「指導經濟」（Führungswirtschaft od. Lenkungswirtschaft）と稱すべきものである、とされる（註一九）。卽ち、ナチスに於ける「國家と經濟」との關係に於ても、絶對的な國家的關與關係があるのではなくして、經濟家の私的創意を生かした彈力的な國家的指導關係があるものと、みられねばならないのである（註二〇）。

然らば、この第二次四箇年計畫下の國防經濟體制は、具體的に如何なる展開をみせたか。次に概略乍ら眺めて置かう。

第一は、公共土木事業及再軍備經濟の進捗につれて失業撲滅の目的が達成された半面に於て、所謂「完全就業」（Vollbeschäftigung）の相貌を呈したナチス經濟下に非常な難問題として生起し來つた勞働力の缺乏問題に對處すべき所謂勞務配置方策の展開である。この四箇年計畫下の勞務配置政策の進展こそは、ナチス國防經濟の最も端的な「戰時經濟」的相貌の表現だつたのである。それは、特に熟練工の不足といふ最も重大な現象に直面して著しく露呈せる所であつた。蓋し、特定の知識・經驗・技能を要する職場は、それらの要件を備へた殆んどすべての勞務者によつて占められ、就業者一八〇〇萬、失業者一〇〇といふ狀勢下に於て、更に、軍需生産力擴充のために、凡そ一〇〇萬の新規勞力を動員するといふことは、決して、生易しい問題ではなかつたからである。「勞務配置上の周到な計畫なくして、獨逸の新原料經濟及所要軍備の建設を全うすることは不可能である」（ヒトラーの言葉）とされ

就任と同時に、勞務配置の緊要性を認定したゲーリング受託官は、周知の如く四箇年計畫本部の六部構成中に「勞働配置部」を特設して、この分野の活動を一元化すると同時に、あらゆる措置を講じ、勞働者・中央職業紹介失業保險局を督勵して、之が解決に努めたのである。而して、その對策は、先づ、熟練工の缺乏に對處して、其見習工の確保、勞務者移動の制限に重點を置いたのであつた。特に、一九三六年一一月七日附で出された一聯の四箇年計畫施行令（專門工見習確保令・製鐵業金屬工業ノ國策上及經濟政策上重要ナル注文ニ對スル金屬勞務者ノ需要確保ニ關スル命令等々）や、一九三八年二月十五日附農業及家庭經濟に於ケル婦人勞務者配置强化ニ關スル命令や同年三月一日附學校卒業者申告令や其他無數の勞務配置的措置の實施の後に、同年六月二二日劃期的な全國民勞働義務制たる「勞務徵用令」が公布施行をみるに至つた。國策上重要事業勞力確保令がこれである。それは、獨逸國民は、すべて一定期間、國家の命令に應じ、國家事業のために勞務に服しなければならぬといふ本格的な勞務動員體制を具現化したものであるが、戰爭勃發の當年たる一九三九年二月、更に一段と其趣旨の强化擴充をみるに至つた。この勞力確保令の根本基調は、要するに、(イ)失業消化によつても、(ロ)勞働時間の延長によつても、(ハ)機械設備の改善改造によつても、十分に企圖し得ない勞働力缺乏補正策としての適材適所主義を强調せんとするに在り、更にいへば、限りある勞働力をして限りない生産事業に從はしむるために各勞務者を其知識・經驗・技能其他の職業準備教育に最もよく適合したる職場に强權を以て移動せしめて、其可及

的大なる能率を發揮せしめんとしたものである。

而も、其間、本格的な勞務動員體制への進展に卽應して、一九三八年一一月一日附總統布告により、從來、單なる公法的中央機關たるに止つてゐた中央職業紹介失業保險局を國營として、勞働省の中に統合し、一九三九年三月二五日附勞務配置令は、「州勞務廳」(Landesarbeitsämter)及「勞働局」(Arbeitsamter)を國家官廳となし、其職員を國家官吏として、名實共に、勞務配置の中央集權的統轄を可能ならしめるに至つた。

この强力な勞務動員方策は、大綱に於て、既に戰時經濟體制であつたのであるから、開戰となつて、急激な戰時經濟轉換となつても、いはば之を局部的に强化擴充するを以て足りたものとみられるのであり、且戰時勞働行政機構の如きは、全然改編の事さへなく、從來のまゝで戰時經濟需要の充足に應ずることとされたのである(註二一)。

第一表は、ナチス國防經濟七ケ年間の勞務情況(失業者及就業者數)を示す。

第一表　ナチス國防經濟七ケ年間の勞働狀況(毎年一月)

	失業者	就業者
一九三三年	六〇一・四萬人	一一四八・七萬人
一九三四年	三七七・三萬人	一三九八・四萬人
一九三五年	二九七・四萬人	一五〇四・二萬人
一九三六年	二五二・〇萬人	一六一八・七萬人
一九三七年	一八五・三萬人	一七二六・九萬人
一九三八年	一〇五・二萬人	一八七三・六萬人
一九三九年	三〇・二萬人	二〇三五・〇萬人

(獨逸統計局發表)

次に、第二次四箇年計畫の第二の任務は、原料管理であつた。大體、同計畫の最大目標が、「この四ケ年間に、獨逸の能力により、獨逸の化學及機械工業により獨逸の鑛業によつて生產し得る限りの一切の原料をば完全に外國より獨立せしめねばならぬ」ことに置かれたことは、前記の如くであるから、必然的に其「新計畫」に基く爲替管理及貿易管理の技術的操作による强力な原料管理統制が企圖されざるを得なかつたわけである。而も、他方に於て從來閑却されてゐた國內原料資源の開發並に獨逸の技術及科學の力による新原料の創造に關する幾多の措置も執られ、そのためには、既設の商品管理局が各原料品目別に動員され、輸入原料の國內取引の管理及原料輸入の統制事務の管掌に當らしめられた。獨逸科學及技術による原料補給を試みられた分野は、合成ベンジン・人造羊毛・合成ゴム(所謂ブナ)・其他所謂人造原料等であり、夫々相當の業績を獲得され來つたが、單にかゝる合成原料部門のみならず、天然原料部門に於ても、一九三六年一二月一日附鑛物資源開發法により、鑛業權者の積極的開發を强制せしめ、更には、政府自ら國內の貯藏鐵鑛を確保すべく、一大國策會社ヘルマン・ゲーリング會社の設立さへ實行した(註二二)。更に、原料管理上强行されたものとしては、家庭乃至營業經營に於ける廢品回收による原料獲得の措

置も注目すべきものである。

更に、第二次四箇年計畫の第三の任務は、價格の統制にあつた。第一次計畫下の數ケ年間は、特殊の市場組織に基く農産物價格統制を除けば、大體に於て、輸入價格及カルテル價格の統制による所謂「價格監視」(Preisüberwachung)が行はれて來たのであるが、從來のこの價格監視は、第二次四箇年計畫の重大任務に直面して、脈應なしに、價格停止(一九三六年一一月二六日附命令)に引續く價格形成國家委員による「價格形成」に進展せねばならなかつた。蓋し、勞働力不足に基く勞賃の上昇と原料の輸入難乃至生産難に基く原料價格の上昇とは、相俟つて商品價格の際限なき吊上りを招來し、インフレーション惹起の危險を齎らす虞れがあつたからである。一九三七年七月一五日附**外國商品價格令**は、更に之が對策に加へられた。而して、一九三九年八月二〇日附**國民經濟上適正ナル價格形成ノ諸原則ニ關スル命令**こそは、第二次第四箇年計畫下の積極的價格形成期に於ける最も新しい國防經濟的價格統制法規であつたのであつて、而も、それが結局、實質的には、戰時經濟物價體制の根幹とされるに至つたのである(詳しくは、後述第二編中勞賃及價格の戰時體制の個所にてみることにしたい)。

目を轉じて「四箇年計畫」の任務の遂行を可能ならしめたナチス財政計畫に就て簡單に觸れて置きたい。

最近に於けるヒトラーの國會演說によると、ナチス政府成立以來一九三八年までに、新獨逸國防軍再建のために投ぜられた費額は、九〇〇億ライヒスマルクといふ。九〇〇億ライヒスマルクといへば、一九三八年の國民所得七七五億(之が從來の國民所得額中の最高である——後掲第二表參照)を超ゆること一二五億、過去六箇年の豫算年度に於ける總稅收入を超ゆること、二二〇億ライヒスマルクといふ尨大な額である(軍事費の多寡が唯一のバロメーターではないとしても、短年月に於ける獨逸國防軍の擴充・軍裝備の近代化の程度は、之によつても一應推測がつけられるわけである)。

而して、この九〇〇億の國防費の裏付けをなし來つた要因は、ナチス當局の言によれば、第一に、科學的研究及熟練勞働を基調として軍擴の達成に努力したる獨逸經濟及勞働の力であり、第二に、かくも尨大なる資金の捻出を立派になし遂げた獨逸爲政者の財政技術であり、第三に、獨逸國民の納稅紀律及國家安危のために進んで自己の貯蓄を國庫に托した國民的信賴、この三であるといふ。

この說明の中に、既にナチス財政々策の面目が窺はれるのであり、之を發展的にみれば、ナチスの財政政策も政權確立以後、開戰までに三段階を經てゐるが、其最後の段階たる一九三九年三月二〇日附**國營事業ノ金融ニ關スル法律**(Gesetz über die Finanzierung nationalpolitischer Aufgaben des Reichs)所謂「新財政計畫」(Neuer Finanzplan)こそは、開戰までのナチスの新財政々策の基礎をなす劃期的立法であつた。卽ち、第一期は、特殊手形(特に勞働創設手形及國庫證券等)による所謂中間金融により、一九三三年以來一九三八年春までの五ケ年間に亙つて、失業撲滅のための公共土木事業費・農村振興費等莫大なる費額(一九三三—五年間に七五億ライヒスマル

クに上つたと伯林景氣研究所はいつてゐる）の捻出に成功し、ナチス經濟建設に大きな使命を果たしたものとみられる。

第二期は、一九三八年春以降、特殊手形による金融に代つて、所謂「政府註文納入證券」と稱する無利子の大藏省證券で、要するに、政府所要の資金を租稅收入乃至公債收入の限度內で調達する趣旨のものであつた。然し僅か一年足らずの實施期間後「大獨逸國」實現後の新事態に對處するための、第三期新財政計畫が開始された。後述の第三編・一四九頁以下に於て若干觸れて居るから、こゝでは略するが、要するに、例の新租稅證券制度及超過所得稅制度を主眼としたもので、前掲基本法並びに一九三九年四月二六日附新財政計畫施行令及一九三九年七月一日第二次施行令により展開されたものである。戰時經濟體制になつて間もなく廢止され、短期間の施行の後、戰時大增稅政策に代へられたものであるが、ナチス國防經濟體制の最後的段階の財政計畫として、注目すべき問題を數多く含んでゐることは言を俟たぬ。制度の內容は、其他の一般金融政策と共に、綜合的に考察されねばならぬ問題である。

× × ×

次の第二表は、開戰直前までのナチス國防經濟の發展情況を示す。伯林景氣研究所調査にかゝるものである。

第二表　開戰直前までのナチス國防經濟發展情況

	單位	一九二九年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
就業勞務者數	一〇〇〇人	一七八七〇	一二五八〇	一三〇八〇	五〇九〇	一六〇〇〇	（註二）一七一四〇	（註二）一八三七〇	（註二）一九五一八
就業工業勞働者數	一〇〇〇人	六二四一	三七一一	四一一三	五二二四	五七三七	六二七〇	（註二）六九一四	（註二）七三四八
工業勞務者平均勞働時間（週當り）	時間	四六・〇二	四一・四六	四二・九六	四四・五八	四四・四六	四五・五四	四六・〇八	五六・五〇
工業生產指數（全體）（註一）	一九二八年	一〇〇九	五八・七	六五・五	八三・三	九五・八	一〇六・七	一一六・七	一二四・七
同上（食糧品嗜好品を除く）（註一）	＝一〇〇	一〇一・四	五四・〇	六一・五	八〇・九	九五・三	一〇七・八	一一八・八	一二八・〇
物資投資價額	一〇億ライヒスマルク	一三・六	三・五	五・一	八・三	一一・二	一三・八	一六・〇	一八—一九
農業生產價額	百萬ライヒスマルク	一四〇四五	一〇一二三	八七三・五	九八九〇	一一一六四	一一六〇五	一一九四〇	一二六一二
國有鐵道貨物及人間輸送重量	一〇億瓲	二七〇・六	一九一・九	一九九・〇	二二七・一	二四八・二	二六七・一	二九九・〇	（註三）三四〇・二
國民所得	一〇億ライヒスマルク	七五・九五	四五・一八	四六・五一	五二・七一	（註二）五二・七一	（註二）五八・六二	（註二）六四・九四	（註二）約七七・五
小賣商賣上總額	一〇億ライヒスマルク	三六・六	二二・七	二一・八	二四・二	二五・二	二七・八	三〇・九	三三・九

註一　一九三五年三月以降ザール地方を含み、一九三八年三月以降オストマルクの鐵鋼生產を含む。

註二　舊獨逸とザール地方。

註三　オストマルク及ズデーテン地方を含む。

資料——Vierteljahreshefte zur Wirischaftsforschung, hgg. von Ernst Wagemann, 14. Jg. 1930/40, Heft, S. 5.

（註一五）第一次四箇年計畫の根據法となつた一九三三年三月二四日附授權法は一九三七年四月一日で滿期失效となるので、第二次四箇年計畫の根據法として、更に、其效力延長を定むる法律が、一九三七年一月三〇日附で制定された。これによつて、授權法の有效期間は、更に四箇年一九四一年四月一日まで延長されることとされた。

（註一六）內閣調査局・列國政策彙報（昭和十一年第一三號）所載獨新經濟四箇年計畫宣言。

（註一七）四箇年計畫廳及經濟省の改組に就ては、後述第二編七四頁以下（註二）、（註三　參照。

（註一八）Der Vierjahresplan, 1. Jg. Nr. 2, „Weltwirtschaft und Vierjahresplan" その紹介は、小穴毅著「獨逸國防經濟論」（昭和十三年）四八頁以下にあり。

（註一九）最近刊に Walter Huppert, Grundlagen der Planwirtschaft 1939. の如きものもあつて、絕無ではないが、大體、ナチス經濟書に「計畫經濟」なる用語乃至概念を用ひたものは少いやうである。最近我邦に來朝して講演を行つたエー・ヘルフエリツヒ（Helfferich）氏（一九四〇年三月一二日日本工業俱樂部に於ける「獨逸に於ける經濟指導と能率增進 Lenkung und Leistung der Deutschen Wirtschaft なる題名下の講演——「獨逸事情」誌第九卷第七號による）も、この旨を强調し、「我々が獨逸で發見しました新らしい經濟形式は、往々誤つて「計畫經濟」と呼ばれて居りますが、寧ろこの經濟形式は、假令それが多くの場合非常に廣範圍に亙る指導であるにしましても、それは、事實一つの經濟指導 Wirtschaftslenkung であるのであります云々」と云つてゐる。

（註二〇）ナチス當局も機會ある毎にこの趣旨を述べてゐる。揷譯「ナチスに於ける「國家と經濟」企畫第二卷昭和一四年第一二號參照。

（註二一）後述第二編第三章一〇六頁參照。

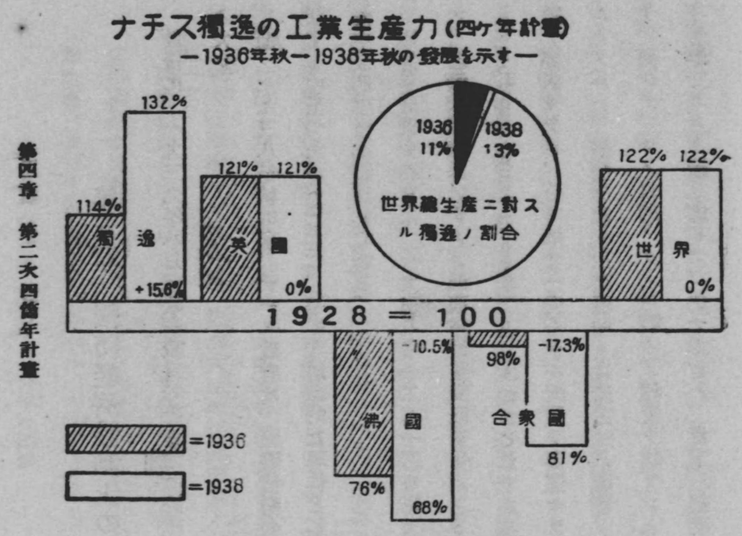

「四箇年計畫」誌（1939年第3卷1.°.合併號）より

（註二二）揷稿「獨逸國策會社ヘルマン・ゲーリング製鐵所新設事情に就て——そのナチス國防經濟施設としての意味——」「企畫」第一卷第一〇號七三頁以下。

第五章　國防經濟體制上の若干の進展

最後に、一九三九年八月末歐洲戰爭勃發までに於ける注目すべきナチス國防經濟體制進展の相貌を若干摘示してみたい。

(1)　一九三八年秋以來、ナチス政府は、國際情勢の極度の緊迫化に卽應すべく、國防經濟の全面的能率增進を企圖するに至つたが(註二三)、特に其組織的な現れとして、注目すべきものは、經濟大臣が、諸問機關として設置した中央能率增進委員會である。

四箇年計畫受託官は、一九三八年一二月一四日附文書を以て、フンク經濟大臣に對し、次の如き委任命令を發した。**經濟統轄確保ノタメノ四箇年計畫受託官令**（Anordnung des Beauftragten für den Vierjahr-splan zur Sicherstellung der Zentralführung）といふのがこれである。曰く、今ヤ四箇年計畫ノ實施ニ伴ヒ、獨逸經濟ハ高度ノ活動ヲ要求セラレ、全勞働者ハ完全ナル配置ヲ要望セラレルニ至レリ。獨逸經濟ニシテ、ヨリ以上ノ向上擴充ヲ期スルタメニハ、經營施設・生產機械・生產方法ノ改善ト獨逸經濟ニ從事スル勞働者ノ能力ノ向上トハ絕對ノ必要事ナリ。而シテ、コノ目的ノタメニ諸々ノ措置ヲ執ラントセバ、統一的ナル指導管理（eine einheitliche Lenkung）ノ不可缺ナルコト疑ヲ容レズ。仍テ本官ハ、貴下（經濟大臣）ニ對シ、獨逸經濟ノ生產增進ノタメニ必要ナルスベテノ措置命令及實施ヲ委任スベシ。貴下ハ、右目的ニ添フ諸々ノ任務ヲ適宜相當ノ機關ニ配分シ、且ツ之等諸機關ノ事務分掌ヲ明確ニ規制スルノ權限ヲ行使セラルベシ。但シ、右事務配分ニ當リ、黨、黨支部及其所屬團體ノ要求アルトキハ、總統代理ト協議スルコトヲ要ス。右任務ノタメニハ、全計畫ニ包含セラルルスベテノ組織及企業ハ、貴下ノ指揮權ニ服スベキモノトス』と。

斯くの如き四箇年計畫受託官の委任を受けたフンク經濟相は、一九三九年一月に至つて「中央能率增進委員會」(Reichsausschuss für Leistungssteigerung, Reichsanzeiger vom 13. Januar 1939)。同委員會は、「經營施設・生產機械・生產方法ノ改善並ニ從業者ノ訓練及教育等獨逸經濟力ノ向上ニ必要ナルスベテノ措置ノ統制ニ當ル」機關で、いはゞ一種の生產擴充委員會に外ならない。同委員會に關聯し、一切の經營能率方策の實施に關與するすべての機關の連絡の統制を保持せしむるために、經濟相は、大要次の如く定めた。

イ　中央能率增進委員會は、經濟大臣の諮問機關として、之に隷屬し、其監督に服する。

ロ　同委員會に於ては、經濟企畫・技術的合理化及生產增進策の立案及實施に關與する政府・黨・經濟界のすべての機關が緊密に協力することを要する。卽ち、同委員會は、これら協力活動の中樞的組織的基礎とされねばならぬ。

ハ　同委員會は、一名の委員長と若干名の委員を以て構成する。委員長及委員何れも、經濟大臣の任免する所である。但し、各大臣、總統代理・特別受託官は、何れも職務上當然に委員となる。其他の委員は、大體、方策の實施を委託さるゝ諸機關及諸組織中から、適宜詮衡される。

ニ　同委員會計は、商工經濟團體の負擔とする。

(2)　國防經濟體制の構築に當つて、統計資料の適正精密なる整備を期する必要あるはいふまでもないことで、前述の如く國防經濟論者も、均しく認むる所である。從つて、獨逸四箇年計畫經濟の諸般に亙る活動の周匝適正を期するために、各種經濟統計調査の活潑な活動が要求され、ために、其從來みる如き統計調査への堆積の無統制放任が許されなくなつたことは、當然の成行である。この間に於て、ナチス政府は、經濟統計關係に於ても、注目すべき國防經濟體制の再編成を行ふ所があつた。卽ち、機構の再編成として、一九三八年秋從來の經濟省外局たる中央統計局（das statistische Reichsamt）の第七部（工業生産統計を掌れる部）を獨立擴充せしめ、平戰時に亙つて所要の國防經濟的工業統計資料の整備に專念せしめることとしたことが其一であり、又、一九三九年初頭、經濟統制簡易化令（Verordnung der Vereinfachung der Wirtschaftsstatistik）に基て、經濟統計調査施行の統制を企圖し、其中央統制機關として「中央統計委員會」（ein statistischer Zentralausschuss）の設置をみたことが其二である。右の中、前者は、重要なる國防經濟的機能を營むものとして、戰時經濟體制下に於ても特筆に値するといふ意味から、特に、後述第二編（第五章一一九頁以下）に於て採上げて詳述して置いたから、こゝでは、後者のみに就て、若干觸れて置かう。

前述經濟統計簡易化令は、四箇年計畫受託官が、經濟統計調査を統制簡易化し、特に、業界から其過當な筆寫の勞を除くためと稱して、一九三六年一〇月一八日附四箇年計畫施行令に基き、一九三九年二月一三日附で制定公布され同四月一日より實施されたものである。

同令によれば、すべて經濟統計調査をなさんとする者は、調査者の何人たるとを問はず、統計局長官の許可を要する（同令第一條）。但し、次に掲ぐる五種の統計調査に限り、右の許可を受くる義務を免ぜられる（第二條第一項）。

1　地域上及事項上極めて狹隘にして一般的意義を有せざる統計調査。但し、右調査が包括的且つ大規模な調査の一部分として行はれる場合は許可義務がある。

ロ　一つの經營的企業會社が、其經營工場若くは其一部工場に於て實施する統計調査。

ハ　法人格の有無を問はず、すべての組合・團體・社團が其構成經營乃至は其下級構成經營に付實施する統計調査。但し、右調査に於て、成員數の確認若くは成員の出捐の確定を目的とする調査以上に亙つて、個々の人間又は經營に照會（Befragung）が發せられる場合、特に生産狀態・所得狀態・職業狀態・取引關係等に就て「照會」が行はるゝ場合は、許可義務がある。

ニ　或官廳が、其下級官廳、事務機關及官吏に就き、官廳外部の人間の「照會」を要せずして行ふ統計調査。外部の人間の經營の經濟關係に對する「照會」は許されないが、右「照會」の對象が、當該機關の物的管轄に屬する場合は、この限りでない。

ホ　國民社會主義獨逸勞働黨及其各支部の行ふ統計調査。

而して、右統計調査に許可義務を認むべきや否やに就き、疑あるときは、統計局長官が、新設の「中央統計委員會」を通じて、之を決定する（第二條第二項）。

右許可下附の申請は、調査立案機關、その調査計畫文書及調査票を添附して、調査施行前に、文書を以て、統計局長官の許まで之を提出すべきものとされた（第三條）。

既に明かなやうに、「中央統計委員會」（ein statistischer Zentralausschuss）は、許可下附の申請の裁定及經濟統計調査の統一及簡易化の準備に協力し、又は經濟統計調査に從ふ諸機關の代表者であり、委員長は、經濟大臣之を補任し、實際として參加する者は、主として經濟統計調査に從ふ諸機關の代表者であり、委員長は、經濟大臣之を補任し、實際の委員會事務は、統計局長官之を指揮する（第四條第一項）。但し、詳細は、右委員長の制定する委員會處務規程が定める（第四條第二項）。

右許可は、一般に、特定の統計調査の種類を限つて與へられる。許可には、調査計畫並びに其の利用及公表の時期・範圍・種類・方法に關し條件を附することができる（第五條）。

「中央統計委員會」と調査及調査施行機關の所管大臣との間に諒解あるときは、中央統計委員會委員長が、許可の下附及拒否の處分をなすことが出來るが、其他の場合に於ては、委員長は、四箇年計畫受託官まで、決定に關する意見書を提出することとされた（第七條）。而して、故意又は過失によつて、許可なしに、若くは第五條所定の如き條件を逸脫して統計調査を行つた者は、罰金刑及最高一年の懲役に處せられる（第八條）。

大體右の如くであるが、こゝで注目せねばならぬことは、この獨逸統計調査制度の重要な改善工作が、四箇年計畫受託官の權限を以て行はれたことである。この點に就て、ドイチエ・フオルクスヴイルト誌（第八卷第二〇號一九三九年三月）の如きは、ナチス國防經濟體制下の統計局の機能の退化と其對策といふ見地から國防經濟統計調査の改善工作が四箇年計畫の一環として行はれたことを次の如く端的に說明してゐる。——曰く『まづ、最初に、我々の率直に承認せねばならぬことは、こゝ數年間に於ける獨逸統計局の統計的指導性の喪失といふことである。といふのは、同局が、近來益々數字の大量製造機械の觀を呈するに至つたからである。統計なるものが、元來、單なる「手段」に過ぎないのであつて「目的」でない、といふことを完全に忘れ去つてしまつてゐる。だが、統制經濟時代は、かゝる弊に一日も堪えることが出來ぬ。この時代の統計は、統計本然の使命に立還つて、益々特定目的に貴重な手段として役立たねばならぬ。力を竭くして、所謂「數字の墓地」（Zahlenfriedhof）を建設するなどは、凡

そナンセンス極まることである。獨逸統計局たるもの、この際、其本然の使命に目覺めて「統計參謀本部」たる任務を果たさねばならぬのだ――而して、要は、既に獲得した經濟政策・經濟學・ジャーナリズム關係の統計的數字の山を、どし〳〵實際的に利用せしめるのでなければならぬ。

所で、かの經濟統計簡易化令は、第一に、この意味に於て、――一般的には、所謂「紙濫費防止」への大きな歩み寄りとしても――歡迎さるべき劃期的命令といひ得る。それが、果して所期の目的を達するや否やは、まだ疑問であらうが、これは、右命令に於ける所謂許可の下附並びに「經濟統計調査」の概念の解釋を嚴重、嚴密に行ふかどうかに依存する問題であることは、疑ひない。特に注目さるべきことは、何ら經濟的乃至統計的性格を有せずして、單に何らかの監視目的に役立つだけの、從つて、統計的利用性の絶無なる事項の調査に亙る無數の大小の「調査照會」の連續が、經濟界の大きな負擔となつてゐるといふことである。だが、地域的及事項的に非常に限局された小範圍の照會調査は、假令細密な調査で感服しないからといつても、さう急になくなるものではない。當局者は專ら、實際上の施行規程が、この際何程かの緩和劑乃至調整劑にはなり得るだらう、と考へたものの如くである。

要するに、ナチス政府今回の統計調査の統計は、統計上の無駄を排除し、其分散的傾向を一層有效ならしめて、今後の統計局が統計の「腦水腫」たることなきやうにするといふのが眼目となつてゐるのであり、如何なる調査機關によつて行はれたるを問はず、苟くも利用性のないやうな統計調査は、すべて之を排除することが出來たならば所期の目的は完全に達したことになるのである」と。

尙ほ、右にも一寸觸れたが、この統計調査統制が、勞力節約の外に、用紙節約の觀點からも重視された措置であつたことは、注目を要する所であらう。フランクフルト新聞（一九三九年五月一〇日附）の如きは、統計調査の「質問紙」（Fragebogen）の氾濫は、用紙濫費の第二期的現象であり、第三期現象たる官廳公署に於ける事務用紙の濫用（形式的繁文褥禮主義をも示唆す）と共に、國防經濟體制上、警戒を要する點なり、と論じてゐる。

(3) 四箇年計畫の軍需工業生産の擴充に伴つて、獨逸原料經濟の逼迫は益々著しくなり、其打開のために幾多の統制措置が執られたことは、一々說くまでもないことであるが、特に、前述（四五頁　の如き原料管理方策と並んで、鑛物資源の自給的生産力擴充が當面の急務として、採上げられたことは、當然のこととといふべきである。例へば、從來何らかの理由で踏査出來なかつた鑛床を更に踏査し、又は之を新規に開發すること等が重要な方策として考へられるに至つた。ケプラー博士の言にみる如く、ナチス政府に於ては『獨逸國土内に存する原料資源の貯藏は必ずしも一般に考へられるほど、然く貧弱なものではない。「鑛山學」の總本元たる獨逸が、其科學と技術とを動員して、之を新規に調査研究する限り、所謂有效鑛床の發見など、大に望みがある筈である』の見解が持せられてゐるのである。

かゝる見解の一の實踐として擧げることができるのは、一九三九年三月の中央地質調査局（Reichsstelle für Bo-

denforschung)の設立である。これは、一九三九年三月一〇日附同局ニ關スル四箇年計畫受託官令(Verordnungüber die Errichtung einer Reichsstelle für Bodenforschung)により、既存の四箇年計畫廳獨逸地質研究部(Dienststelle der Vierjahresplanes „Erforschung des deutschen Bodens")並びに各州立地質調査所を統合して出來たものである。同調査局は、伯林に所在し、經濟大臣の所管に屬し、從來の各地質研究所會計一般は、同年四月一日以降國庫の計算に統合せられ、同時に、從來の各所員は、すべて國家官吏とされ、雇員傭員も國家の使用人及勞働者とされるに至つた。而して、同調査局長には、舊四箇年計畫廳獨逸地質研究部長たりしケプラー博士が昇格任命された。

かくして、從來相互間に何ら密接なる連絡も統一せる企畫もなかつた諸多の州立地質調査所は、こゝに一のハッキリした共同研究企畫に從つて、統一的に、獨逸の地質研究に進み得ることになつた。特に、多數の卓越せる學徒研究員が、相協力して、當面の緊急問題の解決に從事し得ることになつた。この中央地質調査局の新設が、ナチス獨逸に於ける國防經濟的科學動員機構の一强化として注目さるべきは、言を俟たないのであつて、「四箇年計畫一誌(一九三九年第三卷第七號)の如きは、この中央地質調査局に大なる期待をかけ、次の如き抱負を掲げてゐるのである——曰く、『今や、獨逸の地下埋藏資源を剩す所なく利用することが、現下の緊要事となつた。從來既に、ザルツギッター(例のヘルマン・ゲーリング製鐵所の鐵區)ステーダードルフ・ギフホルンに於て行はれてゐた四箇年計畫廳地質研究部の鑛床ボーリングや、ハンブルグ・オストマルクに於て行はれてゐた國營ボーリング計畫に基く石油ボーリング等は、相當の成績を擧げ、獨逸全體の地質研究に巨額の費用をかけてゐる所以を容易に肯かしめるほどであり、更に右活動を全國的に擴充し、促進することは、當然のことと考へられるに至つた。例へば、石油の有望な獨逸西北地方の構造地圖が近く出る筈であるが、之は、所謂穿井を最少限度にとゞめて居る。近く又、同じく石油の有望なオストマルクで、地球物理學的研究が益々强化の必要をみ、チロール地方のゼーフエルトの石油買岩層の檢討も行はれねばならず、更に、獨逸國產鐵鑛の產出も增大されねばならぬ等々、獨逸產原料需要の長期自給のためには、萬端の研究が、益々促進されねばならぬ。これらのすべてに就き、或は又、其他の非鐵金屬の探索にしても、凡そ地質調査に當つて必要なのは、いふまでもなく、地球物理學と現地鑛山企業との緊密な協働作業である。

所で、この新設の中央地質調査局は、必ずしも、各研究調査者の私的創意を侵すものではなく、經濟に好もしからぬ結果を强要するものでもない。寧ろ、石油に於ける如く、鑛物に於ても、私的資本及私的勞働力が、本調査局の準備工作によつて、現實に有望な特定目標に向つて集中される必要が起るわけである。つまり、半面に於て、資本及勞力の無駄を省くことを理想とするものである。其他、從來の州立地質調査所には、實際上及調査研究上、極めて不備且つ不便な點が多かつたのであるが、この中央調査局によつて、調査範圍が獨逸全土に擴げられ、例へば調査方法の發達等の上にも寄與する所少くないものと考へられてゐるのである云々。』

（註二三）　四個年計畫誌第三卷第三號（一九三九年二月）參照。尙ほ、同誌第三卷第一—二合併號（一九三九年一月）所載の諸家の報告も、この間の情勢をよく傳へる。

第六章　結　語

以上概觀せるところによつて、我々は、一九三九年八—九月の交、開戰と同時に展開されたナチス戰時經濟體制なるものが、長期間に亙る組織的準備と技術的訓練の先驅を伴つてゐたことを知ることができるであらう。無論、國際政治情勢の險惡化と世界經濟關係の逼迫化とは、世界の各國、就中英佛の民主々義陣營にも、夙に著しい對戰準備の進捗がみられるのであるが（それは特に一九三八年秋ミュンヘン會議以來の顯著な動向であつた）、然し、其全體主義的な國家機構の政治經濟思想の全面に亙る再編成の上に構成されて來たナチス國防＝戰時經濟體制との間には、本質的な差異があるとみらるべきであらう。

本書後述の第二編は、戰爭開始と同時に、從來の國防經濟體制を地盤として、一擧に展開された戰時經濟行政機構と之が機能の再編成に關する敍述であるが、尙ほ、この機構及機能の戰時再編成の理解に資する範圍に於て以上の所說と重複しない程度に戰前までの大體の機構の進展情況をも窺つて置いた。

第三編に於ては、開戰と同時に、ナチス政府の打つた財經緊急政策の手をかの「戰時經濟令」を中心にして說くことにした。飽くまでも、戰時經濟令による緊急措置の說明に終始したので、所謂ナチス戰時財政論でもなければナチス戰時金融論でもない。專ら、反戰的經濟犯の處罰と、戰時增稅の大要と、戰時勞賃對策と、戰時物價對策と

の四大支柱を扱ふに止めた。本來、これらの問題は、開戰前に於けるナチス國防經濟の全面的進展と併せ研究の上綜合的、發展的に扱はねばならない所である。

第四編に於ては、開戰と同時に（否、開戰直前から）斷行された所謂切符制、國民消費生活の戰時體制を扱ふ。これらは基礎こそ開戰に至るまでの國防經濟體制の地盤でありであり、部分的には、既に若干切符制（無論、許可制の購買證券制）の實施もないわけではなかつたのであるが、然し、かくも全面的に、組織的に、本腰を入れた切符制度の斷行は、今次其機構の戰時再編成以上に、ナチス的戰時色の豐富な措置であるといふことができやう。それらは、後にみる如く、差當り、當面の買溜め防止を眼目とした暫行的切符制を過渡的措置となし、後漸次に、かねて用意の合理的な切符制を展開した。一、二の例外はあるが、概ね物の豐富なうちに斷行せる豫備的貯藏對策に外ならず、前大戰にみられたやうな窮乏對策でなかつた。加之、極めて峻嚴なる割當制度により、一般消費者大衆に對する强權的消費節約策及購買力吸收策として、其の徹底せる勞賃、價格政策と並んで、インフレーションに對する大防壁の役割を營みつゝあることに、注目すべき點がなければならぬ。本書の第四篇は、ナチス戰時經濟體制に於けるこの問題の特異性に鑑み、他編との不釣合を顧慮せず詳述した。

著者は、更に、第五編として、ナチス勞務動員體制を說く積りであつた。前にも少しく觸れたやうに、ナチスの勞務動員體制は、開戰前、既に、高度の戰時體制の性格を露呈し、開戰と同時に、若干の補强工作が試みられる以外に餘地なしといふも過言でないほどであつた。而して、この勞務動員體制は、或意味で、我邦戰時經濟體制上極めて參考になる點も多いし、ナチス自體としても、其最も端的な進展を示した部面であるから、本書でも、切符制に匹敵する位に詳說する豫定であつたのであるが、執筆の中途から、都合で計畫の變更を餘儀なくされ、戰時經濟體制全體の上の不備をも忍んで、これを特に本書から除外し、近い機會に、本書の續篇として、別に纏めることにした。

要するに、本書の課題を成す「戰時經濟行政機構及機能の再編成」・「戰時經濟令を中心とした戰時財經策の基本體制」・「國民消費生活の戰時體制」の三件は、或意味で、今次歐洲戰爭下に於けるナチス戰時國內經濟體制の特色ある三大措置とみるべきものである。

最後に一言したいことは、本書のナチス戰時經濟體制研究が、專ら、獨逸自體の制度乃至政策、政府當局の意向乃至見解の客觀的紹介解說に止まり、そこに殆んど批判的敘述を示してないことである。

從つて、使用せる資料も、概ね、確實な獨逸の原資料文獻を以てし（例へば法令の如きは一々官報に直接當つて調べた如き）出來る限り正確な事實の把捉を期することにしたが、他面、露骨な宣傳的表現と思はるゝ資料の如きは、努めて之が利用を避けることにした積りである。

第二編　戰時經濟行政機構及機能の再編成

第一章　總　說

今次歐洲戰爭下に於けるナチス獨逸の戰時體制を考察するに當つて、我々の第一に注意せねばならぬことは、操返へしいふ如く、その「戰時」體制の本質なるものが、既に早く「平時」から出來上つてゐたといふ點である。それは、一般民主々義國の場合と異つて、開戰後急遽のバラック體制にあらず、物心兩面より根本的、全面的構築を成就した既存體制の上に、實戰に伴ふ若干の補强工作を試みたものに過ぎぬといふ點である。

そも〳〵一九三三年一月、政權の確立に成功して、獨逸國家の運命を共手に委ねられたナチスは、今後ベルサイユ條約屈辱の桎梏を脫して、「自由と榮光にめぐまれた獨逸獨逸の復興」を目標として邁進する限り、自國を中心とする「將來戰」勃發の絶對不可避なることを覺悟し、而して、この不可避なる將來戰こそは、史上未曾有の國家總力戰、彼等の所謂「全體戰爭」（Totaler Krieg）たるべきものなることを覺悟した結果、從に强力なる國防國家の建設以外に、ナチス獨逸の進むべき途なし、と喝破するに至り、ひたすらこの建設道を驀進して來たのであつた。而來今次開戰まで六箇年有半、さして長からぬ其年月の間に、些細に檢すれば一つ一つが獨逸國防國家體制の血となり肉となる方策の連續を以て、殆んど完璧に近い「戰時體制」の地盤が築き上げられ。政治・經濟・文化・科學・產業・貿易等ありとあらゆる分野が、國防化（Wehrhaftmachung）の一點を目標として動いて來たのである。特に一

九三六年秋より開始された國防經濟四箇年計畫の進展に伴つて、ナチスの國防國家體制は、まさに最高度に本格化したこと既に前篇に述ぶる如くである。

今こゝで、これらの詳細に立入つて述べるわけには行かないから、單に、現實の戰時體制の展開に至るまでの理解に資する限度に於て、ナチス國防國家體制の整備狀況を補足的に概觀するにとゞめて置きたい。

先づ第一は、政治部面に於て、既に國防國家成立の前提として、ナチス獨得の「指導者原理」(Führerprinzip)を具現化し、所謂「指導者國家」(Führerstaat)の完成をみてゐたといふことから指摘されねばならないであらう。即ち、一九三四年八月二日フォン・ヒンデンブルグ大統領の逝去と同時に制定公布された獨逸國元首法(Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reichs)は、其第一條に於て、『獨逸國大統領ノ官職ハ獨逸國宰相ノ官職ニ結合セラル。從テ從來ノ獨逸國大統領ノ權限ハ總統兼獨逸國宰相タルアドルフ・ヒトラーニ移行ス云々』と規定したことにより、立法・司法・行政・外交等强力なる國家全權が、擧げてヒトラーなる「指導者」に集括せられるに至つた。次で、一九三八年二月、フォン・ブロンベルグ元帥の隱退、首腦部更迭と同時に制定公布された國防軍統帥ニ關スル總統布告(Erlass über die Führung der Wehrmacht)は、明文を以て、『全國防軍ニ關スル命令權ハ爾今直接余(ヒトラー)自ラ之ヲ執行ス』と規定したことにより、指導者ヒトラーは、政治及外交の全權の外に軍統帥の全權をも掌握、こゝに名實相兼ねる指導者國家の生成をみるに至つたのである。端的にいへば、所謂政戰兩略統括の問題は、獨逸の場合、既にかくの如き數度の根本的改革によつて、解決濟みであることを注目すべきであらう(註一)。

(註一)　一九三八年二月初旬斷行された獨逸國防軍統帥系統の改革に就て、參考までに、若干具體的な說明を補足して置く。——從來、國防軍最高統帥者(Oberster Befehlshaber der Wehrmacht)たるヒトラー總統の下に、軍務大臣(Reichskriegsminister)を兼任せる國防軍總司令官(Oberbefehlshaber der Wehrmacht)(フォン・ブロンベルグ元帥)が在つて、國防局長官(Chef des Wehrmachtamtes)(カイテル中將)を輔佐機關として、陸海空三軍を統帥してゐたのであるが、この機構によるとヒトラー總統の三軍叱咤は名義だけのものになる虞れあり、事實國防軍の實權は久しく殆んど戰爭大臣兼國防軍總司令官たるブロンベルグ將軍に在つて、種々の障碍を免れなかつたものの如くであつたので、遂に、この總統布告によつて、舊機構の一擲を斷行、まづ從來の國防局を國防軍總監部(Oberkommando der Wehrmacht)に昇格して、國防軍最高指揮者としての總統の基礎となし、總統自ら軍務大臣及國防軍總司令官を兼任して、其他一切の中間機關を置かず、直屬下に、從來通りの三軍長官を置いて之を統括、たゞ事實上の軍務大臣の事務のみ、國防軍總監(カイテル大將)をして扱はしめることにした。因に、三軍長官とは、從來通り、陸軍司令部(Oberkommando des Heeres)の陸軍總司令官(Oberbefehlshaber des Heeres)(フォン・フリッチ大將後ブラウヒッチ大將)、海軍司令部の海軍總司令官(レーダー大將)、空軍司令部の空軍總司令官(ゲーリング大將)である。

大體、「國防」大臣(Reichswehrminister)といふべき所を、特に、「戰爭」大臣(Reichskriegsminister)と呼稱してゐる所などにもナチス國防體制の端的な性格が滲み出てゐるのであるが、右の改正によれば、總統自ら「戰爭大臣」を兼ねるといふことは、事實上「戰爭大臣」の廢止に外ならず、總統に直隸する軍事的基礎としての國防軍總監こそは、總統の軍事的輔佐役た

る外、戰爭省の諸務を管掌し、且つ平時に於ける國防軍の全體的指揮を執り、國防組織特に一般行政官廳と協力して國防上必要なる措置を講ずるといふ極めて包括的職責を有し、いはゞ一般國務長官たる大臣と同等の地位を占めるのである。從つて、後述「最高國防會議」及「戰時經濟協議會」の一員ともされてゐる。又、三軍の各總司令官も、夫々の軍を獨立に指揮し、總統に直隷し、國務大臣と同等の地位に在る。尙ほ、右の國防軍指揮系統の改革は、其單一統帥權の確保といふ機構上の意味の外に、從來ともすれば意思の疎通を缺き氣味だつた軍と政府と國防軍との三者を人的構成の上からも考慮して、軍力發動の萬全を期するといふ重大な政治的意味をも伴せもつたものと傳へられる。

國防國家の基調としての指導者原理といふことを考ふる限り、更に根本的な問題は、何といつても、ワイマール憲法に基く聯邦國家制から統一的中央集權國家制への移行といふことである。政權確立以來、ナチス政治が銳意腐心し來つた十指に餘る根本法の樹立がなかつたならば、獨逸總動員態勢の效果的な地盤は生れず、平時體制から戰時體制への轉換など到底圓滑を期し得られなかつたであらう。幾多の單一國家制强化策のうちでも、とりわけ重要なものを擧示すれば、一九三四年一月三〇日附國家改造法（Gesetz über den Neuaufbau des Reichs）によつて、各州（ラント）の國民代表機關は廢止され（第一條）、各州の高權は、獨逸國に移讓、各州政府は、獨逸國政府に隷屬（第二條）、獨逸國知事は、國內務大臣の職務上の監督に服する（第三條）ことになり、こゝに初めて、一八七一年以來の獨逸聯邦制度の廢止、完全な統治權の中央集權化が實現し、獨逸多年の宿望たる單一國家制が生れることになつたのであつた。又、比較的後の一九三九年七月五日附官廳構成單一化法（Gesetz über die Vereinheitlichung im Behördenaufbau）は、行政單一化の原則に從ひ、第一に各州廳を國の官廳となし、各州吏員を國の官吏となす旨、第二に、新行政官廳の設置を總統布告及法律による場合以外に禁めすして、行政機關の並列濫設を防ぐ旨定めてゐる。これらは、すべて後に述べる戰時經濟行政の單一化乃至簡易化の措置と關聯してのみ全き理解を得べきものなること言を俟たないのである。

更にも一つ、ナチス國防國家體制の原理的基調として特筆せねばならないものは、「黨と國家の融合」といふことである。一は、一九三三年一二月一日附國黨及黨ノ統一確保法（Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat）によつて、ナチス黨は、獨逸國家思想の擔ひ手となり、國家と不可分の關係に立つべきもの（第一條）と宣言され、又、國家の實務として國民全體に活力を供給する原動力とされるに至つたのであり、二は、一九三三年七月一四日附新政黨樹立禁止法（Gesetz gegen die Neubildung von Parteien）によつて、ナチス黨以外の政治結社を全てことが廢滅され、名實共にナチス黨が獨逸唯一の黨といふことになつた。卽ちこゝにナチス黨は、本來の「政黨的」任務を止揚して、專ら、「ナチス思想によつて獨逸國民を教育し、新時代の指導者を生み出す貯水池を構成し、ナチスの原理及精神が、すべての社會單位の中に、徹切に而も反對なしに實行されてゐるか否かを監視する」といふことを主要任務とするに至つたのであるから、この「黨と國家の融合」こそは、かの指導者原理と並んで、ナチス國防國家體制の全體性を確保する二大支柱と考へらるべきものである。

かくの如き政治の新體制の地盤の上に構成された經濟行政機構の整備に至つては、特に顯著なるものがあつた。

一九三六年秋以来本格的な国防経済の確立を企図して、経済四箇年計畫を實施するに當つて断行された経計畫本部を中樞とする經濟行政の全面的な再編成は、まさしく戰時體制への百歩前進に外ならなかつた。即ち、同年十月十八日、四箇年計畫委託者（Beauftragter für den Vierjahresplan）が設置され、航空大臣ゲーリング元帥がこれに補任せられて、こと四箇年計畫事業に關する限り、各省大臣への指揮命令の全權を委任せられるに至るや、一九三七年七月十三日其の内部組織の整備（註二）と相對應して、特に經濟省の根本的改組さへ行はれた（註三）。生産擴充・物資配給・勞働配置・農業增産・貿易統制・價格形成等の重要部門に對する國家的企畫統制は、殆んどすべて四箇年計畫委託者ゲーリング元帥を中心にして行はれ（この點は、後述の戰時勤勞動員體制の中樞たる「最高國防會議」及「戰時經濟最高指導會」が、ゲーリング元帥の統裁する所となつてゐることと考へ併せねばならぬことである）、其各部門の實施は、改組後の經濟省・勞働省・食糧農業省・財務省等それ〳〵之を擔當し、其他重要物資に付全般品管理局の特設、勞働配置に付職業紹介委員會の國營化、價格統制に付、價格形成國家委員の任命（一九三六年一〇月二九日）、ライヒスマルクの改組（一九三七年六月）等々、擧げ來れば、其國防經濟體制の全面的確立に資せる積極工作は、枚擧に遑がない位である。後述する戰時經濟行政の再編成が、擧つて、新設（Neuaufbau）にあらずして、統一（Vereinheitlichung）だとはれる（註四）のも、決して故なしとしないのである。

（註二）四箇年計畫の組織が最初に定まつたのは、一九三六年一〇月二三日附四箇年計畫受託者第一次布告による。元來布告の明言せる如く、四箇年計畫の實施に關しては、特に新機關を設くるを避けて、既設の全官廳の最大限度の協力を求めることとしたのであるが、たゞ計畫實施上の必要として經濟省内の大部制が採用され、(1)國產原材料生產部、(2)國料配給部、(3)勞働配置部、(4)生產部、(5)價格形成部、(6)外國貿易部とされたのであつた。然るに、其後一九三七年七月三一日以後、右の中原料配給部長ターラー氏の辭任を期に、次の如く改組された。即ち(1)外國貿易部を新設、(2)原料配給部を廢止、(3)國原料配給部より機械部を獨立、(4)國原料配給部の事務中、外國貿易に關するものは「外國貿易部」に、石炭による木材使用節約に關するものは「國材就部」に、農業用（馬、豚の飼育）に供せざる古物廢品の利用に關するものは特設の監督官たる「古物廢品利用國家委員」に、未墾全國耕地の開墾に關する事務は、外國貿易部に、とそれ〳〵配分された。(5)以上の外の各部は從來のまゝ存置するといふことに改められたのである。

（註三）一九三七年七月四日附四箇年計畫受託者の命によつて實行された經濟省の根本的改組は、要するに、前註四箇年計畫の實施を目的とした國防經濟的所産に外ならない。大體、次の如く改組されたのであつた。

第一局（工業部門・國產原材料）
　第一課（一般事項、企畫）
　第二課（工業事門各事）
　第三課（化　學）
　第四課（繊　維）
第二局（鑛山・鑛・動力經濟）
　第一課（鑛　山）

第二章（略）

第三章（国　力）

第三節（国家経済、国業）

第一章（国家組織）

第二章（国業指導）

第四節（食糧及び農用）

第五節（外国貿易、外国為替、通商）

第一章（全国体系）

第二章（為替手形）

外国として国際する中央局は次の三。

（一）国際通貨政策局（為替、金貨、国際手形の売買）

（二）中央為替管理局

（三）古物管理局利用国家会議

方の新経済年度に於て注意すべきことは、第一に、それが四箇年計画全般に亘いて施行された政策で、前年の経済四箇年計画施行に続くやう、四箇年計画の特徴と配分を以てされたことであり、第二は、此の機構の再編成が、重大なる政治的意義をもつ四箇年計画といふことを目的としたこと、恰かも国防軍改革の場合と同じだつた訳である。即ち、ヘレイナチス直轄の最高指導者として、生産に、共手段を指導してゐた国務大臣兼ライヒスバンク総裁シャハト博士

が、幾多の争を経にして、遂に、ナチス経済行政の第一線から退き（一九三七年一一月二六日附命令）代つて、翌年一月一五日以降、全権行政官たりし現経済大臣フンク博士が就任した。一九三一年以来ナチス党内に在つて、ヒ総統の経済顧問として活躍した所謂ナチス経済論家たるフンクは、周知の如く最近経済新体制で我邦にも参に注目されるに至つてゐる。

尚ほ、右の改革の際、シャハト博士は、依然ライヒスバンク総裁の地位に留まり、ナチス全経済を統率するものとされてゐたのであるが、而後、ナチス国防経済政策の急なる進展は、この最後の牙城をも陥れ、一九三九年初頭、遂に、この総裁の地位も、フンク経済大臣の兼ねる所となり、シャハト博士は、完全にナチス経済政策の表面から退いて行つた。而して、其後幾何も経たぬ六月一六日、ライヒスバンクの改組も断行され（同日附ライヒスバンク法による）こゝに、総裁直轄の中央機関として、新たなる出発をなし、九月の戦争勃発を迎えたのであつた。

（註釈）特に強調してゐるものとして、ポッセ博士 Dr. Posse, Die militärische und die wirtschaftliche Front, Der deutsche Volkswirt 22. September 1939, 13. jg. Nr. 51, S. 2444

最後に、開戦に至るまでに進捗してゐた国民経済部門における戦時の準備を概観して置かう。元来、この分野はナチス政府成立以来、特に重視されて来た所で、既に、第二次四箇年計画の実施以前に於て、商工経済圏組の有機的構成が進行をみてゐた（一九三四年）外、農業食糧部門に於て、預託食糧圏の構成（一九三三年九月）、交通経済部門に於て、交通経済圏組の構成が行はれてゐた（一九三五年九月）。これらの経済圏組の構成に就ては、こゝで詳

說する邊はない（註五）から、たゞ概樣を記するにとゞめると、――國內一切の商工經濟分野は、業種別に、工業・手工業・商業・銀行・保險・動力經濟の七「全國團」（Reichsgruppe）に分たれ、其中、全國工業團（Reichsgruppe Industrie）は、其の下が七「主要團」（Hauptgruppe）に分たれ、一「主要團」毎に、數箇の「經濟團」（Wirtschaftsgruppe）を含ましめ、其下に更に、「專門團」（Fachgruppe）、「下級專門團」（Fachuntergruppe）の下級分肢がある。其他の「全國團」の構成も、大體大同小異である。この事項內容的、業種別構成には、更に地域的構成の裏付けがある。卽ち、國經濟大臣の下に、全國唯々一つ中央の伯林に、「中央經濟會議所」（Reichswirtschaftskammer）が在つて、全獨逸內に存する一切の商工經濟團體（業種別及地域別）並びに公法上の代表團體を包含する最高中樞機關たる地位を占める。この構成は、一九三五年六月一日最後の仕上げを終へたもので、結局、其構成員としては、商工經濟の七全國團、十八の經濟會議所、商工會議所、手工業會議所、交通團である。既に明白なやうに、地域別としては、中央經濟會議所の下には、全國十四經濟地區（Wirtschaftsgebiete）の各區に一ヶ所宛（例外として二ヶ所の區あり）地區經濟會議所（Bezirkswirtschaftskammer）が設置される。各「地區經濟會議所」は、夫々の地區內の商工經濟地域團體、商工會議所、手工業會議所を網羅し、それ〳〵の間の有機的連絡を議する　その任務の點よりいへば、中央經濟會議所の任務は、獨逸國民經濟の計畫的な運用を圖る經濟大臣の執行機關たるものであり、地方經濟會議所の任務は、地區內の商工經濟の全團體の事業協同體として、構成員間の自然發生的利害の對立相剋を調整するものである。（因に右十四の經濟地區は、原則として、地區勞働局及勞働管理官の地區と合致する。）而して、更に、右經濟地區の中に、商工會議所地區が分たれ、夫々商工會議所が設置される。

以上は、商工經濟團體の有機的構成の大綱であるが、その業種別及地域別の系統的縱貫的な構成が、如何に、中央の經濟統制措置を地方に徹底せしめるに適してゐたかは、こゝで述ぶるまでもない。かゝる經濟團體の再編成を一應完遂して然る後に、全面的な國防經濟計畫の實行に斷乎邁進したことは、ナチス當局としては、正に會心の筋書だつたものと思はれる。

尙ほ、農業食糧部門に於ける國食糧團（Reichsnährstand）の構成の如きは、この商工經濟團體よりも、早く斷行され、且つもつと組織的な幣制を整へてゐた。一九三三年七月十五日附農業ノ職業身分的構成ノ統制ニ對スル諸般權限ニ關スル法律、同年九月一三日附國食糧團ノ暫定的構成並ニ農產物市場及價格統制措置ニ關スル法律の二大基本法によつて、農業團體としては各國に類のない組織化及カルテル化が具現化されたのである。中央に、國食糧農業大臣ダレーの兼任する國食糧團長たる中央農民指導者（Reichsbauernführer）があつて、全國農民の生產から配給に至る一切の農產物運行過程を統御し、其の下に、各「州農民團」（Landesbauernschaften）、各「村落農民團」（Kreisbauernschaften）と、全國如何なる寒村をも洩らさず組織の中に包容し、夫々の農民團に一人宛指導者を置き、（最下級の最も實踐的役割を受持つ村落農民團指導者に限り、絕對

ナチス黨員が補任される、）上意下達の妙を發揮するにつとめるのである。これらの組織化の完備あつたればこそ、後述、戰時經濟下の食糧國家管理制も、其複雜多岐を克服して、其實效を期し得たものとみるべきであらう。

更に、國交通團の構成は、一九三五年九月二五日附交通團ノ有機的構成ニ關スル命令に基いたものである。詳細は述べない。

（註五）　經濟團體の國防經濟的編成に就ては、邦語文獻として、小欠殺、獨逸國防經濟論（昭和十三年）第二編、長守善、ナチス經濟建設（昭和十四年）第二部第一章、獨語文獻としては、數多いうち特に A. H. Krause, ation von Arbeit und Wirtschaft, 1935 Otto Mönkmeyer, Jahrbuch der nationalsozialistischen Wirtschaft, 1937; H. R. Fritsche, Jahrbuch der deutschen Wirtschaft 1937.

要するに、以上叙ぶる所は、今次歐洲戰爭の勃發により、新たなる戰時機構の整備が行はれ、新戰時體制の展開がみられたに就て、其前に「平和時代から戰時體制へ」の大綱が、地盤として既に完成してゐたとみるべき所以を、大雜把ながら、說述したに止まるのである。無論その國防國家體制の平時的整備は、かくの如き外廓機構の上のみでなく、根本的な思想、文化、教育等內面的な精神部面に於ても、既に、高度の進展を示してゐたことを看過すべきではない。今次戰爭に於ける獨逸將兵の士氣の旺盛なりしことは、一般に傳へらるゝ所であるが、ナチス國防思想普及、民族意識の昂揚に因る以外の何ものでもないのである。機構の整備以上に三省すべき重要問題であらう。

以下我々は、今次歐洲戰爭勃發及進展と共に展開された戰時行政組織を中心にして獨逸國防國家の戰時機構と戰時機能を概觀してみたいと思ふ（註六）。

第一には、戰時國防國家統轄機關として中央に設置された「最高國防會議」地方に設置された「國防委員」・「國防參事會」・「國防受託官」を取扱ふ。

第二には、戰時經濟行政の整備としては、中央統轄機關として設置の「戰時經濟最高協議會」並びに地方統轄機關の「地區經濟廳」・「州（縣ⅱ）食糧廳」・「山林木材廳」（地方上級機構）及び「經濟局」・「食糧局」（地方下級機構）を取扱ひ、同時に、これら新設の國家的經濟行政と既存の商工經濟自治團體との戰時經濟的協力關係に就ての政府の指針を取扱ひたい。

第三には、戰時行政の簡易化及び再編成として、以上の行政機構の戰時體制化に卽應して行はれた戰時行政任務の再編成乃至は戰時行政手續の簡易化に就て述べる。

第四には、叙上の系統的戰時機構とは別個に、從來既に設置されて、獨逸國防經濟政策の基本機關たる役割を遂行し來つた「國防經濟企畫廳」（經濟大臣直屬の統計調査大機關）の戰時任務を一應振返へつて考へ、その戰時經濟政策の企畫上重要なる意味をもつことを指摘し、次に、開戰後七八ケ月を經た一九四〇年三月中旬、軍需品增產の戰時情勢に促進されて新設任命をみるに至つた兵器大臣に就て簡單に觸れることにする。

（註六）　今次歐洲戰爭下の獨逸戰時行政組織を體系的に論述してゐるものは、さう多くはないが、中に、最も適切なものが二ある。其一は、アルブレヒト氏の「戰時經濟の一般行政機構」（Der allgemeine Verwaltungs- und Organisationsapparat für die Kriegswirtschaft; Von G. Albrecht; Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 140, Heft 5 Nov. 1939 日獨文化・昭和十五年四月創刊號一八〇頁以下に今野敎授の紹介あり）。其の二は、シヨイナー氏の「戰時に於ける獨逸の國家指導」（Die deutsche Staatsführung im Kriege, Von N. Schöner; Deutsche Rechtswissenschaft. 5. Bd. 1. Heft, 1940, SS. 1—15——法學論叢・昭和十五年九月第四三卷第三號に長濱助敎授の紹介「戰時ドイツの政治と行政」あり）本文中引用したシヨイナー氏の所說は、長濱助敎授の紹介に據るものである。

第二章　戰時總動員機構の確立

第一節　「最高國防會議」の新設

前にみたる如く、純然たる軍統帥關係の戰爭指導に在ては、戰前殆ど完璧に近い最高の戰時體制を構へてゐたので、戰爭に突入しても何らの變更を要しないわけであつたが、行政及び經濟の領域に於ては、戰爭勃發と同時に、其の一切の機能を國防任務の爲に統一的に整備するといふ意圖の下に統一的指導の組織體制が新たに構成された。其中央に於ける總統直屬の最高統制機關として新設されたのが、所謂「最高國防會議」（Ministerrat für die Reichsverteidigung）である。

「最高國防會議」は、開戰直前八月三〇日附で公布施行された「**最高國防會議設置ニ關スル總統布告**」（Erlass des Führers über die Bildung eines Ministerrats für die Reichsverteidigung.）に基き、「極度ニ緊迫セル現下ノ對外政治情勢ニ對應センガタメ、行政及ビ經濟一切ノ統括指揮ニ當ルベキ機關」（同令前文）として特設された獨逸戰時總動員體制の核心たるべき最高の中樞機關である。

「最高國防會議」の組織に就てみるに、會議を主宰する議長には、一九三六年以來、四箇年計畫受託官として、

總統の包括的委託の下に獨逸經濟政策に關する全權を掌握しつゝあるヘルマン・ゲーリング元帥が、受託官兼任のまゝ就任。四箇年計畫と戰時國防との完全なる統合がみられ、經濟省・食糧農業省・勞働省・財務省・價格形成委員等獨逸經濟最高官省が、全面的に、ゲーリング元帥の指揮を受けることになつたわけである。

次に、會議構成員の第一は、行政及び司法を統轄する行政總監（der Generalbevollmächtigte für die Reichsverwaltung）で、之は、現內務大臣たるフリツク博士が補任された。其第二は、經濟政策・戰時財政・ライヒスバンクを指揮統括する經濟總監（der Generalbevollmächtigte für die Wirtschaft）で、之は、現經濟大臣たるフンク氏が補任された。其第三は、黨の總統代理（Stellvertreter des Führers）たるルドルフ・ヘツス氏が、黨と政府との融合を目的に參加し、第四に、國防軍總監（Chef des Oberkommandos der Wehrmacht）が、軍部の軍事的措置と政府の一般行政との調整を目的に參加し、第五に、無任所大臣兼內閣書記官長（Reichsminister und Chef der Reichskanzlei）たるランマース博士が、本會議の幹事役として（同令第四條）且つは、ヒ總統の個人的輔佐役として、參加した。常任構成員は、議長の外右の五名であるが、但し、この五人に限られたわけでなく、「議長ハ爾餘ノ國防會議構成員乃至ハ其他ノ人物ヲ本會議構成員タラシムルコトヲ得」（同令第一條第三項）ることとされた。但し、本書執筆の現在までの所、本項に基く增員は、ないやうである。

「最高國防會議」の權限は、今次戰爭に對應して、獨逸政治經濟への全面的指揮命令を實施するといふ極めて包括的な權限である。地域的にも、ボヘミヤ・モラビヤ保護領を含む全獨逸國內に及ぶ權限である。但し、直接の戰鬪行爲の實施されつゝある地域では、軍事命令權が優先することはいふまでもない。

「最高國防會議」の權限は、事項的にも地域的にも極めて廣汎な包括的權限であるから、ヒ總統以外の如何なる外部機關と雖も、之を制限又は監督するを得ない。而も、議長ゲーリングは、四箇年計畫受託官として、黨職員を含む一切の官廳に對する指導權さへ行使出來るのである。

「最高國防會議」は、叙上包括的なる一般的權限を實施するために、法律と同等の效力をもつ命令（Verordnungen mit Gesetzeskraft）所謂「法律ニ代ルベキ命令」を制定公布施行するの權限を與へられた（第二條）。この命令制定權には、實質的限界なく、國の法律の對象一切を規定し得るものとされてゐる。但し、それは、無論、總統が、通常の立法手續たる政府又は國會による法律制定をなす暇なき場合に限られる（第二條但書）。

「最高國防會議」の制定にかゝる「命令」は、「法律と法律に基く最高官廳の命令との中間的地位を占める。それは、法律の手續によつて制定公布されたものでないから、明かに、命令であるが、各省大臣の法律に基く命令よりは、上位を占める。それは、法律及總統布告と同等の效力をもち、從つて、法律及總統布告を變更し得るものである」（シュミナー）。

さて、「最高國防會議」には、かくの如く、極めて廣汎なる權限が與へられて居るが、然らば、議長ゲーリング

元帥自ら其任に在るかの四箇年計畫受託官の權限との關係如何が問題となるであらう。同令は、この點に關し、特に明文を以て、「一九三六年一〇月一八日附四箇年計畫施行令ニ基クゲーリング元帥ノ權限ハ之ヲ妨ゲルコトナシ」と規定して居る。四箇年計畫施行令（Verordnung zur Durchführung des Vierjahresplanes）に基く四箇年計畫受託官の權限とは、「其ノ課セラレタル任務ニ必要ナル措置ヲ執リ、コノ限リニ於テ法令及一般行政命令ヲ發スルノ權限」並びに「最高官廳ヲ含ム一切ノ官廳及黨ノ全機關並ビニソノ支分機關、所屬團體ニ指令ヲ發スルノ權限」である。

最高國防會議設置ニ關スル命令の廢止の時期は、特に明示はされてゐないが、同令第五條に、「本令廢止ノ時期ハ余（ヒトラー總統）之ヲ定ム」と示されてゐる所を以てすれば、と總統は、戰局の進展と睨み合はして、適當な時期に、本會議の意向を參酌し、其の廢否を決定するといふことに定められたのである。

以上は、新設の「最高國防會議」に關する總統布告規定內容の大綱であるが、こゝに明示さるゝ如く、本會議の特質は、政府・黨・行政首腦部・經濟及國防軍指導部各方面の全權代表者が、それ〳〵の分野を統括する「超大臣」（Überminister）の資格に於て構成員とされてゐて、ヒトラー總統の幕僚乃至戰時國家指導の中樞機關となつてゐる點、特に、機能上、一種の戰時立法府たる點に在る。之を法的性質の上よりみれば、決定權を有するが故に、單なる諮問機關にあらず、又、國家指導の統一性の原理の上よりすれば、戰爭指導に全責任をもつ戰時內閣にあらず、結局、「總統の特別委託により設置された一般國防の統一的指導のための獨逸國家最高の決定機關」であり、又、「總統の委任と指令に從ひ、總統の統治負擔を緩和し、且つ或程度に總統の代理的役割も營む機關」であると考へられる（ショイナー）。

（註七）　最高國防會議の設置に就て、「經濟總監」「行政總監」といふ官職も注目さるべきである。これは、アルプレヒト氏によれば、大體、本總統布告に初めて公示された官職であるが、實體は、經濟動員及戰時經濟準備に當るべきものとして、夙に存在してゐたとあるが、ナチス最近の指導機構の著しい特色といふべきもので、指導の集中化といふ點よりして、四箇年計畫受託官・國防軍總監・總統代理等と共に、所謂超大臣の型をなすものとみらるべきものである。

第二節　「國防委員」・「國防參事會」・「國防受託官」の新設

一　戰時國防の必要に應じ行政及經濟に亙る全面的な總動員措置を統括し指揮すべき最高の中央機關として、ヒトラー總統の下に、其委託を受けて、「最高國防會議」が新設されたことは、前項所述の如くであるが、次で、この中央機關の命令を受けて、各地方毎の軍事以外の國防關係業務に付、責任ある統轄をなすべきものとして、所謂「國防委員（Reichsverteidigungskommissaren）」の設置をみるに至つた。かの最高國防會議の發したる九月一日附國防委員ノ任命ニ關スル命令（Verordnung über die Bestellung von Reichsverteidigungskommissaren）に基けるも

のである。

「國防委員」は、全國十數個の軍團司令部に駐在し、各軍團管區、卽ち、國防管區（Wehrkreis）と同一範域內に於ける非軍事的——行政及び經濟的——國防業務の統一的調整を任務とする最高國防會議のいはゆ地方機關である（同令第一條第一項）。

「國防委員」の法的性質は、直接に、最高國防會議及び最高官省に從屬する國家機關（ライヒ）であり、其名稱の示す如く、專ら、中央の委員（Kommissare）であつて、單なる地方官廳ではない。それは、通常の一般行政組織とは無關係に、國防といふ政治的制約を受けた目的のために、具體的・時間的限界を負ふ委託業務を事實上處理する戰時特設機關に外ならない。

國防委員の任務は、各國防管區內に於けるすべての非軍事的行政部門の機能の調整に在る。卽ち、同管區內に於ける行政及び經濟上の國防に關する一切の措置の統制を確保し、且つ當該國防管區の軍指揮者と緊密な連絡を保持するに在る。但し、一切の行政及び經濟といふも、技術的必要に基く統一的處理を要するもの、卽ち、遞信・鐵道・財政（金管理・租稅・關稅等）に關する業務は、除外されてゐる（第一條第二項）。

「國防委員」は、各國防管區內に於ける最高國防會議の地方機關たるべき性質のものであるから、萬事、同會議の指揮に從ふわけであるが、特に、その性質上、各業務部門毎に、國防會議構成員たる行政總監及び經濟總監乃至各本省の指令に從ふ。而して、その業務監督の上級官廳は、內務大臣である。

然し、最高官省の方でも、其の原則的國防措置を遂行するためには、積極的に、この「國防委員」の協力を求めることが出來、爾餘の國防措置に就ても、「國防委員」に對し、絕えず、通報して置かねばならぬことになつてゐる（第二條第三項）。

「國防委員」は、當該國防管區の軍團司令部當局と密接に連絡をとつて、行政及經濟上の一切の非軍事的國防措置と軍事的國防利益との調整に努めねばならないのであるから、それは最高官省から與へられた指令に基き、すべての非軍事官廳に對し、當該國防管區內の一切の國防措置上の指令を發することができる。又、非軍事官廳は、その最高官省及州廳に對してなす原則的國防措置上の報告は、すべて之を「國防委員」の手を通じてなすべきである。その他の國防措置に就ても、「國防委員」は、絕えず報告を受ける組織になつてゐる。而して、軍團司令部の長官も、この「國防委員」の手を通じて、當該國防管區內に於ける非軍事官廳に對して一般的要求をなすことができる。

「國防委員」は、地方に於ける戰時行政組織として設けられたものであるが、其事務局には格別職員の配置なく、專ら、各地方行政官廳の協力を得て業務を執行する。例へば、第一國防管區には、ケーニヒスベルヒ所在の東プロイセン縣知事、第二國防管區には、ステッチン所在のポンメルン縣知事、第三國防管區には、ベルリン所在のマルクブランデンブルグ縣知事……等の如くであり、それ〴〵の「國防委員」の任免權は、最高國防會議々長たるゲー

リング元帥之を保有する。

尙ほ、軍事的實力發動によつて獲得せる作戰地域に既に施行された組織規定、例へば波蘭占領地域に於ける總督府（Generalgouvernement）の如きは、本國防委員制度に關係なく施行される（同令第四條）。其他、本制度の施行上必要なる個々の細則は、行政總監之を定めることになつてゐる、無論、「經濟總監及國防軍總監と協議の上」である（同令第五條）。

二　越えて、九月二二日、右の國防委員の諮問機關として、「國防參事會」（Verteidigungsausschuss）が設置された。やはり最高國防會議の發したる「國防委員任命ニ關スル命令施行令」（Verordnung des Ministerrats für die Reichsverteidigung zur Durchführung der Verordnung über die Bestellung von Reichsverteidigungskommissaren）に基いたものである。

「國防參事會」は、各國防委員の諮問機關として、各國防委員の管區毎に（即ち、各國防管區毎に）設置され、職時、國防委員の諮問に應じて、其業務たる國防管區內に於ける非軍事國防の統一調整に就き、之を補助する任務をもつものである。國防委員がその會長となり且つ召集權をもつ。

「國防參事會」の構成員は、二種のものから成る。一は、職務上當然に（kraft Amts）構成員たるもの、二は、任命によつて構成員たるものである。前者は、州知事・上級親衛隊長及警察部長・州勞働管理官（但し、その管轄の全部又は一部が國防管區內に在るものに限る）等の如きもの、後者は、最高國防會議々長の任命せる獨逸人である。

三　以上に述ぶる如く、國防委員は、その管轄區域內に於ける非軍事的國防業務の統一調整をば、責任を以て、遂行せねばならぬ重大なる任務を負ふてゐるのであるから、單に、國防參事會の諮問機關を有するを以て十分となすを得ないことがあるかもしれない。これ、特定の國防管區に就き、特に國防委員の受託官、所謂「國防受託官」（Beauftragte für die Reichsverteidigung）が設けられた所以である。

「國防受託官」は、總統代理及行政總監の共同推薦により、最高國防會議々長之を任命する（第二條第二項以下）。國防受託官は、國防委員の權能をその指示に從つて行使するのであるが、國防委員の下に在る最高國防會議の地方機關として生れたものであるから、國防委員自體と同じく、國家權力を行使するものに外ならず、その權限內の事項については、最高國防會議の各構成員、即ち、議長・總統代理・行政總監・經濟總監及び最高國家官省の指示に從はねばならぬ。

所で、この「國防受託官」も、國防委員と同樣、新官廳の特設ではなく、直屬の職員をもたないくらげ式官廳で、その業務の遂行は、專ら、行政總監の指示する官廳機構を藉りて之を行ふことになつてゐる（第三條）。而して、業務の相互關係からみて、最高官省と「國防受託官」との直接取引は、原則として、之を認めず、一切、直上「國防

委員」を通じて行はれることになつてゐる（第四條）。尙ほ、「國防受託官」の設置に於ても、既に、獨逸軍の實力發動によつて獲得せられた作戰地域に施行濟みの組織體制は、そのまゝ變更を受けないものとされた（第五條）。

第三章　戰時經濟行政の整備

第一節　序　說

今次戰爭勃發直前（八月末）、獨逸政府は、次々と經濟行政に關する新たなる措置を講じて、來るべき經濟戰爭に對處する戰時經濟行政の組織的及機能的整備を期する所があつた。この部門に於て逸早く現れた基本的措置は、一九三九年八月二七日附經濟行政令（Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung）である。

然し、所謂戰時體制の整備といふ點からみれば、獨逸に於ける經濟體制は、あらゆる部門のうちに在ても、特に著しい進展をみせてゐたのであるから、これらの新戰時措置により根本的な戰時變革が招來されたわけでは、無論ない。寧ろ、所謂民族共同體の理念に基く職分的經濟乃至國家的指導經濟の構成（前述第一章參照）は、その基礎に於て、そのまゝ戰時經濟組織の地盤となり得るものであつたのである。たゞ、戰時經濟の實踐に卽應した若干の外廓的改造は、當然行はれねばならなかつた。蓋し、戰時經濟の圓滑・迅速にして效果的なる運營上、第一に、包括的なる全權をもち、戰時經濟全體の構成及運營に必要なる一切の權威的指揮命令をなし得べき最高戰時經濟統帥機關が、戰時に際して、絕對必要とされること、第二に、國內の全平時行政を戰時の要求に卽應せしめるやう機構的

に新工夫が必要であること、第三に、國家の經濟行政と民間の經濟自治團體とが戰時經濟の目標及任務に適應するやう特別の措置によつて協力を確保されねばならぬこと（アルプレヒト氏）の三條件が不可缺だからである。ケルナー氏（後述）も同樣のことを述べてゐる。

かゝる見地から新たに構成擴充された獨逸の戰時經濟行政の新體制をみれば、次節以下に述ぶる如くであるが、こゝで、一應、其根據法令に就て觸れて置きたい。先づ、戰時經濟行政の上級機構として、一九三九年一二月末設置された「戰時經濟最高協議會」は、格別の法定に基かず、ゲーリング元帥の意向（乃至は經濟總監フンク氏の發意に基くといふ）により、事實上開設されるに至つたものであるから、特に述ぶるを要しないが、中間機構以下の戰時經濟行政組織は、前揭八月二七日附經濟行政令以下の各施行令に基き展開されたものである。卽ち、——

（イ）八月二七日附　經濟行政令
（ロ）同日附　經濟行政令施行令（第一次施行令）
（ハ）九月一日附　經濟行政令施行令（第二次施行令）
（ニ）九月五日附　經濟行政令第二次施行令改正令
（ホ）九月二二日附　經濟行政令第一次施行令改正令
（ヘ）一〇月三日附　經濟行政令第三次施行令
（ト）九月一八日附　戰時經濟ニ於ケル國家的經濟行政ト商工經濟團體トノ協働ニ對スル方針

これらの基本令及施行令は、要するに、今次の經濟戰に對處する獨逸經濟行政の整備の外廓を明かにし、特に、從來の國家的經濟行政官廳と自治的經濟團體とを有機的に聯携活動せしめ得る如き一つの新しい經濟行政體制を構成せしめたもので、經濟總監フンクが、行政總監及國防軍總監と協議の上制定公布したものである。其中、特に、基本的な八月二七日附經濟行政令のみを採上げて、內容をみるに、同令は、「經濟總監及其指揮下に在る各本省其他の中央諸機關から次々と發せらるゝ戰時經濟指令の圓滑なる實施を確保するために、全國的な戰時經濟行政を整備することを主眼とし、」次の七章一二條の構成をもつ。

第一章——權限付與（第一條）
經濟團體（第二條）
第二章（商工經濟）——地區經濟廳（第三條）
商工會議所駐在國家委員（第四條）
第三章（食糧農業）——州（縣ⅱ）食糧廳（第五條）
國食糧團（第六條）
第四章（山林經濟）——山林木材廳（第七條）

第三章　戰時經濟行政の整備

第五章（勞働問題）――（第八條）
第六章下級行政官廳――經濟局及食糧局（第九、一〇條）
第七章終結規定――（第一一、一二條）

第二節　中央機構――「戰時經濟最高協議會」

一之を全面的廣義國防の見地からみれば、戰時經濟行政の最上級機構としては、いふまでもなく、前揭「最高國防會議」が存在し、一切の指揮を命ずるのであるが、同會議のもつ戰時任務は、前にみる如く、決して、狹い戰時經濟統轄に盡きぬ、全面的國家總動員中樞機構たるべきものである。されば、同會議の構成員中、專　戰時經濟統轄に當るものは、四箇年計畫受託官たる議長ゲーリング元帥と經濟大臣たる經濟總監フンク氏である。四箇年計畫受託官の權限は、最高國防會議の設置にも拘らず何らの變更をみないことは、其設置令に明言された通りであり、事實、四箇年計畫受託官及最高國防會議々長兩者兼任することにより、ゲーリング氏は、戰時經濟を中心にした全體國防の統一的確保を全うし得たもの〻如くである。

然し、戰時經濟の進展に伴ひ、右の構成は、機構的にみて、多少徹底を缺く憾みなきを得なかつたので、開戰後四ケ月を經た一九三九年十二月初に至り、「最高國防會議」の外廓組織として、四箇年計畫受託官を會長とする「戰時經濟最高協議會」（Generalrat für die Kriegswirtschaft）が設けられるに至つた。

「戰時經濟最高協議會」の新設は、最高國防會議の場合と異り、法令に基かざる設置であつたので、ライヒスゲゼツツブラット（獨逸法令公報）にも公示なく、一般には、ライヒスアンツアイガー（獨逸及普魯西官報）及び四箇年計畫廳機關誌フイールヤーレスプラン（一九四〇年一月五日號）（註八）によつて、既に事實上開設されてゐたことが知らされたに止まつてゐる。從つて、其組織內容の如きも、この程度の公權的資料によつて、之を了解する外はない。

（註八）「四箇年計畫」誌には、四箇年計畫廳次官ケルナー氏が、一月五日二頁以下に、「戰時經濟の最も强力なる統制」（Straffste Lenkung der Kriegswirtschaft）と題し、述べてゐるのである。

二「戰時經濟最高協議會」設置の理由に就て、ケルナー氏は、かう述べてゐる――獨逸戰時經濟政策は、開戰後こゝ數ケ月間に互り組織的に實行され、其間に、種々の事件に直面して、極めて有意義なる體驗を重ね來つたが、戰爭のつゞく限り、經濟は常に、作戰範圍である。工場・勞働者・原料・運輸手段等は、絕えず、陸海空三面の戰鬪要求に卽應して、指導されねばならず、又、敵國の封鎖手段に對しても極力抵抗手段が講ぜられねばならない。この必要は、開戰後數ケ月間の戰局進展に伴つて、益々大となつた。こゝに於て、戰時に於ける經濟政策は、益々彈力的にして適切なる形成、新規の手段を發見するの創意力と之を實現するの斷行力とを要求するに至つた。この

要求に對處するためには（イ）全體の戰時經濟の明確なる命令權と強力なる權威的指揮と（ロ）戰時經濟任務の遂行に當る全官廳相互間特に黨と國家との間に於ける永續的密接なる協力と（ハ）消費者生產者を包含する全國民の訓練と理解ある協力との三個の前提が絶對必要である。いはゆる「戰時經濟最高協議會」は、この前提を具現し、右の大目標を貫徹するために設置されたものである。要するに、戰時經濟に關するすべての最高官廳間の協働連絡をはかるために、設置された四箇年計畫廳を中心とする一種の戰時經濟實行委員會といふべき性質のものである。

「戰時經濟最高協議會」は、戰時經濟の下に於ける「四箇年計畫」の擴充と其活動の實效を期することが根本の主眼とされて、專ら、四箇年計畫廳諸部局を活用し、其構成も、四箇年計畫受託官ゲーリング議長の下に、同副議長には、四箇年計畫廳次官ケルナー氏が就任してゐる。其他の協議會構成員は、經濟省・食糧農業省・勞働省・交通省・內務省の各次官、國山林局次官、價格形成委員、國防軍總監部國防經濟局長、ナチス黨總統代理受託者等を主とし、其他必要に應じ、例へば、財務省又はライヒスバンクの代表者の參加も求めることゝされてゐる。要するに、この人的構成の上よりみるも、四箇年計畫受託官が、名實共に戰時經濟の最高官廳となり、ゲーリング元帥が、戰時經濟の指導權を終局的に其掌中に收めたものといひ得るのである。

この「戰時經濟最高協議會」設置に伴ふ戰時經濟上級組織改編の結果、經濟總監の任務、卽ち、經濟大臣兼ライヒスバンク總裁としてのフンク氏の任務は、專ら、經濟省及びライヒスバンクの權限に屬する狹義の經濟財政々策に限局されることになつたとみられる。

第三節　地方機構——「地區經濟廳」・「州（縣＝）食糧廳」「山林木材廳」及「經濟局」「食糧局」

一　戰時經濟行政の中間機構たる地方機關は、要するに、基本令たる八月二七日附經濟行政令によつて、定められた次の三種である。

商工經濟部門……地區經濟廳、商工會議所駐在國家委員、
食糧農業部門……州（縣＝）食糧廳
山林經濟部門……山林木材廳

然し、注意すべきことは、これらの諸官廳は、新設されたものでなく、專ら既存の各地方上級官廳が活用された點である。卽ち、全國各國防管區毎に、中央より發せらるゝすべての措置を、統一的に整備し指揮する上意下達の機關として、各國防管區內の特定地方上級官廳が之に指定されるのである。その指定は、經濟行政令第一條に、範圍・官廳名・所在地の三點から、明記してある。各國防管區によつて、夫々異り、長官（Oberpräsidenten）・知事（Reichsstatthalter）・州經濟大臣（Landeswirtschaftsminister）・首相（Regierungspräsidenten）等である。これらの地方長官は、自己の管轄下に在る諸官廳・經濟自治團體等に對し、其權限內に於て、諸般の指揮命令をなすこと

ができる（第一條第二項）。但し、法規の制定權はないのであるが、經濟自治團體に對する指揮命令權も認められてゐる點は、注目される、卽ち、廣汎な授權がみられるのである。之に對應して、國經濟大臣・國食糧農業大臣・國山林局長官は、其所管に屬する諸多の經濟自治團體其他の私的機關を、國家行政に隷屬せしめ、若くは國家行政官廳の中に編入せしめることができる（第二條）ことになつてゐる。

所で、右の三種の官廳は、夫々の分野に於て其の組織・態樣・任務を異にするから、分說しやう。

（1）商工經濟部門に於ける「地區經濟廳」（Bezirkswirtschaftsämter）及商工會議所駐在「國家委員」（Reichskommissaren）

「地區經濟廳」の地域的管轄は、經濟行政令第一條所定の如き國防管區が基準となる（第三條第四條）。其權限は、國經濟大臣の規定に委ねられてゐる（第三條第三項）が、第一次施行令（第三條第一項）によつて之をみれば、「地區經濟廳」に委託された任務は、次の如くである。

イ　重要なる工業經營の生產能力を確保すること
ロ　不可缺重要なる商業經營を確保すること
ハ　不可缺重要なる手工業經營を確保すること
ニ　不可缺重要なる信用機關及び保險企業を確保すること
ホ　動力供給を確保すること
ヘ　原料及び半成品管理の實施に協力すること
ト　石炭・動力原料・燃料油・ゴム車輪・石鹼其他特別管理に服する完成商品の消費統制を實施すること
チ　廢品の蒐集及び利用等を實施すること

而して、右各國防管區毎に「地區經濟廳」と並んで、各商工會議所毎に、國經濟大臣の任命にかゝる「國家委員」が配置されること、された。この「國家委員」は、地區經濟廳に隷屬して、事務執行上の實際指示をすべて之から受けることとされた（第四條第三項）のであるが、その權限は、國經濟大臣適宜規定する外（第四條第一項）、諸多の國家事業が、同大臣の委任事務として課される（第四條第二項）。

右「國家委員」には、原則として、商工會議所會頭が任命され、法律上の所謂名譽職であり、其人件費物件費何れも、商工會議所の負擔とされる。要するに、戰時下に於て商工會議所が、國家の委託行政を行ふことを注目すべきである。

（2）食糧農業部門に於ける「州（縣＝）食糧廳」（Landes〔Provinzial,〕Ernährungsämter）

戰時食糧農業行政に於ける中間機構として設置された「州（縣＝）食糧廳」も、夫々の州（縣）を管轄とし、其各長官が之に任命された。各「州（縣＝）食糧廳」の權限は、國食糧農業大臣の規定する所となつてゐるが、其規

定によれば、

イ　國民の食糧及家畜の飼糧の確保に就て對策を講ずること

ロ　下級機關たる食糧局の活動を監督すること

の二が主要なる任務であるが、其外、既設の國食糧團の各下級分肢の上級機關として、其事務を指揮し得る（第六條）。

(3)　山林木材經濟部門に於ける「山林木材團」（Forst und Holzwirtschaftsamt）

これも亦、各國防管區毎の特定地方長官に指定設置が行はれたもので、其權限任務は、國山林局長官之を決定する（第七條）。第二次施行令（第三條）は、其任務を次の三となしてゐる。

イ　國有林・公有林・私有林に於ける木材生産を確保し監理すること

ロ　國山林局長官の所管に屬する木材加工業の最重要なる經營の生産能力を確保すること

ハ　不可缺重要なる木材取引を確保すること

所で、この山林木材經濟行政部門では、單に、この地方機構の整備のみならず、中央機構にも重要な措置が、開戰後行はれたから、こゝで、簡單に觸れて置く。それは、一九三九年九月五日附中央木材局設置令に基く「中央木材局」（Reichsstelle für Holz）の新設である。

「中央木材局」は、從來國山林局長官の權限委任を受けて、法定權能の範圍内に於て、山林木材經濟上の實際的指揮に當るものとされてゐた「獨逸山林木材經濟市場聯合中央局」（Hauptgeschäftsstelle der Marktvereinigung der deutschen Forst- und Holzwirtschaft）（七月一日附第二次施行令第一條、第二條）に代つて新設された中央山林統制機關である。即ち、國山林局長官の委託を受けて、其の任務權能を行使する公法上の團體であるが（同令第二條第一項）差當り、叙上經濟行政令に基いて新設された木材山林團を指揮して、戰時山林經濟行政を擔當するわけである。

中央木材局長は、國山林局長官の任命にかゝる「木材受託官」（Reichsbeauftragte für Holz）で、同受託官は、あらゆる措置に付、又中央木材局の局務に付、國山林局長官に對して責任を負ふ。但し、同長官の同意を得て、其權限の全部又は一部を他の實行機關に委譲することが出來、委譲を受けた實施機關は、その事務遂行の義務を負ふ（第四條）。尚ほ、中央木材局の權限は、木材乃至山林副産物の生産確保並びに需要の統制及び充足に必要なる一切の措置を執ることであるが、その外に、國家供用法（Reichsleistungsgesetz vom 1. September 1939. ―― 舊國防供用法の改正法で、いはゞ廣汎なる物資徴發法である）に基く幾多の國家供用要求の權限もある（第五條）（註九）。

（註九）　元來、この中央木材局設置令は、例の商品取引令（Verordnung über den Warenverkehr）（一九三九年八月一八日附改訂）が第三條に於て、商品取引の管理及び統制をなすために、經濟大臣が中央機關を設置し得ることを認め、第二〇條に於て、經濟大臣から國山林局長官への右機關設置委任を認めてゐるのに基き、國山林局長官が之を制定したものである。卽ち、

者に、管理局設置令（VO. über die Errichtung von Überwachungsstellen vom 4. Sept. 1934）に基て、商品管理局の一つとして設置された「木材管理局（Überwachungsstelle für Holz）と山林木材經濟市場統制令（Gesetz über die Marktregelung auf dem Gebiete der Forstund Holzwirtschaft vom 16. Okt. 1935）に基て設置された「獨逸山林木材市場聯合」（Marktvereinigung der deutschen Forst und Holzwirtschaft）との兩機關は、共に廢止されて、其兩者のもつてゐた從來の任務・權能・權利義務は、一切が、擧げて、中央木材局に吸收され、其の財產も、同時に新設局に移管されることになつたものである（設置令第二項）。尙ほ、中央木材局設置に就ては、一九三九年九月二五日附「中央木材局ニ於ケル山林木材經濟合併及ビ中央山林局設置ニ關スル命令施行ニ關スル命令」も詳細を定めた注目すべき命令である。

ニ　さて、以上の地方機構たる「地區經濟廳」・「州（縣ⅱ）食糧廳」・「山林木材廳」の下級機關は如何に構成されたかといふに、各町村域に在ては各町村長に、各市域に在つては各市長に、「經濟局」（Wirtschaftsämter）及び「食糧局」（Ernährungsämter）が委託設置された。其任務は、各省大臣によつて規定される。但し、ベルリン・ハンブルグ　ウイーンの三大都市は、性質上、別個の取扱を受け、特別規定を設けられた（第一〇條）。

（1）地區經濟廳の下級機關たる「經濟局」の任務は、第一に、工業經濟關係の生活必需資材、就中石炭・動力原料・燃料油・ゴム車輪・纖維製品・石鹼製品・靴等國家管理に服する完成品を消費者たる民衆に、直接配給することであり、第二に、廢品を回收し活用することである（第六條）。「經濟局」は、これらの諸任務を實行するに付、特に明瞭な禁止規定なき限り、適宜、公共團體組合の協力を求めることができる。「經濟局」が、一般に指示を仰ぐのは、その上級機關たる地區經濟廳からであるが、原則的な指示とか特に重要なる命令とかは、更に其上級の行政官廳を通じて與へらるべく、從つて、時には、「經濟局」の行へる處分行爲が、上級行政官廳によつて取消されることもある。これは、「經濟局」も、地區經濟廳も共に、其設置された官廳の中の一部門となり、經濟行政自體が財務行政の如き特別行政とされずに、一般行政の一部とされたためである（註一〇）。但し、どこが上級行政官廳かは、內務大臣と經濟大臣との協議の上、之を定める（第六條二ノ四項）。

（2）經濟局と同じ地位同じ立場で、消費者たる國民を直接相手とする下級機關たる「食糧局」の任務は、後に食糧切符制の實施機關を述ぶる際にもみる所であるが（第四編二七三頁參照）、大體、次の三件である。

イ　食糧生產經營に於ける秩序ある經濟指導に付、對策を講ずること

ロ　農作物栽培・家畜飼養・牧穫物取得・生產物の適時の引渡・合法的配給等のための一切の措置を講ずること。このために、各農業經營別に、所謂「農場票」（Hofkarte）を作成して備付け、牧穫物其他經營內產物の狀況・家畜現在頭數・自家供給者に歸すべき自家消費量等を繼續的に明示せしめる建前とされた。

ハ　消費を統制すること。このために、自局管內の配給を受くべき國民に就き、それ〴〵の食糧及飼糧の需要を調査し、家計簿を備付け、購買切符を發行し、顧客簿を調製する等の措置を講ずること。

尙ほ、こゝに附加せねばならぬものは、行政官廳ではないが、食糧經濟部門の戰時措置に就て、食糧局の下部構

造としての役割を營む「中央組合」(Hauptuereinigungen)である。これは、古く一九三三年九月一三日附農產物市場統制及價格統制ノタメノ國食糧團臨時構成ニ關スル法律に基いて設置されたもので、國內全般に於ける農產物の合目的的處理、就中配給及利用を統制するを任務とする機關である。この任務を遂行するに當つて、「中央組合」は、國食糧農業大臣の認可を得て、管理計畫及割當計畫を設定し、又、引渡義務者より提供せらるゝ生產物を適時に引取り、適宜の入庫處分を行ひ、國防軍要求にかゝる補給分を調辨し、確定量を夫々加工經營に配給する等々の措置を講ずることができる。

(註一〇) Die deutsche Vol swirtschaft, 1939 N. 26 S. 950

この點に關聯して、ショイナー氏は、これら戰時經濟行政の中間及び下級機關に於ける戰時組織的意義を指摘し、之によつて、從來たゞ部分的にしか存在しなかつた經濟省の下部構造が、特別行政の域を脫して、一般內務行政官廳との密接なる關聯をもつて構成されたこと、この構造は、戰後に於ける中間及下級經濟行政の構造を多分に暗示してゐることを强調してゐる。

更に、最後に、**戰時勞働行政**に關して一言して置く。この部門に關しては、經濟行政令(第五章第八條)が、勞働問題に關する從來の行政組織に變更なき旨を明言してゐるので、戰時經濟下に於ても、やはり、「州勞働廳」(Landesarbeitsämte)、「勞働局」(Arbeitsämter)「勞働管理官」(Reichs r ul änder der Arbeit)がそのまゝ存續して、戰時勞働行政を擔當するわけである。(これに就ては、特に勞働配置行政の見地から、「戰時勞務體制」に於ても述べられるであらう。)

以上、各地方長官に指定設置をみた地區經濟廳・州(縣＝)食糧廳・山林木材廳等の肢分組織は、地方的經濟參謀本部の具現化を意味するものとみらるべきものであり、各地方每に(國防管區又は各州〔縣〕每)、一切の經濟的措置を自己の許に於て統括處理して下に傳へるといふ「力の集中と統一」を體現せる新戰時經濟統制機關に外ならないのである。

第四節　戰時經濟に於ける國家的經濟行政と商工經濟團體との協力

ナチス政府が、其の直面せる經濟戰爭に對應するため、本格的な總動員體制の强化に邁進したことは當然であり、叙上の經濟行政の整備も其の一端に外ならないが、然らば、かねて、ナチスが其の國防經濟體制の機構として確立し運營し來つた所謂有機的團體の構成は、この新戰時體制上、如何なる立場に立つべきか。卽ち、最上級の中央經濟會議所の下に、全國團、專門團、下級專門團といふ上下有機的構成をなす商工經濟の自治團體は、如上新設された戰時經濟の國家行政機關と如何なる關係に立つかゞ問題となる。概括的にいへば、無論、これら經濟の自治團體の役割も、戰爭經濟への一大轉換と共に、より一層適正に、經濟戰爭目的の貫徹といふ目標に對應して再檢討され、其の間の圓滑なる連絡が確保されねばならないであらう。この點に鑑みて、政府は、九月一八日國經濟大臣の名に

於て、「戰時經濟ニ於ケル國家的經濟行政ト商工經濟團體トノ協働ニ對スル一般方針」を告示する所があつた。

同方針は第一に中央官廳及び實施機關の件、第二に地方官廳及び實施機關の件、第三に生產計畫及び割當計畫の設定及び實施に對する商工經濟團體の協力の件、第四に原料管理に對する商工經濟團體の協力の件、第五に經濟斷送受託官任命の件といふ五點からして、國家の行政官廳と經濟特に商工經濟の自治團體との協力關係を明かにし、戰時下に於ける國家と經濟の圓滑なる協働を確保せんとしたものである。

（1）中央經濟會議所及び工業・商業・手工業・銀行・保險・動力經濟・外國交通の七全國團並びに經濟團、專門團、下級專門團の任務は、國經濟大臣及び其の國家事務施行統括の委託を受けた中央官廳に對し、責任ある協議機關たる機能を果たすこと、並びに委任された事務の遂行に付實施の責任をもつことに在る。

但し、中央經濟會議所は、以上の外、各商工經濟團體の協力活動を確保し、必要に應じて、國經濟大臣の同意を得た指令を發する任務がある。

（2）地方に於ける一切の活動を地域毎に確保するものは、今回新設された地區經濟廳である。その任務は、前述せる通りであるが、必要に應じて擴張も出來る。而して、經營保全、就中勞力・輸送機關・動力の確保及びストツク監視等の任務遂行に當つては、商工會議所の協力を求めることが出來るし、又、專門的＝地域的任務の遂行に當つては、經濟會議所及び之に參加せざる地方團體の協力さへ求めることが出來る。經濟會議所の理事長（Hauptgeschäftsführer）及び理事（Mobbeauftragte, Geschäftsführer）は、常時、地區經濟廳と緊密な連絡を保持するを要する。

（3）生產＝割當計畫の設定及び實施に對する商工經濟團體の協力——生產＝割當計畫は特別の場合を除き、工業全國團に屬する各經濟團が、政府中央機關と協議の上、之を設定し、絕えず、戰時經濟の要求に卽應せしめることとされた。經濟團は、右任務の一部を專門團及び下級專門團に委讓することが出來る。

生產＝割當計畫の設定に當つては、必ず、地區經濟廳の意見を徵しなければならぬが、地區經濟廳は、その意見提出に際し、經濟會議所及び商工會議所の協力を求める。同計畫の確定には、國經濟大臣の同意が條件とせられるが、當該經濟部門が國防軍の任務を兼ねてゐるときは、更に、國防軍總監の同意もなければならぬ。

確定された右計畫は、國經濟大臣若くは其の委任を受けた經濟團に依つて、各地區經濟廳に通達され、通達を受けた同廳は、之を各經營に更に傳達し、其の實施を確保することになる順序である。經濟會議所に於て一切の國防經濟問題の研究調査を統括するものは、從來と同樣、會議所本部國防經濟部である（同部は、生產保全に關する研究調査を統括するA課と生產計畫に關するB課とから成る）

以上に述べた手續は、大體、動力經濟・商業・手工業・銀行・保險業及び外國交通等に就ても、そのまゝ當てはまる。但し、事物の相異に應じた若干の變更はある。

（4）**原料管理に對する商工經濟團體の協力**——原料及び半製品の管理統制は、例の商品取引令に基いて、中央に設置された各商品中央機關、所謂ライヒステレ（Reichsstelle）が之に當る。但し、右中央機關、其の任務を遂行するに就ては、各經濟團・專門團・下級專門團と緊密に協力する。場合によつては、國經濟大臣、管理事務を經濟團・專門團・下級專門團に委任することが出來る。補助原料の管理に就て特にさうである。

（5）**經濟輸送受託官**（Transportbeauftragte für die Wirtschaft = TdW）**の新設**——輸送問題の重要性及び輸送問題を國有鐵道其の他の交通擔當機關の緊密な連絡に依つて解決すべき必要性は、戰時經濟態勢下に在ては特に痛感されるので、こゝに新たに、若干名の經濟輸送受託官が特設されることになつた。同受託官は、通常、國有鐵道監督局所在地の商工會議所に駐在するのであるが、事情により、鐵道監督局内にも、事務局を設けることを得る。

經濟輸送受託官の任務は、要するに、全體經濟の輸送需要と實際の輸送力とを調整するに在る。既存の輸送力だけで全需要を充足し得ざる場合は、同受託官の許に於て、輸送需要の緊急段階を定める。右段階の確定に當つては、同受託官は、無論、經濟總監及び其指揮下の最高官廳——例、交通大臣——の指示に從はねばならぬ。但し、右指示は、前述の國防管區内地方長官に新設の經濟指導本部たる地區經濟廳を通じて、右受託官に到達するといふ順序になつてゐる。而して、同受託官は、其任務遂行に當り、凡そ一切の經濟輸送關係機關、例へば商工會議所・國防經濟局・經濟廳・食糧廳等とも、緊密な連絡を保持せねばならないのである。

戰時經濟體制に即應したナチス政府の「國家と經濟」・「國家の行政官廳と民間の經濟自治團體」との協力關係に關する指針は、大體以上の如くである（註一一）

（註一一）"Deutsche Volkswirtschaft" in Völkischer Beobachter, 22. Sept. 1939, Nr. 265 Seite 5
Deutsche Bergwerks-Zeitung 21. Sept. 1939, Nr. 220 Seite 2.

第五節　補　說

以上述ぶる所によつて、今次歐洲戰爭下に於ける獨逸戰時經濟行政の整備態樣が、概略ながら說明し得たわけであるが、尙ほ、叙上の系統的戰時經濟行政組織に附加して、こゝに、特殊の經濟分野に於ける戰時新機構に就き、若干補說して置きたいと思ふ。

第一は、戰時經濟下の電力供給を確保せんがために、まづ、先決問題として、電力經濟行政の戰時體制化を企圖し、中央機構として、「中央電力廳」（Reichsstelle für Elektrizitätswirtschaft）（ベルリン所在）が新設されたことである。一九三九年九月三日附電力供給確保令（Verordnung zur Sicherstellung der Elektrizitätsversorgung）（經濟總監の所定）に基いたものであるが、同令は、必ずしも既存のエネルギー經濟法（Energiewirtschaftsgesetz vom 13. Dezember 1935）と牴觸するものにあらずして、寧ろ、その戰時體制化とみるべきものである。「中央電力廳」

の長官は、經濟大臣の任命を受け、且つ其指揮に服するのであるが、その下級機關としては、今回新設された前掲「地區經濟廳」と、既存の商工會議所を動員して、之に特殊の戰時任務を賦與するものとしたのである。

尙ほ、同九月二十日附ガス供給令（Verordnung zur Sicherstellung der Gasversorgung）（經濟大臣の所定）も、前述電力經濟の場合と同じ趣旨に基いて、ガス經濟の戰時確保を定めたもので、やはり、エネルギー經濟法の特別法的關係に立ち、地區經濟廳及商工會議所に對し、ガス供給統制の戰時任務を賦與した。

第二は、例の商品取引令（一九三九年八月一八日改訂）に基き、戰時經濟下に於ける纖維製品の取引を監督し、統制すべき中央機關として「纖維經濟特別受託官」（Sonderbeauftragte für die Spinnstoffwirtschaft）が設置されたことである。一九三九年九月三日附命令による。

元來戰爭開始直前新規改訂された商品取引令は、舊取引令に於ける「商品管理局」（überwachungsstelle）が、單なる商品取引關係の消極的監督就中其輸入統制のみを任務としてゐたのに對し、之を改訂强化して、「中央商品局」（Reichsstelle）となし、之に當該商品の生産―配給―消費に關聯する相當高度の權限を賦與した。其の結果、纖維經濟關係だけでも、中央羊毛其他畜毛局・中央綿絲綿織物局・中央絹絲人絹絲人造羊毛局・中央被服類局・中央亞麻絲局等多數の中央商品局が設置をみ、當然、これらを大局から統轄する戰時纖維經濟の中央統制大機關の必要をみるに至つたのである。この必要に基いて設けられた「纖維經濟特別受託官」は、果して、後述する如く、特に被

獨逸戰時經濟行政機構圖

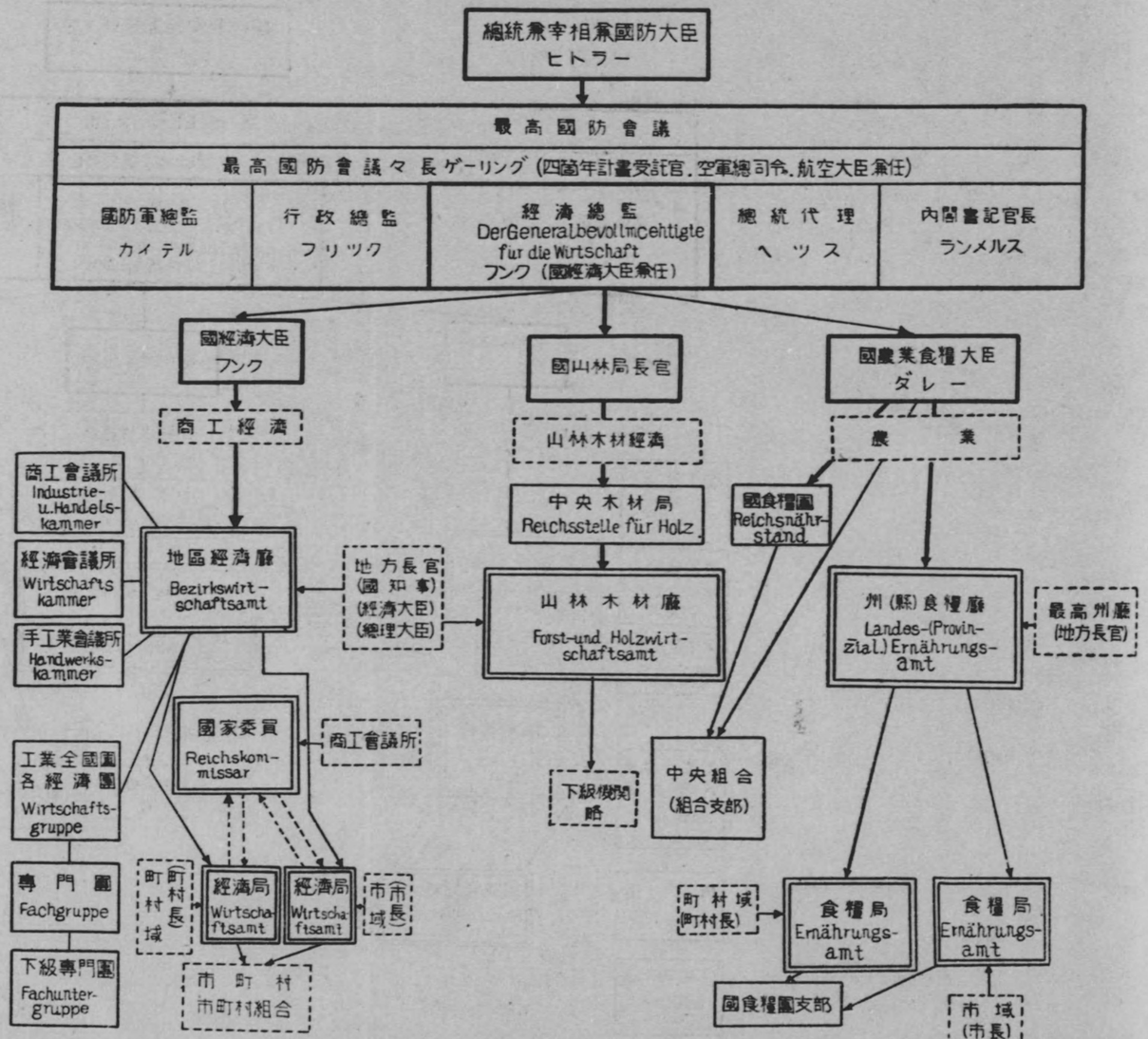

服關係の切符制實施に際して、重要な役割を果たしたものの如くである。

こゝに參考までに、今次歐洲戰爭下に於ける獨逸戰時經濟行政機構圖（アルブレヒト氏の圖を參照して、著者の作成せるもの）を揭げる。（折込）

第四章　戰時行政の簡易化

一「凡そ、一切の戰時機能は、簡單を貴び、複雜を排する。戰時國家指導にして、國防目的乃至は戰勝目的に即應しつゝ其の任務を遂行すべきものなる以上、あらゆる機能方法の上に於ても、努めて能率的なる運營が企圖されねばならぬ。獨逸に於ける所謂「戰時行政の簡易化」(Vereinfachung der Kriegsverwaltung)とは、要するに、これに對處すべき一の指導方策に外ならないのである。

大體、ナチス獨逸に於ける「單一國家」制確立への努力は、其の國防經濟機構の整備と相表裏して、これまでに相當に形を整へて來たのであるが、久しく聯邦國家制を執つて中央集權より遠かつた國內全般に亙つて、未だ必らずしも、徹底せる「單一國家」的行政を成就し、所謂官僚的儀禮の排除を遂行し得るに至つたわけではない。然し、こゝに戰時體制の現實の面に逢着した以上、一切の躊躇は無益である。苟くも戰爭國となれる限り、すべての公的行政活動は、戰勝の確保、國防の完璧といふ大目標に即して、適時機構と機能の上から之を再檢討し、できる限り圓滑・迅速・適正なる運營を企圖せねばならないわけである。

獨逸に於ける「戰時行政の簡易化」は、情勢の險惡化した八月二八日逸早く制定公布された**行政簡易化ニ關スル總統布告**(Erlass des Führers und Reichskanzlers über die Vereinfachung der Verwaltung)に基けるものである。同布告は、行政簡易化に關する包括的措置を規定してゐる外、行政總監及び經濟總監に對し更に細目の規定を制定すべき權限を與へてゐる。其前文に曰く、「國家及ビ民族ノ防衛ヘ、公的行政ノ圓滑ナル活動ヲ要求ス。コノ要求ニ應ゼンガタメ、卽チ最大ノ難局ニ直面スルモ公的行政ノ國家及民族ニ對スル使命ヲ完全ニ遂行センガタメニ、余(ヒトラー總統)ヘ、玆ニ次ノ如ク定ムルモノナリ」と。

二　行政簡易化ニ關スル總統布告に示された內容は、大體、次の如きものである。

第一は、すべての官廳は、その全的機能を發揮し、且つ官僚主義的弊風を打破して、迅速・自由なる處分をなすべし、といふことである。最高行政官廳の各長官は、努めて戒心且つ絕對的責任を以て、所管官廳の圓滑なる協力活動を確保し、國策の遂行に些かの遲滯をも來さぬやうにすべきである。法律・法規命令・行政命令等に就て、甲官廳が乙官廳の同意を必要とする關係に在る場合には、乙官廳は、その同意か否かの意思表示を可及的速かにすべきであり、もし、乙官廳右同意請求書の受理後一週間を經るも、請求廳たる甲官廳に正當なる異議書を送らざるときは、右同意ありたるものと看做しても差支へないものとされる。

第二は、國・州・市町村・公法上の團體等一切の事務機關は、その任務遂行に當り、原則として、國防關係業務を他の一般事務よりも優先的に處理せねはならぬ、といふことである。端的にいへば、國防目的の貫徹といふ見地よりせる不急不要事務の一時的抑止乃至戰時行政の再編成といふことに外ならない。國防關係以外の業務は、いは

ば既存の勞力の限度に於てできる程度になせば足るのである。各官廳長官は、その所管業務の遂行に付き、何を措ても、國防關係業務の迅速なる處理を達成するやう考慮すべきである。而して、この點に就き、行政總監（フリツク內務大臣）及經濟總監（フンク經濟大臣）は、その所屬官省の意見を徵して、當分休止し得る行政業務事項を指定することができることゝされてゐる。

第三は、最高行政官省は、當面緊急の國家利益を阻碍せざる限り、その行政處分權（例へば、認可權・免除權等）をその次位官廳に委讓することを得る、といふことである。行政總監と雖も、所屬省の意見を徵し、その有する行政處分權をこれら次位官廳たる所屬省（內務省・司法省等）に委讓することができるばかりでなく、所管最高官省と協議の上、認可又は免除等を付與せる諸規程を廢止することもできるものとされた。

第四は、國・州・市町村・公法上の團體の行政手續に關する簡易化を定めてゐる。煩瑣な行政手續は、單に事務處理に於ける能率を阻碍するばかりでなく、同時に、行政の非民衆化といふ重大な結果を招來するが故に、戰時行政の原則として、特に、これを强調したものとみられる。

第五は、最高行政官省と公法上の團體との關係に關する戰時再編成である。被監督の地位に在る公法上の團體は、當然最高行政官省に從屬するが、その外に、從來監督權を有した次位官廳も、その舊被監督の「公法上の團體」に對し、指令權を保有するものとされた。又、最高行政官省は、右團體の活動を停止するか否か、停止するとせば如何なる範圍に停止するかを決定し、更に、これらの團體が國家行政事務を擔當するか否か、擔當するとせば、如何なる業務を擔當するかをも決定する。所管事務範圍に屬する私的團體に對する補助金は、最高官省之を制限し又は停止することを得るが、右制限又は停止の決定をなすに當つては、右私的團體の業務遂行繼續が、戰時下に於ける已むを得ざる國家的要求なりや否やを考慮せねばならぬ。尙ほ、行政總監及經濟總監は、財務大臣と協議の上、公私法人の會計及出資關係につき、特別の規定をなすことができるものとされた。

第六は、行政簡易の方法が、單に如上の大綱を以て塲きたりとなすを得ない所から、更に詳細な行政簡易化規程を必要とするときは、行政總監及經濟總監に於て、最高行政官省の意見を徵して、之を定めることができるものとされてゐる。

大體叙上の如くであるが、最後に、本布告第七章は、この行政簡易化要項が、黨・黨支部・黨所屬團體には適用されず、これらには、別途の特別規程が設けらるべき旨を定めてゐる。

三　尙ほ、手續の簡易化・機構の單一化といふ原理が、一般戰時體制の指導原理で、單に戰時行政のみの問題でないことは、一考を要することである。獨逸戰時政府は、戰時行政の簡易化と並んで、「戰時司法の簡易化」に對しても、其考慮を及ぼす所があつた。

一九三九年九月一日附の最高國防會議命令たる「裁判所機構及司法上ノ措置ニ關スル命令」（Verordnung über

Massnahmen auf dem Gebiete der Gerichtsverfassung und der Rechtspflege）及九月九日附同令施行令、同十月四日附同令第二次施行令は、先づ、戰時下に於ける民事訴訟上及び刑事訴訟上に於ける時宜に適した裁判手續の簡易化を企圖したものである。

之を民事訴訟關係の規定に就てみるに、第一は、裁判所構成の簡易化として、地方裁判所（Landgerichte）の民事部及商事部に於ける審理を單獨判事の構成とした（第五條）。第二は、區裁判所（Amtsgerichte）に於ける財産法上の請求事件に關する事物管轄の標準價額を五〇ライヒスマルクから一五〇ライヒスマルクに引上げた（第六條）。第三は、當事者代理に簡易化の徹底を期するため、民事訴訟上の區裁判所判決に對する控訴院（Oberlandesgericht）への控訴手續に就いても、辯護士を以て當事者代理たるを得るものとした（第一一條）。第四は、勞働裁判所（Arbeitsgerichte）（第一審）の裁判には陪席判事を要せず、其手續も、區裁判所と同樣、自由裁量によつてなし得るものとした（第一二條）。大體、右の如くで、刑事訴訟關係にも、少からぬ戰時改正が行はれたものゝ如くである。

又、右の外に、九月一日附民事訴訟・强制執行・破産・民法上ノ措置ニ關スル最高國防會議ノ命令は、國防軍所屬員又は勞務徵用者の關係せる訴訟手續を一時中止若くは停止する旨を規定し、其他、同九月二日附司法國家試驗簡易化ニ關スル行政總監ノ命令、同十二月十一日附國防軍應召辯護士ノタメノ特許權辯理士試驗ノ簡易化ニ關スル行政總監ノ命令等、注意すべきもの少くない。

第五章　「國防經濟企畫廳」の戰時任務と「兵器大臣」の任命

一　「國防經濟企畫廳」（Reichsamt für wehrwirtschaftliche Planung）とは、今日新設されたものでないが、獨逸戰時經濟運營上重要な役割を遂行する機關として、こゝに特述するを要するのである。

「國防經濟企畫廳」は、一九三八年秋、總統布告に基いて、國統計局（das Statistische Reichsamt）の第七部（工業生產統計を掌れる部）を擴充獨立せるものである。その新設は、いふまでもなく、ナチス國防經濟確立への進展に應じて、一般國防經濟企畫に資するための包括的な國防經濟的工業統計資料を整備し、特に勞働力・輸送機關・原料經營生產能力等の統計調査を統合するための中央大機關設置要望の聲に應じたものであつた。無論、これらの統計調査及資料整備に從事するものは、其外にも、各商品管理局調査部乃至は各經濟團の調査部等があり、又、國防軍總監部にも國防經濟局があるが、こゝに所謂「國防經濟企畫廳」は、經濟總監に直屬する特殊の使命をもつた一種の統計機關である。同廳は、組織上二部に分れ、夫々各工業部門毎に擔當の統計官（Referent）が配置され、國防經濟上の特殊問題に付き、特別統計官が居る。同局の生產統計調査の對象となつた工場數は、今次戰爭前の數字で、約十五萬、各種工業部門別の調査票約三百種に上つたといはれる。

要するに、同廳の設置は、蓄來の一般官廳生產統計が、廣汎な國防經濟工業統計にまで進展した結果に外ならないのであつて、その最も重要な國防經濟企畫上の任務は、勞働配置・輸送機關・原料等の諸問題の解決資料を整備することである。特に、最後の原料問題は、獨逸國防經濟の希望峰であるから、その解決は、絶對必要であり、それがためには、各生產工程の統計的究明は勿論、仔細に亙る生產技術上の觀點からみた工業統計が、不可缺である。蓄來の大雜把な概括的生產統計は、國防經濟企畫の見地からは、殆んど用をなさない。同樣の見地から、外國產原料及半成品の輸入情況並びに外國向の輸出のための生產情況にも、特別の注目が拂はれる。要するに、國防經濟企畫上國內に於ける物資需給調整方策に對する基礎を提供するのが、「國防經濟企畫廳」の任務とされるのである。

「國防經濟企畫廳」の調査作成にかゝる國防經濟的工業統計資料は、平戰時を通じて、直接國防經濟參謀本部に間斷なく提供されるシステムであり、後述にみる如き全面的な獨逸戰時經濟對策、就中其重要物資の消費統制等は、夙にこれらの整備せる統計資料を基礎として研究されてゐたものとみられる（例へば、生活必需品切符制實施用の切符の如きは、既に數年前に印刷濟みであり、其仔細なる割當量の研究の如きも、これらの統計資料を基礎にして、夙に、行はれてゐたものといはれる）。

「國防經濟企畫廳」の調査作成する統計表の中で、特に重要なのは、各物資の需給調整を主眼とした原料統計である。特定の原料の輸入及び生產と輸出及び消費とを一の統計表で對比できるやうにしてあれば、ストツク總額は

その兩者に就て容易に判明する。これは、各章節項と詳細に分類してあればあるほど、利用價値が高いわけであるが、特に「消費」の項目を、できる限り全般に亙る加工々業部門及び其他の消費部門に分類できるならば、一層重要性を增すわけである。「國防經濟企畫廳」は、工業統計の調査資料の中から數百種に亙る原料及び半成品の統計表を摘出して、重要な原料關係を殆んど全部網羅できるやうにしてあるもの、如くである。

この仕事は、既に、平時から國防經濟に就て扱ふものであるが、この平時國防經濟關係の統計資料が基礎となつて、各原料及半成品に就ての戰時需給狀況が生れる。それは、各項目の平時需給を戰局又は事變の進展と睨み合はせて、適宜に變化させればいゝのである。

これらの國防經濟工業統計は、實際の政策企畫の上に直接資料として利用される關係上、官廳統計としての祕密保持の必要があることは當然であり、又、かゝる統計調査のために、經濟界に少からぬ手數乃至犧牲を要求することも、當然であるが、事苟くも、國民生活の確保を目標とする國家事業たる限り、當然已むを得ざる所と、獨逸政府當局の意向が明示されてゐる（註一二）。

（註一二）Der Vierjahresplan, den 5. Sept. 1939, S. Jg. Nr. 17, S. 1031 因みに、機密保持に抵觸せず、單に純國民經濟的研究の意味しかもたぬやうな統計は、之を集錄して、同廳から、"Die deutsche Industrie; Gesamtergebnisse der amtlichen Produktionsstatistik" なる刊行物が出されてゐる。

第五章　「國防經濟企畫廳」の戰時任務と「兵器大臣」の任命

二　「兵器大臣」（Reichsminister für Bewaffnung und Munition）は、開戰後七ケ月を經過した一九四〇年三月「獨逸國並ニ占領波蘭地方總督府管內ニ於ケル兵器生產及彈藥製造ニ從事スル一切ノ機關ヲシテ最高度ノ能率ヲ發揮セシメ且ツ之ヲ統轄スル」ために設けられた大臣で、一九四〇年三月一七日附**兵器大臣任命ニ關スル總統布告**に基いたものである。同布告は、設置と同時に、自動車道路の建設で有名な獨逸道路統監トット工學博士（Dr. Ing. Todt）を同大臣に任命し、施行規定の公布を留保してゐる。

次で、一九四〇年三月二〇日附**兵器大臣任命ニ關スル總統布告第一次施行令**は、この兵器大臣の權限其他に就き、詳細規定した（以下條文はすべて本施行令とす）。

「兵器大臣」は、軍需品生產の管理・助成・監督の職責に任ずることが第一任務であり、其他、軍需品製造上重要なる兵器彈藥の改善向上に關する諸問題をも扱はねばならぬ（第一條一項）。但し、兵器生產上の特殊問題を其任務範圍とするか否かは、別に總統の定むる所にかゝる（第一條二項）。

「兵器大臣」は、以上の任務を遂行するについて必要なる一切の命令を發するの全權を有するものであつて、その結果、國防軍各部、行政及經濟に於ける兵器彈藥生產關係の機關は、すべて、「兵器大臣」の指揮命令に服せねばならぬ。特に、軍需品生產に從事する諸機關の人事異動には、絶對に同大臣の同意を必要とし、時には、その任命の變更をさへ命ずることができるものとされてゐる（第二條）。

「兵器大臣」は、その任務の遂行に付、格別、兵器省ともいふべき新規の官廳を設くることをせず、從來、軍需品生產に關係し來れる諸多の事務機關をそのまゝ活用することになつてゐる。たゞ、其任務の遂行並に相互連絡の必要上、國防軍各部、行政及經濟に於ける軍需品生產關係の機關內に、受託官を配置任命し、之をして、「兵器大臣」の命令を代行し、且つ、これらの諸機關と協力して實施に當らしめることになつてゐる外、尙ほ必要なる場合には、國防軍各部の局課を直接兵器大臣に隷屬せしめることができることになつてゐる。これは、無論、「兵器大臣」の上申に應じ、總統自ら定めるのである（第三條）。

所で、「兵器大臣」の指揮命令を受くべき「國防軍各部及び行政・經濟に於ける軍需品生產關係の機關」は、すべて「兵器大臣」に對し、要求に應じて、一切の必要なる報告を提供する義務を負ふのであるが、更に、又、「兵器大臣」の任務遂行上必要なる限度の職員をも、要求に應じて、提供せねばならぬ（第四條）。

尙ほ、「兵器大臣」の職權は、大獨逸國は無論占領波蘭地域總督府にも及ぶ（第六條）。

第六章　結　語

凡そ、戰時體制の整備は、近代總力戰に於ける戰勝の第一前提に外ならない。戰時經濟機構の確立も、また、近代經濟戰の先決條件である。戰爭論者をしていはしむれば、獨逸が、第一次世界大戰に勝利を失つたのは、疑もなく經濟戰に敗北した結果である（軍事戰には寧ろ勝つてゐたのである）が、その敗北の理由としては、國民生活力及び戰爭力を持續すべき物資十分ならざりしこと、更に、わけても、十分なる準備及び組織を缺いてゐたこと、强力なる政治指導部並びに國民に對する國家總力戰觀念の敎化宣傳の徹底を缺いてゐたことが指摘されてゐる（註一三）。

特に、將來戰に卽應した戰時國防經濟機構の重要性は、ナチス當局の夙に認識してゐたものゝ如くで、所謂經濟參謀本部論が、戰爭開始前に至つて、特に政府責任者の强調する所となつてゐた事實は、興味深く考へられるのである（註一四）。

（註一三）　前大戰當時の內務次官デルブリュック氏が、その著書に於て强調してゐる（v. Delbrück, Die wirtschaftliche Mobilmachung in Deutschland 1914; München, 1924）之に就て、ウインシュー氏の戰前の論述が注目された（„Auch wirtschaftlich anders als 1914", Deutsche Allgemeine Zeitung, 3. August 1939 Nr. 365—6）。

（註一四）　戰爭開始直前（八月二五日）、ケーニヒスベルヒの東部市（ホストメッセ）開會式に於て、經濟次官ラントフリート氏が、「我々は經濟關係に於ても世界大戰の敗北から調べられた。卽ち、今は、一九一四年當時存しなかつた經濟參謀本部を有してゐる。經濟戰の勝利は軍事戰の勝利の前提だ」といふ意味のことを力說したのが、注目を惹き、經濟雜誌Nidost Echo が、之を採上げてこの方面から獨逸經濟戰備論を揭げた。之が、更に當時の各新聞の注目を惹いて、大きく扱はれたやうである（特に、Deutsche Allgemeine Zeitung, 25. August Nr. 431—2, Seite 2; Frankfurter Zeitung, 25. August Nr. 431—2, Seite 2）。

こゝで、總括的意味で、獨逸に於ける平時の「四箇年計畫受託官廳」・戰時の「最高國防會議」乃至「戰時經濟最高協議會」の經濟參謀本部的性格を覗つてみることにしやう。

「凡そ、民族の維持上必要なる特定の政治目的をば、唯一の解決方法としての戰場の實力鬪爭によつて確保しやうとするのが戰爭である。而して、民族の生存權のために戰ふ軍隊の背後には、之に有形無形の支援をなすべき鄕土の經濟がある。戰場に於ける軍隊の强弱は、戰鬪に有形無形の援助を與ふべき鄕土の經濟力が重要な決定因となる。從つて、軍隊の戰鬪及び戰鬪準備の一切の計畫は、鄕土に於ける政治上及び經濟上の之に相當する計畫と準備とがあつて初めて完成され得るのである。

戰場の戰鬪に於ける軍隊の種類及び配置の如何は、すべて「國防軍」の參謀本部の決する所であるが、「經濟」參謀本部の任務も同樣である。當面の政治的・軍事的任務の爲めに動員し得る兵力及び物資は幾何なりや？　之を

如何なる形式で動員・配置するが最も有利なりや？　等を檢討するのが「經濟參謀本部」である。「經濟參謀本部」の內部組織は、經濟に卽應して形成されねばならぬことは勿論であるが、戰爭及び政治の戰術的任務の要求あるに應じて、隨時變更もせねばならない。

「經濟參謀本部」の任務は、大體に於て、全經濟力を戰爭目的に照應して最大の效果を發揮出來るやう組織し、統括することに在る。換言すれば、戰爭目的に照し、一切の經濟措置を其の重要性・緊急性の上から較量することと不急不要の措置は之を保留し、力を專ら重要なる經濟部門のみに集中することに在る。

「經濟參謀本部」の戰時に於ける具體的任務としては、例へば、第一に勞働力の配分特に食糧經濟部門への優先配置、第二に食糧の增產促進、第三に商工經濟に於ける轉業問題及び徹底的生產擴充、第四に交通機關の整備統制第五に之に關聯する外國貿易及び銀行取引所の轉換、第五に物價安定及び通貨對策等々が重要事項である。

だが、かうした數々の重要任務をもつ戰時の「經濟參謀本部」は、長年に亙る本格的準備なくして、妥當適正なる措置をとり得る筈がない。準備期の間に、生產能力とか、原料需要とか、勞働力の所要量とか、輸送機關の準備とか、通貨及び資本市場指導對策の準備とか、種々の問題に關して、適切な基礎資料を用意して置かねばならぬ。之に附隨して、寧ろより重要なのは、ストックの形成とか、輸送機關の改善とか、附加的生產施設の造作とか、各種の生產力の缺陷を補塡すること等である。確たる責任意識をもてる政府ならば、かゝる任務は、既に戰爭になら

ぬ以前から始めて居る筈である。獨逸に於て、ヒトラー總統が、既に數年前、經濟參謀本部的活動實施の命令を發した所以もこゝに在る。四箇年計畫本部卽ちこれである。軍事的準備及び經驗と同樣、その「經濟參謀本部」の長年に亙る準備及び經驗、組織及び訓練こそは、その實際の戰時措置をとるに就て、十分に利用さるべきものである。

今般、四箇年計畫受託官を議長にして、國防・行政・經濟・黨の諸部門の首腦部を構成員とした最高國防會議、又、同じく同受託官を議長とし、四箇年計畫次官を副議長にし、經濟行政各部の事務長官級を構成員として「戰時經濟最高協議會」が設置されたが、それこそ、如上の意味で、獨逸經濟參謀本部の戰時最高形式と考へらるべきものに外ならないのである。」

第三編　戰時財經政策の基本體制

——特に『戰時經濟令』を中心として——

第一章　總　說

一　苟くも「國家總力戰」に突入した以上、老若男女・貧富貴賤を問はず、全國民に對して最大犧牲の要求あるべきことは、火をみるよりも明かな事實である。いはゆる「われらが祖國の國境の保障」が目標とせらるゝ限り、それは、國家及び國民にとつて、必然的な過程とされねばならぬ。換言すれば、國家及び國民の協働的な總力發揮が圓滑に行はれるか否か、戰時財政經濟體制が巧みに構成され、運營されるか否かといふ一點にこそ、軍事力以上の重要な勝敗の鍵があるのである。

前大戰の體驗からもこの點に特に研究を重ねてゐたとみられる獨逸政府は、現實の戰爭に直面するや否や、かねての企畫を逸早く實行に移し、今後の戰時經濟體制を效果的に持續すべき指導原則の確立を遂げ、以て、數年來培養に努め來つた國防經濟力を十二分に發揮せしめるに萬全を期する所があつた。卽ち、九月一日、獨波國境に待期中の獨逸國防軍に、最後の實力行使命を下したヒトラー總統は、先づ、獨逸國民に告ぐるの聲明を發して、自己の確信を披瀝し、全國民の奮起を促したのであるが、その中の有名な文句に、「兵士が戰線で戰ふといふのに、何人も銃後に於て其の義務を回避するといふ如きことがあつてはならない」（Wenn der Soldat an der Front kämpft, soll niemand am Krieg

verdienen. Wenn der Soldat an der Front fällt, soll sich niemand zu Hause seiner Pflicht entziehen)といふのがある。

九月一日附で、最高國防會議の發令せる「戰時經濟令」(Kriegswirtschaftsverordnung)は、いはゞこのヒトラーの聲明の經濟政策的・法律的表現たるものであつた。

國民生活を制限すべき何らの經濟政策的理由なき場合に於ても、戰時下たる限りモラルな理由が儼存する。國民各自が各自のポストに於て各自の義務を良心的に履行するに非ずんば、戰線により以上の苦難を嘗めつゝある兵士と一般國民との聯絡は不可能となるからである。然し、戰時經濟令の制定は、其の上に、更に大きな經濟政策的使命を負はされてゐる。卽ち、一切の國民經濟及び國民生活を現在の戰爭目的に恰ふが如く轉換するといふことである。轉換は、最短距離が常に直線であるが如く、時宜を得れば得る程容易である。軍事戰で勝つて經濟戰で負けた第一次世界大戰の經驗は、ナチス獨逸をして、逸早く、其最短距離たる直線を引かしめたものと考へられる。

戰時經濟令前文に曰く「ワガ祖國々境ノ防衛ハスベテノ獨逸國民ヨリ最高ノ犧牲ヲ要求ス。軍人ハ其ノ生命ヲ賭シ、兵器ヲ執ツテ鄕土ヲ護ル。カヽル大犧牲ヲ顧ミルトキ國家及ビ民族ノタメニ全力ヲ捧ゲ、統制經濟生活ノ運營ヲ可能ナラシメルコトハ、銃後鄕土ニ於ケル各國民ノ當然ノ責務トイフベキナリ。特ニ、各國民ニ於テ其ノ生活上必要ナル制限ヲ課セラルヽ如キニ於テヲヤ。」と。

ニ　こゝで、先づ、概括的に、同令の內容をみるに、先づ、第一條に於て、戰時經濟の刑罰的保障が明示される。卽ち、「戰爭に有害なる一切の行爲」(Kriegsschädliches Verhalten)に對する嚴罰を以てする。行爲の輕重大小を問はず、凡そ、戰爭遂行を妨ぐる如き惡意の有害行爲は、刑罰の戰時加重を以て遇せらるべし、といふのである。本令は、特に、其中の戰時經濟の運營を阻碍する如き犯罪行爲のみを揭げて居るが、其の精神は、その他一切の獨逸戰時立法に通じて、具現化された所である。

戰時經濟令が、「戰爭上有害なる行爲」として擧ぐるのは、「國民の生活必需品に屬する原料又は半製品を減却し、放置し、若くは抑留して、惡意を以て、之が需要充足を妨げる」行爲が其一、「正當の理由なくして貨幣を抑留する」行爲が、其二である。前者は、戰爭阻碍重罪として、禁錮又は懲役(刑期に定めなし)、特に罪狀重きときは、死刑の極刑を以て、之に臨み得るのであり、後者は、一般に禁錮刑、罪狀重きものに懲役(何れも刑期に定めなし)、といふのである(第一條)。

種々の見方はあるであらうが、戰時非常の國家總動員下に於て、嚴たる秩序の維持、政策の徹底を期するためには、かくの如き高度の刑罰的保障も亦、一の行き方として認められるべきものであらうか(註一)。

註一　戰時經濟令公布の翌日附(一九三九年九月五日附)で、最高國防會議は、かの有名なる民族叛者看處罰令(Verordnung gegen Volksschädlinge)なる戰時總員刑罰法規を定めてゐるが、凡そ戰爭狀態によつて惹起された異常の狀態を利用したる諸

級の惡質犯罪に臨むに、嚴罰を以てしてゐる。蓋し、單なる刑法的乃至軍刑法的保障を以ては、總力戰下の國家的治安、戰爭目的の貫徹は、之を十分に期待し得ないと認めたからである。因みに同令の内容を概略示すと、第一に、直接間接戰鬪の影響を受けて自由開放撤去の餘儀なきに至つた土地・家屋・室内等を掠奪したる者は、無條件に死刑（第一條第一項）。而も絞首である（第一條第三項）。第二に、空襲下の犯罪、即ち、空襲防衞の必要上執られたる措置（例、燈火管制）を利用して、肉體・生命・財産に對する犯罪を敢てしたる者は、十五年乃至終身の懲役、罪狀次第で死刑に處せられる（第二條）。第三に、放火其他公共の危險に對する犯罪を敢てしたる者は、獨逸國民の抗戰力を減殺せしめたる惡むべき犯人として、死刑（第三條）。第四に其の他一般に、戰爭狀態によつて惹起せられたる異常の狀態を利用して企圖せる犯罪は、容赦なく、十五年乃至終身の懲役で、特に犯罪行爲の惡質なるため國民感情の上から放置し難し、と認定されゝば、死刑　處せられる（第四條）。以上の犯罪の處罰手續は、一切、特別裁判所によるのだ（第一條第二項）が同裁判所に於ける判決手續は、犯罪人が現行犯なるか、若くは罪責公然たる場合は、即時猶豫なく行はれる（第五條）。尙ほこの民族毀害者處罰令は、單に獨逸本土内のみならず、新領土たるボヘミヤ及モラビヤ保護領内にも適用され、而も、獨逸國籍なき者にも適用される（第六條）といふ强力な總力戰刑法である。

三　冒頭第一條に於て、國民に對し戰時經濟運營上の心構へを端的な嚴罰主義を通じて明示した戰時經濟令は、次に、第二章（第二條―第一七條）に於て、戰時財政々策の一端を明示し、戰時特別稅の徵收及地方公共團體其他の戰時出捐を定めた。戰時特別稅とは、(1)國民の所得稅に對する五割の戰時增徵稅　(2)ビール・煙草・各種火酒・三種酒に對する戰時增徵稅である。

次に、第三章（第一八條―二一條）に於て、戰時勞賃を規定し、大體の方針として、勤勞者には勞賃の低減に耐へるの犧牲を要望し、企業家には、その勞賃減に因る經費節減を價格引下に利用すべき旨を要望してゐる。これは、當然、第四章（第二二條―二八條）に於ける戰時物價の規定と兩々相關聯して、獨逸戰時經濟下のインフレーション防止の一基調とされてゐる所である。戰時物價の對策が、獨逸に於ては、夙に、その國防經濟下に異常な苦心が拂はれ來つたものゝ延長であることはいふまでもないのである。

而して、最後に、第五章終結規定は、第二九條に於て、(一)本令施行及補充の目的を以て、夫々の所管大臣及價格形成委員は、經濟總監及行政總監の指示に從つて、法規命令乃至一般行政命令を發することを得ること　(二)經濟總監及行政總監は、本令に基く權限を、他の機關に委讓することを定めてゐる。

因みに、本令の公布は、開戰直後の一九三九年九月四日で、右公布日と共に施行されたものである。

次章以下には、右の中「戰時財政」措置、特に戰時稅の問題「戰時勞賃」　戰時物價」の三を分說することにしたい。因みに、本編は、一般獨逸戰時經濟政策の全面的解說を試みるものにあらずして、單にこの戰時經濟令を中心とした「戰時」措置の概貌を眺めるにとゞめる。無論、或意味で「戰時經濟令」は、歐洲戰爭下の「獨逸戰時財經政策の基本體制」を構成するものであるから、大體に於て、ナチス財政經濟の戰時體制化のエキスは本令中に壓縮されてゐるとみるべきでもあらう。

第二章　戰時財政體制

第一節　序　說

一　戰時經濟令の第二章、第二條以下第十七條までの十六ケ條は、いはゞ、獨逸戰時經濟下に於ける財政々策の一端を明示したものといふことができる。

これらの規定の意義及效果乃至は一般戰時財政體制の特徴を明かにするものは、一般に說明さるゝ如く(註二)、前大戰當初の財政々策的狀況及任務との比較である。特に、次の三點の上から考へることができやう。

(一)　第一に、前大戰當初に於ける戰時經濟に在ては、財政問題、即ち戰費の問題が、最も重要なる役割を演じてゐたといふことに關する。當時の政府は、國民經濟を戰爭需要の充足のために動員するに就て、「一にも金、二にも金、三にも又金」を必要とした。だから、當時の戰時財政とは、「平時經濟から戰時經濟への轉換」のための國民經濟的調節辨の如き役割をもつてゐたのである。然るに、今日のナチス獨逸に於ける財政の意義は、周知の如く、全然違つたものになつてゐる。國民經濟力を平時經濟から戰時經濟に轉換するに當つては、もはや、間接的な「金」の力、即ち貨幣經濟的措置を必要としないで、直接的な「物」の力、即ち物資經濟的措置を必要とするやうに變つてゐる。直接的な物資經濟上の措置とは、いふまでもなく、生產財部門の全體主義的生產指導乃至は消費財部門の消費定量割當制の實施、これである。從つて、今、こゝに開戰と同時に國家の戰時特別稅增徵が斷行されたとすれば、これは國家自ら戰爭用資材を購入するための措置にあらずして、寧ろ、物資面に於て既に直接的統制により確保されてゐた戰時生產の擴張を通貨面に於て調整するために行はれたものとみるべきものである。換言すれば、現下獨逸の戰時財政方策の意義は、大體に於て、「金」と「物」との調和を計ることによつて國民經濟的秩序を維持するといふ任務のうちに見出されることになつてゐるのである。この點、單に、「金」の經濟のみを知つて「物」の經濟を知らなかつた大戰當時の戰時財政と今次の戰時財政との根本的に異る第一點となすことができやう。

(二)　第二は、ナチス獨逸に在ては、戰費補償の財政技術的遂行が、大戰當時に於けるよりも、遙かに簡單であり、且つ容易だといふ點である。一九一四年獨逸國政府の先づ第一に頭を惱ました問題は、全國民の財政力をできる限り完全に且つ統一的に、國家のために活用しやうといふことであつたが、その第一の根本條件が、當時の獨逸憲法の聯邦國家的性格のために妨げられ、今日の單一國家制下のナチス獨逸とは、比較にならぬほどの難關に遭遇した。つまり、當時の財政高權の重點が、國(ライヒ)になくして、個々の聯邦國(ブンデスシュタート)に在つたからである。之に加ふるに、これら各聯邦國めい〳〵が、夫々相異る財政制度・租稅制度・信用制度をもつて、丸つきり統一といふものがなく、無數の種々雜多な稅法及財政手續が行はれ、獨逸國全部の戰時經濟的任務の遂行にとつて、阻碍的役割をこそ演ずれ、

全然促進的役割を演じないやうな複雑極まるものだつたのである。之に比すれば、今日のナチス獨逸に於ける財政・租税・信用の各制度は、全く面目を改めてゐる。開戰までの數年間に亙る四箇年計畫下のナチス政府は、努めて、この財政・租税信用各制度の統一化、簡單化に力を集中し、財政金融的中央集權を期してゐたゝめに、現下あらゆる財政源は、直接間接、國の高權に歸屬してゐる。(現に全税收の四分の三以上は、國税が占めてゐる)。而もかくして生れた財政機構は、戰時に至つてはじめて運營されるにあらずして、既に平時より訓練と經驗を重ねてゐる。況んや、生產の統制とか勞賃及物價の統制とかいつた一般的な經濟統制措置が、これをカバーしてゐるのであるから、この意味でも、一九一四年當時とは、甚だ趣を異にしてゐるものと考へねばならぬ。

(三)　第三に、前大戰は、國家經濟の民間經濟に對する財政的要求が極めて低度なものであつた長い平和時代の後に起つたといふことが指摘さるべき所である。かの四十年間には、無論、國家行政の支出が國家的事業の膨脹に應じて、年毎に膨大化して行つたのであるが、それとても、同時に增大しつゝあつた國民經濟生產によつて測定すれば、さして大きなものとはいひ難く、一九一三―一四年當時の狀態で、國・聯邦國家及公共團體の高權的行政の總財政需要は、國民所得の僅か一六%に過ぎなかつたといはれる程である。然るに、今次戰爭の開始をみるまでに、數年に亙る勞働振興（各種の公共土木事業等）・四箇年計畫・軍備擴充等の大規模な國策事業の遂行上、既に公的行政の支出の極度の尨大化を來してゐたのであるから、兩者間に甚だしい相異が認められるわけである。

以上三個の點から觀る所、要するに、前大戰當時に在ては、財政力を私的分野から公的分野に「移行」させることが自體が、極めて重大なことであつたのに對し、今次の戰爭開始に當つては、過去の數ヶ年に亙る平時に於て既に完成をみてゐる「移行」體制を單に强化し、補充させるだけで十分だつたといふ根本的な差異に歸着するのである。從つて、ナチス戰時經濟下に於ては、最近數年間の迅速なる再軍備計畫の實施の物資經濟上の利益は、そのまゝ財政經濟上の利益となつてゐるのであつて、兩者共に、獨逸國民經濟的生產が、既に開戰數年前から、尨大なる軍需の充足を目標として運轉されてゐたといふ明白な事實に、繋つて來るのである。つまり、今次の獨逸戰時財政々策では、必らずしも、新たなる財源を作出するの要なし、たゞ、從來の平時的財源を戰時經濟の齎らす諸變更の限度に補充し、且つ、その收入を州及市町村から國庫に對し從來以上に注入すれば足りる、といふことゝされてゐるのである。

註二　例へば、伯林景氣研究所の Halbjahrsberichte zur Wirtschaftslage, Jahrgang 1939/40 Heft 2. Neue Folge 132―133. 以上の本文に述ぶる所は主として、同研究所の所說に據る。

以上の所述によつて、今次歐洲戰爭下の獨逸戰時財政々策が、大體に於て、こゝ數ヶ年間の「四箇年計畫」を動かし來つた準戰時財政々策の延長であり、擴充である、といふことが判るであらう。

第二節　戰時稅體制

こゝでは、單に戰時經濟令によつて新たに定められた戰時特別稅の問題を扱ふに止まり、無論、ナチス獨逸の全面的な租稅體系を扱ふわけではない。ナチス國防國家建設の礎石をなし來つた獨特の財政々策特に租稅政策は、無論、前節に觸れたやうな根本趣旨に基いて、獨逸戰時體制の重要な一分野をなすのであるが、こゝでは、專ら、戰爭に突入すると共に實施された戰時稅體制の問題のみを扱ふわけである。

前言の如く、今次戰爭下に於ける戰時稅の大綱は、戰時經濟令（第二章）に定められてゐるが、大別して、所得稅戰時附加稅と各種奢侈品戰時附加稅の二種に分ち得る。項を分けて說明しやう。

第一項　所得稅戰時附加稅（Kriegszuschlag zur Einkommensteuer）

所得稅戰時附加稅に關する戰時經濟基本令に就ては、九月四日附で、財務大臣（代理ラインハルト）によつて、「所得稅戰時附加稅ニ關スル第一次施行規程」が定められた。この兩者によつてみると、大體、次の如くである。

イ　納稅義務者の範圍　戰時經濟令に基いて所得稅戰時附加稅課を徵せらるゝ者は、年所得二四〇〇ライヒスマルクを超ゆる所得稅義務者たる者である。年所得二四〇〇ライヒスマルク以下の者は除外された（令第二條）。特に、勞賃月額二三四ライヒスマルク、週額五四ライヒスマルク、一日當り九ライヒスマルク、半日當り四・五ライヒスマルクを越えざる被傭者は、本稅義務者の範圍から除外された（施規第一條）。右額が、所謂「免稅限度」（Freigrenze）であるが、これは、戰時勞務者保護の一形態として、注目すべき點の一である。

ロ　戰時附加稅の額　戰時附加稅の額は、徵收期間に於ける所得稅の五〇％、即ち五割である。但し、所得稅の五〇％であつて、所得自體との比率は、別に限界を設けられてある。即ち、その額は、所得の一五％、即ち一・五割に達することを得ず、所得稅と其戰時附加稅との兩者を合算して、所得の六五％に達することを得ない（第三條）。

ハ　徵收期　所得稅戰時附加稅の徵收期は、通常曆年によるものとされたが、但し、第一回の徵收期間だけは、本令施行日を以て始まり、曆年の終るを以て終るものとされた。即ち、一九三八年九月一日から一二月三一日までの四箇月が、其第一回徵收期とされた（令第四條）。而して、かくの如く徵收期間が曆年より短い徵收期間に在ては、所得稅戰時附加稅は、各曆月毎に算定され、年額の十二分の一として計算されることになつてゐる（施規第二條）。

ニ　徵收　所得稅戰時附加稅は、財務大臣の定むる所により租稅控除の徵收方法を認められぬ限り、一般所得稅査定の際に確定される（令第五條）。納稅には、やはり、「前拂制」（Vorauszahlung）が認められ、納稅義務者は、通常、三月十日、六月十日、九月十日、十二月十日の四回、各四半季分宛の前拂をせねばならぬものとされた（施規第三條）。其他の點に就ては、所得稅法が準用されることになつてゐる。尙ほ、控除方法による所得稅戰時附加稅の

徴收を受けるものに就て、施行規程（第四、五條）に詳しく定められてあるが、こゝでは、省略することにする。

犧牲の緩和　所得稅戰時附加稅の創設は、國家非常の秋已むを得ざるに出でたる國民犧牲の措置の一であるから、其實際の施行に際しては、努めて、負擔の公平、苛酷性の緩和を旨とすべきである、といふのが、獨逸政府の意向といはれ、既に記した免稅限度その他も、この意味で理解さるべきものとされたが、法律は、特に、明文の上でも、之を示してゐる。即ち、前揭施行規程第六條は、「苛酷性の排除」と題して、第一項に、所得稅戰時附加稅の稅額査定に當つては、納稅義務者に少くも年額二四〇〇ライヒスマルクの所得を存置し得るやうにすべき旨、第二項に、勞賃控除方法によつて所得稅戰時附加稅を査定するに當つては、被傭者に、少くも月額二三四ライヒスマルク（週額五四ライヒスマルク・一日當り九ライヒスマルク・半日當り四・五ライヒスマルク）の實收を存置し得るやうにすべきこと等を規定してゐるのである。

以上は、戰時特時稅制として特設された所得稅戰時附加稅の大要であるが、所詮、本質に於て、やはり「所得稅」の一種であり、從つて、其徴收に所得稅適用の規定がそのまゝ適用をみること、前述の如くである。然し、又、それ自體、戰時經濟體制を地盤として生れたものとして、實際上、諸種の新しい問題を提起する特異性をも有してゐる（註三）。例へば——無論、統一的所得稅制としてではなくとも——既に、逸早くオストマルク、ズデーデン地方メーメル地方に於ても徴收されたといはれること、本稅の納付義務者は、單に、所得稅納付義務者のみで、法人稅納付義務者を含まず、且つ、內地に住所も居所も有しない自然人と雖も義務を免れざること、前述の免稅限度は、單に所得稅納付義務者のみに認められ、資本收益稅納付義務者に就ては認められざること、戰時附加稅に就ては、課稅自體が算定不正なりしとき、若くは免稅限度が適切に參酌せられざりしとき以外は、獨立の爭訟手段に訴へることを得ねこと等が、これである（註四）。

註三　Deutsche Steuer-Zeitung, Nr. 36. 27, 39 : 1939

註四　Der deutsche Volkswirt, 14. Jg. Nr. 1 : 6. Oktober 1939, S. 10.

第二項　各種嗜好品消費稅戰時附加稅

こゝで一概に嗜好品といふのは、語弊があるかもしれないが、要するに、タバコ及びアルコール飲料物に對する消費稅戰時特別課稅である。

第一はビール及びタバコに對する戰時附加稅である。本稅の客體は、獨逸國內に於て生產されたるビール及びタバコ若くは獨逸國內に輸入されたるビール及びタバコである（令第七條）。稅額は、消費者の負擔すべき價格の二割である（令第七條）。本稅に就て責任を負ふ者は、生產者・輸入者及び取引商であり、彼等は、特別の租稅監督を受ける（第八條）。以上は、すべて、九月十一日から一齊に施行された規定であり、其の他、國財務大臣に於て細則、

特に免稅・減稅・補償等に關する規定を定めねばならぬ（第一〇條）。

第二は、火酒製品に對する戰時附加稅である。從來、一九二二年四月四日附火酒專賣法（Gesetz ber tidas Brannt weinmonopol）に基き百リットル容量に於て、酒精二七五ライヒスマルクであつたのを三七五ライヒスマルクと大幅に引上げたものである（第一一條）。

第三は、三鞭酒に對する戰時附加稅である。獨逸國內に於て生產され若くは獨逸國內に輸入される三鞭酒（三鞭酒類似の飲料物を含む）の消費を對象としたものである。稅額は、次の二種に分たれる。一は、三鞭酒及び三鞭酒類似の飲料物（但し葡萄酒を附加せざる果汁酒を除く）に付ては、一瓶（約四分の三リットル容量）毎に一ライヒスマルク、二は、其の他のものに付、一瓶毎に五〇プヘニッヒ（令第一二條第二項）。其の他三鞭酒戰時附加稅に就ては、ビール・タバコ戰時附加稅と同樣の取扱がなされる。

以上の嗜好品消費稅戰時附加稅を實施するに當り、獨逸政府は、豫め本格的な在庫品調査を斷行した。即ち、九月四日附の經濟總監の命令——戰時經濟施行令——に基いたもので、同令によると、タバコ類・三鞭酒類・リキュール酒・火酒及び其他のアルコール飲料物を販賣するすべての營業者に就き、九月五日（火曜日）を期して、一切に當該商品のストック調査が實施され、タバコ及び三鞭酒の消費者に對する販賣は、右の調査實施後でなければ之を許さなかつた。又、其他のリキュール酒・火酒・及びアルコール飲料物の消費者に對する販賣も、亦、商工經濟圖の當該圖による個別的な戰時附加稅の公示後でなければ許されなかつた。

第三節　公共團體戰時負擔の强化

前述の戰時稅體制が所得者及消費者の一般國民層の戰時負擔であるが、こゝに述べるのは、公共團體即ち州・市町村其他の公法上の團體の戰時負擔である。戰時經濟令（第一三條以下）に、原則の大綱が定められ、之の施行細則として、九月九日附の內務大臣訓令が詳細を定めてゐる。

先づ、第一に、各州の戰時負擔額は、其國稅委譲の割合に從つて算定されること（第一三條）、第二に、各市町村の戰時負擔額は、地租及營業稅の稅査定額に從つて定められること（第一四條第一項）。但し、市町村の場合に在ては、一九三九會計年度に就き定められた物稅及人稅の徵收率を引上ぐべからずとされた（第一四條第二項）——これが戰時經濟令の定めた大體の原則である。

凡そ、州・市町村其他公法上の團體が、國家の戰時財政に寄與する形式には、消極的義務納稅の形式をとる場合と積極的自由出捐の形式をとる場合と二つあり、前者は、簡單な方法ではあるが、各州及び市町村毎の財政經濟狀態を一々具體的に參酌顧慮できぬときは、やゝもすれば、不公正の弊を來す缺點なしとしない。單に不公正なばかりでなく、場合によつては、各州・市町村の財政混亂をさへ免れぬ。右の戰時經濟令は、この方法を避けて、後の

自由出捐の形式をとつたものである。各州は、原則として、其所得稅・法人稅・取引稅の割當分の一五%を國に出捐せねばならぬ。但し、各州が司法及び警察上、國（ライヒ）のために費す額だけ控除される。一般に各州乃至各市町村の出捐すべき額は、財務大臣によつて定められる。

戰時經濟令が、原則として、各市町村、其戰時負擔金を捻出するに當つて、一九三九會計年度の物稅人稅の徵收率を引上ぐべからずと定めたのは、要するに、各市町村をして戰時負擔を一般國民納稅者に轉嫁せしめぬやうに、との趣旨であり、從つて、各市町村は、その戰時出捐をなすに當り、極力、應分の節約經濟を實行して遣り繰りせねばならぬとされた。特に、當局の指針によれば、公共行政の物資消費は、できる限り、之を五〇%切りつめねばならぬといふのであつた（註五）。要するに、各州・市町村は、例へば、平和的建築工事を抑止するとか、準備金積立を停止するとか、尨大な負債償却を中止するとか、其他國防に直接關係のない一切の不急不要事業の留保並びに最大限の消費節約經濟遂行が要望されてゐるのである（註六）。

（註五）　財務次官ラインハルト氏が、一九三九年九月九日附獨逸租稅新聞（第二八卷第三六〇號）にこの點に關聯して戰時財政の指針を寄せてゐる。

（註六）　Hans Berthold, Der Kriegsbeitrag der Länder und Gemeinde, Der deutsche Volkswirt, 13. Jg. Nr. 40, 15. Sept. 1939, S. 949

第四節　補　說

一　財務次官ラインハルト氏の擧ぐる數字によれば、獨逸政府の戰時下に於ける稅收入總額は、叙上の戰時附加稅一切を合算して、一九四〇會計年度の最初の四ヶ月間（一月―四月）までに、八一・七一二億ライヒスマルクに上り、大體、この程度を動かぬとすれば、稅收年額約二五〇億ライヒスマルクとされてゐる。無論、この二五〇億の稅收だけで、獨逸戰時財政の完全な充足ができる筈はないが、それにしても、前大戰の一九一三年度の稅收僅かに二六億ライヒスマルクだつたこと乃至はナチス政府確立直前（一九三二年）にさへ六七億ライヒスマルクだつたことゝ比較すれば驚くべき差異である（註七）。從つて、この僅かな稅收を補填し、尨大な戰費を賄ふために專ら公債政策に依據した當時の戰時經濟が、周知の如きインフレーションの危險に直面したと正反對に、ナチス政府としては、寧ろかうした戰時財政措置から惹起される財經界のデフレーション的傾向に、十分なる警戒を怠るを得ず、積極的に、諸種の信用市場流動化の措置をも併せ講ぜざるを得ない狀態に在る。例へば、戰時不要不急の經濟部門に於ける投資の制限とか、營利經濟部門に於ける消費財貯藏及販賣の減退による經營資本の開放とかの如きは、この意味での措置に外ならないのである。

因みに、以上の「所得稅戰時附加稅」及「嗜好品戰時附加稅」は、どの程度の稅收になるのかといへば、ライン

ハルト財務次官によれば、一九四〇會計年度の最初の四ケ月間（四月七月）に於て、約一二・四九七億ライヒスマルクといはれ、之らを含めた同期總稅收額八一・七一二億の約一五%を占めてゐる。この割で、一九四〇年度の總稅收二五〇億ライヒスマルクとすれば、內三七・八億ライヒスマルクが、この戰時稅から供給されることになるわけである。

因みに、ナチス經濟數ケ年間に亙る總稅收及其中所得稅收を列擧すれば、第一表の如くになる。

第一表　稅收總額（單位億ライヒスマルク）（日銀調査獨逸情況報告昭和十三年第八號四五頁）

會計年度	稅收總額	內、所得稅
一九三二年	六六・七四	七・四九
一九三三年	六八・四六	七・三〇
一九三四年	八二・二二	八・九九
一九三五年	九六・五四	一三・六二
一九三六年	一一四・九二	一五・五四
一九三七年	一三九・五八	一七・六〇
一九三八年	一七五・〇〇	

（註一）一七五億中にはオーストリーの稅收（三・二億）及ユダヤ人財產稅（五億）が含まれる。

（註七）財務次官ラインハルトが、Völkischer Beobachter, 23. August 1940 に寄せた戰爭下數ケ月間の稅收の進展に就ての報告は、各方面の注目を惹いた（z. B. Deutsche Bergwerks Zeitung, 24. August 1940）。

二　所で、單に財政分野のみのことではないが、獨逸に於ける開戰當初の財政々策的及租稅政策的措置は、屢々繰返へせる如く、こゝ數ケ年に亙るナチス政策を地盤として實施され得たものであるから、開戰後、戰時經濟の進展と睨み合して、この方面からの若干の補强工作が試みられざるを得なかつた。特に、重要なのは、ナチスの所謂「新財政計畫」の戰時經濟體制による改訂補充である。こゝでは、本財政計畫の戰時改正の點のみに就き些か述べて本章の「補說」としたい。

抑々、ナチスの「新財政計畫」（Neuer Finanzplan）とは、開戰數ケ月前たる一九三九年三月二〇日公布施行された國營事業ノ金融ニ關スル法律（Gesetz über die Finanzierung nationalpolitischer Aufgaben des Reichs）及之が諸施行令に基く所謂「租稅證券」（Steuergutschein）及び「超過所得稅」（Mehreinkommensteuer）の制度で、戰前に於けるナチス財政の最頂點を示したものである。この制度の立案に當つた財務次官ラインハルト氏の說明によれば「ナチスの財政信用政策は、今や國家の巨額なる財政支出を賄ふに利子負擔の增加を招來せざる他の方法によらしめ、且つこれまでの如く國家が起債市場を獨占して他の公法團體及私經濟に信用封鎖を行ふごときことのないことを要求してゐるので、この趣旨を立法化した」といはれるのであるが、要するに、第二次四箇年計畫の進展、軍備擴

充に引續き大獨逸國の出現となつて國家支出の尨大化を來したるに卽應し、斷乎、新工夫の無利子租稅證券の發行によつて、焦眉の財政的要求の充足手段たらしめたとしたものであつた。卽ち、國家財政の源泉中、租稅には國民及各企業の負擔力に限界があり、公債は、利拂と償還が終局の負擔として還つて來るので、共に、緊急巨額なる財政要求を充足する手段としては、所詮不十分で不徹底であるといふ見地から、「無利子にして、將來の租稅收入の前取り」といふ兩者の機能の特長を併有した新證券を創設したのである。これによれば、(イ)國庫の支出負擔を相當の將來に引延ばし得、(ロ)國家を過重の利子負擔より救ひ得、(ハ)資本市場を再び私經濟に利用せしめ得るといふ三點を主眼としたいはゆる有價證券たる機能と支拂手段たる機能とを併せ發揮せしめることが出來、政府關係の支拂（特に國防軍關係の支拂）の一部に使用し、將來この證券の償還に因つて生ずることあるべき租稅收入減に備へて、行政費の節約、超過所得稅の徵收等の對策を執つてゐた。而して、其發行は、三月二〇日の基本法制定後、四月二十六日附で財務大臣の施行令が定められ、五月一日以降發行開始となり、七月末日までの三ケ月間に、二二億八千萬ライヒスマルクと發表されてゐる。開戰前後の八、九、十の三ケ月に就ては、公表されてないが、大體之に準ずる數字とみられ、結局、右六ケ月間に四〇四―五億ライヒスマルクの發行高を示し、前年（一九三八年）同期の資本市場に於ける公債の消化高に匹敵してゐた。

然るに、九月初の開戰直後、ラインハルト財務次官は、この租稅證券制度が長期戰となれば維持し得べからざる旨を明かにし、注目を惹いたが、果して、一〇月二二日附新財政計畫第三次施行令は、十一月一日以降「租稅證券」の新規發行を停止し、向後に於ける政府の所要資金調達は、在來の收入手段たる租稅の課徵、公債の發行、政府手形及び無利子大藏省證券の發行等に之を求めることゝする旨を明かにするに至つた。租稅證券發行を停止せる理由は、明かに、戰時體制下に於ける徹底的なる金融資本市場の統制管理が租稅證券制度の眼目を實施不可能ならしむるに至つたといふことに在るとみられるのであるが、其他に、尙ほ租稅證券制自體の缺陷として機構の複雜煩瑣なる點に基く實施上の障碍が少くなかつたこともあるといはれる（註八）。

（註八）新財政計畫に於ける租稅證券は、二種に分たれ、第一種租稅證券は、稅務署及び稅關により發行後の第七月以降國稅の支拂に付き額面金額を以て受納せらるゝもの、第二種租稅證券は、稅務署及び稅關により、發行月後の第三七月以降、國稅の支拂に付き、額面金額の一一二%を以て受納せらるゝものであつたが、一九三九年一一月以降は、其兩種共、發行停止されたのである。

尙ほ、「租稅證券」によつて支拂を受けた企業家は、第一種に於て半年、第二種に於て三箇年の長期間、資金の固定化を甘受せねばならぬのであるが、然し、國、州、市町村等から租稅證券で支拂を受けた企業家は、自己の支拂に際しても、支拂額の四〇%まで之により決濟し得る權利を與へられて、特に短期の第一種租稅證券の加きは、商業手形と同樣、轉々流通して支拂手段の一種とさへ認められてゐた程である。然るに、この企業家の權利も、租稅

證券發行停止後六ケ月間猶豫を認められた後、一九四〇年四月一日から消滅することになつた（一九四〇年三月二〇日附新財政計畫第四次施行令に基くものである）。

而して、新財政計畫の戰時下に於ける變更は、單に、この租稅證券制の停止に止らなかつた。一九四〇年八月二十一日附超過所得稅廢止ニ關スル命令によつて、超過所得稅も、姿を消すに至つた。卽ち、同令は、一九三九年度の超過所得稅の徵收のみを實施し、一九四〇年度以降は徵收せざることを定めた。この超過所得稅廢止に就き、當局の說明をみるに（註九）――「超過所得」（Mehreinkommen）の概念が極めて曖昧なことが多かつたばかりでなく、戰時中は勿論、戰後に於ても、所得狀態に種々の變更が起ることが豫想され、超過所得査定の基準が動搖して把捉し難くなつて來たといふのが、其廢止の理由のやうである。而して、當局では、爾後超過所得を納付するを要しなくなつた超過所得者に對し、其相當額、多くの者は、其所得の全額を以て、政府發行の債務證券に投資することを要望してゐる。

（註九）　前揭、ラインハルト財務次官所述。之を引用紹介せるフランクフルト新聞一九四〇年八月二四日附號による。

獨逸戰時財政體制の地盤は、大體この財政計畫のみに盡きるものではないし、事實、全般的な戰時財政の問題に歸する限り、其他、公債の問題、戰時金融の問題等、幾多の問題が考察されねばならないのであるが、本編では、冒頭に言へる趣旨に基き、如上、「戰時經濟令」の內容を考察するに止めたい（註九ノ一）。

（註九の一）　參考までに、戰時體制下に入つてからのナチス財政々策の主なる改訂を列擧補說すれば、

（イ）　一九四〇年二月二一日附財政調整改正第五次法律――これは、財政法規の統一化と稅收負擔の公正分配とに關する革新工作の一であつて、要するに、各州の國稅委讓の割合を最高及最大の割合（各住民一人に付二五ライヒスマルクと一七ライヒスマルク）を定めて、統一を期することを主眼としたもので、これにより各州共、市町村の擔稅力を適切に活用されることになつた。

（ロ）　一九三九年一〇月三一日附財產稅法改正法律――これは、專ら、財產稅の査定に付、主要査定期間中生れたる子供のため追加的免稅額を認めることを主眼とした改正法で、一九四〇年一月一日以降の査定に關してゐる。

（ハ）　一九三九年一月二九日附ビール稅法改正令――

（ニ）　一九四〇年一月三一日附營業稅法第三次施行令――この施行令は、營業法の戰時經濟的事實に卽した改善を試みたもので、特に、軍務召集に應じた企業家のために、應召と同時に經營を中止せる場合の營業稅納付義務を消滅せしめてゐる。

（ホ）　一九四〇年三月二九日附不動產取得法――これは不動產取得稅を獨逸國內に統一的に實施せるに至れるものである。

第三章　戰時勞賃體制

一　戰時經濟令第三章の四ケ條(第一八―二一條)は、勞働者の賃金と使用人の俸給を規定の對象とし、戰時勞賃體制の根本を定めてゐる。

この戰時勞賃法も、ヒトラーの所謂「戰線及び銃後に於ける犧牲均衡の原則」を、最も端的に表現したものゝ一として擧げられる。蓋し、外戰線に在つて軍人が、鄕土のために血みどろの戰鬪をなしてゐるときに、內鄕土に於て、勞賃所得などが、徒てしなく騰貴したり、數多の企業家が勞せずして戰爭成金になつたり、非愛國的な指導者の誤れる指導下に、軍需工場勞働者が、どし〳〵賃金高の利慾のためにのみ轉職移動を行つたりした前大戰當時の醜狀は、全國民に協同體(ゲマインシャフト)の義務觀念が徹底し、自己一個の利益よりも、より高次の全體利益を重んじる長年の國民教育が普及徹底した今日のナチス獨逸に、再びそのまゝ蒸し返へされるとは考へられないとしても、苟くもすべてこの點に均衡を失ひ勝ちな戰爭經濟態勢をとるに至つた以上、勞働生活に於ける各個人の義務をば、明確なる戰時立法として確定し、確固不動の規準を設けて、戰時緊急狀態に卽應した勞賃政策を實施することは、この際の絶對的必要事でなければならない。卽ち、何人も戰爭をたねにして儲くべからず、何人も犧牲の義務を免るべからずといふ戰時規範に基き、各國民一般に、國民及び國家のために、各自のもてる有形無形の一切の力を提供し、且つ實生活上、すべての必要なる制限束縛を甘受するといふ、根本精神の樹立がなければならぬ、と考へられてゐたのである。

根本精神の樹立に基いて構成された獨逸の戰時勞賃體制乃至戰時所得體制をみるに先立つて、我々が一應顧みなければならぬのは、やはり、不徹底極まる勞賃及利潤の國家統制が、鰻上りの所謂所得インフレーションを招來した前大戰當時の事情である。

第一次大戰當時に於ては、所得が遲てしなく上昇せると正比例して、消費生活力の缺乏が遲てしなく深化してゐた。平和時代からの貯藏(ストツク)が消耗し若くは思惑買によつて市場から消え去つたときになつて、はじめて、消費の制限割當が行はれ、又、其他に現存の消費物資の確保と公正なる分配を目的とした措置も行はれたには行はれたのだが、何れも不徹底なるか、若くは實施の困難なる措置のみであつた。從つて、國民中の裕福な階級者は、闇取引で分配された消費物資(とりわけ食料品)を餘分に手に入れやうとすれば幾らでもできる缺陷が次から次と曝露されてゐた。當時の消費管理生活は、完全な失敗に終つたのである。特に、生產者が、闇取引で行はれてゐる法外の値段のために、慾得から、引渡義務を免れて賣惜みをするといふ惡質の傾向が急角度に增大して、消費管理制を根本から、覆へしてゐた。而もかうした不法の價格形成が、再轉して、一般物價水準に、從つて、一般賃金及俸給水準に循環的に惡影響を及ぼして、遂に、周知の如き史上未曾有の經濟的混亂を惹起するやうになつたのである

つた。

かくて、今次の歐洲戰爭に臨んだ獨逸政府は、かゝる醜狀を再び繰へさゞらんとして、前述の如き根本精神に基いて、所得側からも、消費の側からも、萬全の策を適宜且つ包括的に實行した。所得側からの措置は、次に章を改めて述べる戰時價格體制と關聯したこの戰時勞賃體制であり、消費側からの措置は、次編に述べる徹底せる生活必需品切符制度である。

所で、戰時所得管理の當面の問題は、

(イ) 被傭者の勞賃が、所謂「勞賃停止令」によつて直接の統制を受けてゐること。

(ロ) 一般所得者の所得が、所謂所得稅戰時附加稅（前章既說）の實施によつて、直接の戰時影響を蒙つてゐること。

(ハ) 特に營利企業者の所得に就ていひ得ることだが、間接的ながらも、所得が、徹底せる戰時價格體制の影響を受けてゐる。この措置が、超過所得稅の制度と關聯して、十分な戰時利得の防止を努めてゐることを注意すべきである。

大體、かういつた觀點から、戰時勞賃體制を眺めれば、獨逸政府の前大戰の苦い經驗を生かさうとする眞劍な努力が大略判るやうに思ふ。

二　戰時經濟體制中に於て、かくも多方面との關聯を保ち、重要な一環となつてゐる戰時勞賃體制の法的根據は、之を一括すれば、

(イ) 一九三九年九月四日附戰時經濟令（第三章第一八條以降第二一條迄）

(ロ) 一九三九年九月一六日附戰時經濟令第三章（戰時勞賃）第一次施行規程（經營閉鎖ノ場合ノ解約告知期間ノ短縮ノ件）

(ハ) 一九三九年一〇月一二日附同上第二次施行規程（賃金俸給停止ノ件）

(ニ) 一九三九年一二月二日附同上第三次施行規程（勞働管理官ノ秩序罰權ノ件）

(ホ) 一九三九年一一月一六日附戰時經濟令第三章補充令（日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增賃金ノ件）

(ヘ) 一九四〇年三月二九日附戰時經濟令第三章補充令（農林業關係ノ超過勞働割增賃金ノ件）

(ト) 一九四〇年四月一〇日附戰時經濟令第三章（戰時勞賃）第四次施行規程（公的勤務ニ對スル勞働管理官秩序罰權ノ件）これらの諸法規に具現化された獨逸戰時勞賃體制の基本原則を概說することにしよう。

(1) 勞働管理官戰時統制權の確立

イ　戰時勞賃體制を構成せしめた最も重要な規定の第一は、勞賃戰時體制化の一般指針を明示した戰時經濟令第十八條第一項である。そこでは、先づ、「國勞働管理官（及び特別勞働管理官）へ、國勞働大臣ノ詳細ナル指令ニ從

と、勞働所得ヲ出來ル限リ速カニ戰時情勢ニ即應セシムベキ旨」が明言され、この目的のために、勞働管理官には、「賃率規則ニヨッテ（タリフオードヌング）、賃金俸給其他ノ勞働條件ノ最高限度ヲ拘束力ヲ以テ確定スベキ」權限が與へられた。卽ち、戰時經濟下に於ける臨機應變の勞賃統制權が、一定の規準の下に、勞働管理官に與へられたのである。尤も、一九三八年六月二十五日附勞賃形成令（Lohngestaltungsverordnung）も、これとほゞ同樣の趣旨から、勞働管理官に對し、個々の經濟部門に於て、勞賃の最高及最低限度を拘束力を以て確定し得るの權限を與へてゐたのであるから、この戰時經濟令の規定は、必ずしも、新規のものではない。たゞ、新規といへば、この權限を、個々の經濟部門に限定せず、一般經濟の全面に擴大した、從つて、從來、賃率規則には、原則として、單に、最低勞賃のみが定められ、而もこの限度は、從業員のためには隨意に之を超えることも許され、事實上は、多くの經營が之を超える狀態に在つたのであるが、この新勞賃體制では、勞働管理官によつて、勞賃の最高限度も最低限度も絶對に破り得ない賃率規則が定められるゝことになつたのである。

かくの如き勞働管理官の强力な勞賃統制權の確立の目的は、いふまでもなく、これによつて從來から行はれ來つた一切の所謂「誘惑勞賃」（高賃金を餌にして勞務者を集めること）を排除し、次で漸次に、一切の勞賃規正を具現化しやういふに在る。一切の勞賃規正といふ以上、各經濟部門及營業部門の重要性も、各勞務者の勞務給付も、できる限り公正に考慮しなければならぬことはいふまでもない。要するに、それは、次で斷行された勞賃停止令の前提であつたとみることができやう。

□　勞働管理官の戰時統制權の確立の第二として、戰時經濟令第三章及び一九三九年九月十六日附同令第一次施行規程による解約告知期間の統制權が擧げられねばならぬ。この施行規程によれば、經營が戰爭狀態の影響を受けて休止・操短又は轉換したるときは、國勞働管理官若くは特別勞働管理官に於て、各從業員毎に、若くは各經營の總從業員毎に、乃至は經營團體の總從業員毎に、既存の解約告知期間を短縮することができる。操短の實施を通告すべき期間も亦、同樣に扱はれる。而して、既に支拂期に達した報酬に關しても、勞働管理官は、法律規定其他と異れる定めをなすことができる。更に、解約告知期間及び通告期間の短縮は、當該各從業員の利益のために、特定の「賦課」の履行に依存せしめ得る、といふのである。いはゆる特定の「賦課」とは、あらゆる種類の社會政策的恩典の繼續・恩給基金への歸屬・住宅の存置等を意味する。

かくして、戰時經濟下の勞働管理官は、單に賃金統制のみならず、其他の勞働條件の統制、特に、經濟生活及勞働生活の戰時轉換に際しての解約告知期間の統制といふ極めて重要な任務をも遂行すべきものとされたのである。

所で、解約告知期間の短縮の適用を受ける場合は、經營の休業・操短・轉業の三つの場合であるが、その何れの場合に於ても、一應の原則的適用をみるのは、ナチス勞働法の根幹たる國民勞働秩序法である。國民勞働秩序法の原則的規定（第二〇條）によると、常時百名未滿の從業員を有する經營に於て、四週間以內に九人以上解雇せんとす

るとき、並びに、常時百名以上の從業員を有する經營に於て一〇%又は五十人以上を四週間以內に解雇せんとするときは、企業者は、勞働管理官に對し、解雇前に文書を以て、通告せねばならないのであるが、右の九月十六日附第一次施行規則によれば、右の解約告知期間は、勞働管理官によつて短縮することができ、場合によつては、各從業員毎に定めることもできること、された。而して、操短の通告及び實施に就ても、同樣に、勞働管理官による期間の短縮が認められた。支拂期限に達してゐた賃金の支拂に關する規定が、先づ實際上の重要性をもつたのは、戰爭の影響を受けたオストマルクに於ける多數の勞働契約で、被害のため窮境に立つた經營が考慮されるのは、當然のこと、考へられたのである。

(II)　勞賃停止の斷行

獨逸の戰時勞賃體制に於て其進展的中核をなすものは、一般的勞賃停止の斷行である。卽ち、一九三九年十月十二日附第二次施行規程に基いて、現行の賃金及俸給率（家內勞働に於ける報酬を含む）並びに其他の規則的に行はるゝ給與乃至は一回限りの給與等は、すべて、同令公布の日（十月十六日）現在を以て引上を停止されることになつた。曩に第二次四箇年計畫開始直後（一九三六年十一月二十六日附で發せられ、同年十月十八日現在で一切の物價の停止を命じた價格停止令【後章所述參照】）に對應すべき、この包括的な勞賃停止令の目的は、要するに、前項所述の勞働管理官の勞賃統制權が現行の勞働條件の契約的變更若くは自發的給與等によつて根本から覆へされる危險を防ぐところに在るとみられるのである。勞賃停止令第一條及第三條では、現行の賃金及俸給率其他の給與率の變更による一切の勞働所得の變更——を引上引下共に——禁止して居り、又、同第二條及第三條では、勞働所得の引上若くは引下を目的として既定の試驗濟みなる出來高賃金を變更することも禁止して居り、更に、同第二條では、新規の出來高賃金の確定によつて、勞働所得が經營內の同種の勞働のために給せらるゝ通常の率以上に上るやうなことになることも禁止されてゐる。

尙ほ、こゝで注意せねばならぬことは、獨逸の戰時勞賃政策の目標は、必ずしも、一切の勞働所得引上を妨げ、一般的勞賃引下を實行せんとするに在るのではないといふことである。能率を增進したゝめの、若くは家族手當賦與のための勞働所得の增給とか、勞働時間の延長、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の實施等に因る增給とかゝある限り、戰時下と雖も、或程度の引上勞賃の給與は認められるべきである。（「割增賃金」に就ては、後述する。）

一般に、獨逸戰時勞賃政策は、平時勞賃政策の論理的進展といはれてゐること、他の諸分野と同樣である。從つて、從來からの勞賃原則の大綱は、戰時下に於ても、事情の許す限り、認められねばならないわけである。たゞ、勞働管理官が、權限を以て、戰時經濟下の勞賃關係の不正義を是正するに努め、必ずしも、從來の勞賃原則が、そのまゝ不動ではあり得ないことを注意すべきである。

尙ほ、勞賃停止令は、新設の經營（行政體）若くは經營支所に新規雇入れの從業員ある場合には、戰時經濟令第

十八條第二項が適用され、之と「同種ノ經營又ハ行政體ニ適用セラレ若クハ新業務ニ通常認メラルベキ賃金＝及俸給率適用」される旨を定めてゐる。「通常認メラルベキ賃金＝俸給率」に就き疑あるときは、勞働管理官之を裁定すべきものとされる。

(ロ)　割增賃金の戰時規制

これは、所謂「何人も戰爭をたねにして儲くべからず、何人も犧牲の義務を免るべからず」といふ戰時原則の端的な表現として、戰時經濟令第十八條第三項が、まづ、規定した所である。曰く、「超過勞働・日曜勞働・祭日勞働及ビ夜間勞働ニ對スル割增賃金ハ前後之ヲ支拂ハザルモノトス」と。無論、この種の勞働に就てゞも、正常の定勞賃は、當然、支拂はれねばならぬ。

大體、この種の勞働による勞働所得は、一般勞働所得中でも重要な部分を占めるのであつて、これは、何れの産業部門でも同じことである。——といふのは、就中軍需工業關係の工場に多いことであるが、夜間勞働（夜勤）とか超過勞働（殘業）とかの時間は、通常勞働時間（八時間）以上であることが普通であり、且つ必要でもあるからである。工場によつては、夜間勞働のみを專らとするものさへあり、從來、之にも「夜間」勞働なるが故の賃金割增が行はれてゐたのである。更に又、工場によつては、從來三交替制であつたゝめに、「夜間」勞働といふものはあつても、「超過」勞働といふことのなかつた工場でも、戰時下、從業員の應召頻繁となるに伴ひ、二交替制になり、必然的に、從來の八時間勞働を放棄して、「超過勞働」をせねばならなくなつた工場も少くない。從つて、この種の勞働に對する「割增賃金」を勞働者の犧牲的負擔に於て廢止することは、戰時經濟としても深考を要すべき重要な問題である。然るにも拘らず、こゝに開戰と同時に、割增勞賃制の停止が逸早く、斷乎として宣言された所以のものは、要するに、前言の如く、戰線に於ける將兵が、時間も忘れ日曜日も忘れて、ひたすら無我獻身的義務遂行をなしてゐる際に當つて、銃後に於ける勤勞者が特別の日、特別の時間に就て、特別の割增を要求しつゝ義務を遂行するといふことは、戰時モラルの上からみるも到底是認できない、といふ理由に基いたものである。而も、單に、戰線の將兵のみならず、一般市民層と雖も、すべて從來の生活基準を引締めて、高度の戰時增徵稅納付の義務を遂行しつゝある際、勞働者の多くは、概ね、所謂免稅限度（前途參照）のお蔭で、この義務すら免れてゐる階級なのであるから、戰爭に對する勞働者層の犧牲として、特殊勞働に對する割增賃金の廢止位は、當然の措置とみねばならぬ、と政府當局は斷じたのである。

尙ほ、この「割增賃金」の廢止に關聯して、戰時勞賃體制と戰時物價體制とが相互に交錯することも注目すべき問題である。卽ち、如上の割增賃金制の廢止は、當然、各經營の勞務費（人件費）の大節減となるが、それは、決して、それらの經營の利益を主眼としたものと解さるべきものでなく、一般公衆の利益を主眼としたものと解さるべきものである。後章に述べる戰時物價規定たる戰時經濟令第二十三條第一項は、この趣旨から、すべての企業家

に對し、勞務費の一切の節減をば、遲滯なく、之に相當する價格引下げに利用すべき義務を負はしめてゐる。曰く、「スベテノ種類ノ財貨及ビ給付ニ對スル價格及ビ報酬ハ、本令第三章（戰時勞賃）ニ基キ財貨及ビ給付ニ付勞務費ノ節減ノ行ハレタル限度ニ之ヲ引下グベシ」と。然しながら、超過勞働とか夜間勞働とかは、消費財工業には殆んど行はれないから、かうした見地からの價格引下が、直ちに日常生活必需品の上に現れることは稀であるけれども、直接間接國防目的のために使用される物資の上には、テキ面に效果的に現れる。換言すれば、かゝる戰時勞賃體制下の勞働者層の犧牲は、國防軍の需要充足に就ての國家總算面の上で、卽ち戰時財政遂行の上で、立ち所に、國家社會の利益となり得るわけである。

然るに、開戰と同時に實施された「割增賃金」の戰時體制化は、文字通り暫定的なものであつた。といふのは、一般の獨逸戰時經濟政策がさうであるやうに、初めにぐつと緊め上げた戰時勞賃體制も、この點に關する限り、早くも戰時經濟三ケ月足らずのうちに、緩和されるといふ情勢に至つたのである。卽ち、一九三九年十一月十六日附で、戰時經濟令第三章補充令が定められ、これによつて、十一月二十七日以降、再び開戰前の如く、日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働の割增賃金が復活、實施されることになつた（但し、超過勞働だけは別扱ひされた）。其前文が、復活の趣旨を說明して曰く、「夜間勞働ハ、戰時ニ於テハ、特ニ防空上ノ燈火管制措置ニヨリ、著シク從業者の勞働力を消耗セシム。サレド又、彼等從業者ハ、生活維持ノタメニ高度ノ支出ヲ必要トス。日曜勞働モ亦、戰時下ニ於テハ、從業者ノタメ特殊ノ困難ヲ伴ヒ、何ラカノ調整ヲ必要トスベシ。戰時經濟令第十八條第三項ニ規定セル日曜勞働・祭日勞働・夜間勞働ノ割增勞賃支拂ノ停止ハ、當然一時的措置トシテ考慮セラレザルベカラザリシモノナリ。コレ本令ニヨル復活ヲミルニ至レル所以ナリ。」といふのである。

同樣にして、超過勞働の「割增賃金」も、間もなく、同年十二月十二日附勞働保護令の制定と同時に復活された。但し、この方は、無條件復活にあらずして、二の制限を伴つてゐた。第一は、一日十時間以上に亙る超過勞働のみに割增賃金支拂の義務が認められ、第二に、割增賃金の額は、原則として、二五％と定められた。

又更に、一九四〇年三月二十九日附戰時經濟令第三章補充令は、戰時經濟令第十八條第三項の超過勞働割增手當支拂の禁止は、農林業關係に就てのみ、之を適用せざる旨を定めたので、この限りに於て、一般的に、農林業關係の超過勞働の割增賃金が行はれることになつたわけである。

尙ほ、勞賃と價格との關係に就ては一つ重要な一九三九年十月十一日附戰時經濟令第四章施行令が注意されねばならぬ（後述一七六頁參照）。

(四)　休暇規定の廢止及勞働管理官の秩序罰權

何れも、戰時勞賃體制の外廓的意味をもつた事項であるが、戰

イ、休暇規定の廢止に關しては、（其再施行と共に）別に「戰時勞働體制」として述べらるべきものであるが、戰

時經濟令の觸れてゐる範圍內に於て、若干說明しやう。「休暇」の廢止された理由は、かの割增賃金の一時的廢止と同樣、國家非常總力戰の秋、銃後の勤勞國民層と雖も、休暇を貰つて、身體を休め、而も其休暇中勞賃の給與を受ける餘地がないのだ、といふことである。今後いつ如何なる範圍に休暇を復活實施するか、現在フルに動いてゐる勞働者・使用人にいつ休養期間の恩典を認めるかは、一切、勞働大臣の權限に委ねられたのである（戰時經濟令第十九條後段）。（其後、割增賃金と同樣、間もなく、一九三九年十一月十七日附訓令で、一九四〇年一月十五日以降復活されたことに就ては、別に述べる通りである）。

因みに、所謂「休暇」とは、過激な勞働から一時的休養のために自由な時間を與へるための休暇のことで、其間、勞賃の補償支拂があるのを特色とする。其他の目的のための休暇は、形は似てゐても、必ずしも本令の適用を受けず、廢止にならぬ。例へば、病氣のための休暇とか、忌引其他特別事情による休暇の如き、これである。而して、かうした「休暇廢止」によつて休暇料を節減し得れば、これ亦、當然、企業家一個の不當利得とされてはならぬ。前の割增廢止と同樣、その莫大な節減分は、價格引下の形を通じて、直接間接に、軍需品購入費の節減といふ國家利益とされねばならない。この意味に於てのみ、勞務者のこの種の犧牲の正當性が立證され得るのである。

ロ、次は、勞働管理官の秩序罰權であるが、戰時經濟令第二十一條第一項によれば、「本令第十六條乃至第十八條ニ違反シテ、賃金若クハ俸給ヲ約束若クハ付與シ又ハ約束若クハ付與セシメタル者ハ、國勞働管理官若クハ特別勞働管理官ノ告訴ヲ待ツテ之ヲ

働管理官ニヨリ、各違反行爲ノ各場合ニ付、任意額ノ金錢ニヨツテ認メラレタル以上ニ有利ナル其他ノ勞働條件ヲ要求シ、若クハ付與シタル者」に付ても、同樣であり、且つ、「右秩序罰言渡ニ對シテハ、國勞働大臣ヘノ抗告ヲ認メ」られてゐる。因みに、同條第二項によれば、「罪狀重キハ築鋪刑若クハ懲役刑ニ處スルモノトス。刑事訴追ハ國勞働管理官若クハ特別勞働管理官ノ告訴ヲ待ツテ之ヲ行フ。但シ右告訴ハ之ヲ却下スルコトヲ得」とある。

尙ほ、勞働管理官の秩序罰權に關しては、一九三九年十二月二日附戰時經濟令第三章（戰時勞賃）第三次施行規程及一九四〇年四月十日附第四次施行規程が、之を詳細に定めてゐる。

第四章　戰時物價體制

一　戰時經濟運營の基底となり外廓となつて、戰時財政の圓滑なる遂行を助成するものは、廣い意味に於て、「價格」である。あらゆる種類の給付に對する報酬、卽ち勞賃とあらゆる種類の物資に對する價格卽ち物價とは、相關聯して尨大なる戰時財政的要求の活殺を握る二大支柱をなす。從つて、一般に戰時に於ては、國家は、あらゆる方法によつて、之が統制を試みねばならぬ。蓋し、物資・生産費・通貨の各要因より必然的に惹起される戰時物價の騰貴を放任して置くときは、第一に、國家の軍需充足上の財政的不利益と之に伴ふ一般國民納稅者の苦痛の增大を伴ひ、第二には、國民の生活必需品の騰貴を伴ふて國民生活の脅威の二大危險に曝らされるに至るからである（註一一）。

（註一一）　秦武夫博士著戰時統制經濟論（昭和十四年）四〇一頁以下參照。

獨逸が開戰と同時に確立した戰時經濟令に於ける第一の戰時物價體制の原則は、すべての種類の財貨及び給付に對する價格及び報酬は、「戰時義務的國民經濟の原則に從つて」（nach den Grundsätzen einer kriegsverpflichteten Volkswirtschaft）之を形成せねばならぬ（第二二條）といふことである。――獨逸國民全體の上に戰爭によつてつくり上げられた新情勢と、その物價狀態とを、右の原則に從つて、調和せしめることは、經濟家特に商業者の戰時任務である。共同の危險は共同で負擔すべきで、些少たりとも、個人利益の壟斷があつてはならぬ。利已利慾の類は、戰爭阻碍行爲として斷乎處罰されねばならぬ（戰時經濟令第一條）。これが獨逸戰時物價法體制の根本精神である。

然し、いふまでもなく、かくの如き戰時物價法體制の根本精神乃至機構の一切は、決して、唐突急激なる戰時所産にあらずして、其數年來の國防經濟的四箇年計畫下に於けるナチス物價法の發展的所産、强化的進展として考へらるべきものである。

大體からいつて、物價問題は、前言の如く、戰時經濟の核心であり、其對策措置は、戰時經濟遂行上の最大難問題の一であるが故に、其實效を期するためには、恐らく、長期に亙る計畫的全面的對策を不可缺となすべく、一朝一夕にして、之が成功を企圖する如きは、極めて難しいことといはねばならぬ。而も、全面的計畫が要るのであつて、資金統制・原料配給・貿易統制・生産轉換・賃金對策等凡そありとあらゆる國家的統制措置の十分なる相互聯開、所謂「全體性」があつてこそ、はじめて、國家的物價統制の實效が期し得られるのである。

ニ　ナチス獨逸の物價統制は、周知の如く、一九三三年ナチス政權の確立と同時に、高度の信用擴張其他の措置によつて强行された國內市場振興政策をして、一般的物價騰勢に直面しても破綻せしめざる意圖の下に、必然的に、全面的な物價政策を展開せねばならなかつたのにはじまるのである。

其間の經緯に就ては、今こゝに縷述してゐる遑はないが、要するに、第一次四箇年計畫、第二次四箇年計畫を通じて、强力なる國防國家體制を完成し、全面的再軍備經濟を確立しやうとして、そこに、必然的に簇生する幾多の

物價問題を、組織的、計畫的に處理し來つたものである、といひ得る。而して、第一次計畫下のナチス經濟建設の最初の數ヶ年間は、特殊の市場組織に基く農產物價格統制を除けば、大體に於て輸入價格及カルテル價格の統制——これらは、最も重要な工業基礎原料に關せるものであること無論である——による「價格監視」(Preisüberwachung)が行はれ、一九三六年秋、第二次四箇年計畫開始後間もなく、世界市場價格の騰勢に伴つて、獨逸物價機構も、極度の動搖に捲込まれやうとした際に、有名な物價停止令(Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen von 26. November 1936)が公布され、十月十八日現在で一切の物價を一應釘付けにし既に任命されてゐた「價格形成國家委員(Gesetz zur Durchführung des Vierjahresplans——Bestellung eines Reichskommissarars für die Preisbildung——vom 29. Oktober 1936)の手によつての經濟部門に於ける一切の適正價格の組織的形成を行はしめて來たものである。

而して、如上、ナチス初期の消極的な價格監視・調整の時代から、第二次四箇年計畫下の價格停止後の積極的價格形成へと進展した獨逸國防經濟の價格統制段階が、恰かも高度の準戰時體制を示すに至つた直後に、戰爭を迎へた形であつた。——といふのは、戰前一ヶ月足らずの八月二日附で價格形成國家委員の制定した(無論、四箇年計畫受託官と協議の上で)所謂國民經濟上適正ナル價格形成ノ諸原則ニ關スル命令(Verordnung über Grundsätze zur Bildung volkswirtschaftlich gerechtfertigter Preise)こそは、これからこゝに述べやうとする獨逸戰時物價體制基本法(戰時經濟令第四章第二二條乃至第二八條)の前身そのものだからである(註一二)。本規定の要旨は、第一に、價格の公定は、賃率規則若くは勞働管理官によつて確定されたる賃金及び俸給を基礎とすべきものであること、第二に、從業員一般に對する自發的な社會的費用は、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則に背馳せざる限度に於てのみ考慮し得るものであること、第三に、工作材料及び補助材料・運賃其の他の費用も、價格關係に於ては、節約經濟遂行の原則と一致する限度に於てのみ認められるべきこと、第四に、統制價格の高さは、最上級及最下級經營を標準とすべきでなく、平均中級生產能力の工業經營を標準として決定すべきものであること、以上の四つを主眼としたものであつた(註一三)。

(註一二)　この命令の公布日は八月八日(公報第一部九二七頁)であるが、施行日は、九月一日となつてゐた。不可測の戰爭到來は、奇しくも、この九月一日以降、大體そのまゝの內容で「戰時經濟令第四章」と看板を塗り變へて、戰時物價法體制の中核として、登場したのであつた。或意味で、これも、今次歐洲戰爭下の獨逸の戰爭準備高度を實證するものの一であらう。

(註一三)　ノンネンブルツフ氏が、フエルキツシエル・ベオバハター紙(一九三九年八月一二日附第二二號七頁)に、新價格形成令(Die neue Preisbildungsverordnung)と題して述べてゐる所による。

三　次に、戰時經濟令の戰時價格法規をみて、其の內容を覗ふことにしやう(註一四)。(イ)まづ、第二十二條は、所謂「戰時義務的國民經濟の原則」を宣明してゐる。卽ち「戰爭遂行の義務を負擔する國民經濟の原理」である。曰く、「コスペテノ種類ノ財貨及ビ給付ニ對スル價格及ビ報酬ハ、戰時義務的國民經濟ノ原則ニ從テ之ヲ形成セザルベカ

ラズ」と。これは、前述八月二日附命令の第一條が、「義務的」國民經濟の原則に從つて、といつてゐるのを、「戰時」ト附加したものである。

之に就ては、次の如き內容が指摘され得る。卽ち、第一に、本令の施行により、今後何人と雖も、自己の價格が、物價停止令の限界內に在ることを援用し得なくなつたといふことである。物價停止令の上では合法的價格とするも、其當時の停止價格にして、不當に高値なるか、若くは費用減によつて著しい高値となるに至つたものならば、この「戰時義務的國民經濟の原則」に從つて、當然引下げられねばならぬ。當該價格が、例へば紡織經濟とか、鞣皮經濟とか、土木建築經濟とかに於ける如く、法令上特別の規定に從ふものであるとしても、それは、たゞ特殊の例外を認むるに止まり、かくの如き特別規定があることを理由にして、一般に、本令による戰時義務を免るべきではない、とされる。

戰時義務の最も端的な例は、例へば兵器戰若くは經濟戰による經營攪亂の危險の如き一般戰爭危險に對する所謂安全保證價幅(Sicherheitsspanne)は、價格算定上、許容されないといふこと、一般戰爭危險の轉嫁禁止である。施設又は原料及び半成品貯藏の滅失による事實上の損害の誤算及び代物利用等に就き亦同じ。蓋し、戰時に於ては、何人と雖も、私的財產及び經營財產の滅失の危險を避けることを得ぬのであるから、獨り、經濟のみが、自己の損害を、然るべき價格計算によつて補塡するといふ優越性にめぐまれることは許されないから、といふのである。同

じ理によつて、戰鬪行爲若くは國防上の特別要求のための財產滅失・復舊等の特別控除・保險料・自己保險割增等も、計算の上に評價することを許されない。

更に、所謂「戰時義務的國民經濟の原則」を適用するに當つては、各經濟部門の特性を十分に考慮せねばならないから、この點に就ての詳細な方針は、一應留保され、たゞ二三の重要な價格要素のみに就て、一般的原則が與へられたことが注目される。

(ロ)　次に第二に、所謂節約經濟遂行の原則による價格規正が揭げられてゐる。第二三條第一項に曰く、「スペテノ種類ノ財貨及ビ給付ニ對スル價格及ビ報酬ハ、本令第三章（前章戰時勞賃法體制）ニ基キ財貨及ビ給付ニ付キ、勞務費ノ節減ノ行ハレタル限度ニ之ヲ引下グベシ」と。同じく第二項は曰く、「スペテノ種類ノ財貨及ビ給付ニ對スル價格及ビ報酬ハ、將來、本令第三章ニ從テ認メラレタル賃金及ビ俸給ヲ最高限トシテ考慮セラルベシ」と。同第三項に曰く、「法律・命令・賃率規則上ニ强制規定ナキ一定從業員ニ對スル社會的費用ハ、經營若クハ經營ニ通常行ハレテ節約經濟遂行ノ原則ニ背馳セザル限度ニ於テノミ價格及ビ報酬ノ算定ノ基礎トナスコトヲ得」と。而して、同第四項は曰く、「第一項乃至第三項ニ基テ認メラレタル以上ノ價格及ビ報酬ヲ要求若クハ供與スルコトハ之ヲ禁止ス」と。更に、第二四條に曰く、「スペテノ種類ノ財貨及ビ給付ハ、原材料若クハ補助材料・運賃其ノ他ノ原價ニヨリ之ヲ騰貴セシムルコトヲ得ズ。但シ、ソレラノ諸原價ノ高低ハ、專ラ經濟部門ノ特別ノ要求ニヨリ起ルモノニシ

テ、性狀・數量及ビ取引地ノ如何ニヨリ、必ラズシモ節約經濟ノ遂行ノ原則ニ合致セラルベキモノノミニアラザルベシ」と。

先づ、右の中、賃金と價格との關係に就き、勞務費節減に因る價格引下の强制は、所謂「循環の危險」を避ける上に絶對必要と認められる。――大體、價格變動と勞賃變動との緊密な關聯や、勞賃騰貴と之に伴ふ價格騰貴の傾向は、こゝで縷述する必要もない問題である。現に、此の問題が、端的に現れて一時獨逸經濟界を惱ましたのが、例の農業及び原始產業其他勞賃引下の絶對必要な重要產業で、これらは、延ては、全物價機構の上に、並びに貨幣制度及び國家財政の上に、重大危險さへ惹起し兼ねなかつたものである。勞賃の騰貴が價格引上の要因となり、原價減によつて浮いた額がそのまゝ價格引下とならずに、法定以上の勞賃支拂となつて、「循環の危險」は涯てしなくなるが故に、戰時經濟令（第二三條）は、之に對處し、この危險を抑止する意圖を有するものである。今後支拂はるべき賃金及び俸給は、原則として、賃率規則以上に亙ることを得ぬ。而して、價格の決定には、專ら本令第三章（前章所述）に許された勞賃のみが基準とさるべきであり、賃率規則上に確定されてない勞働所得は、價格關係では、一般規定の賃金及俸給を參酌して、之を考慮する。この參酌考慮には、戰時義務的國民經濟の原則に從つて行はれるのである。

次に、物價算定に當つて考慮されねばならぬ社會政策的費用の限度（第二三條第三項）に就て、みるに、所謂「社會的費用（Soziale Aufwendungen）は、過去に於ては、勞働力の人間性の覺醒と共に、二三企業の福利施設を魁けとして、節約主義の經濟遂行を以てしては到底採算に合はぬやうな程にまで高められ、時には、國家社會の負擔によつてさへ行はれたものであるが、事自體の正當性は別として、不當に高められた社會的費用が、一般購買者層に轉嫁されて、高物價となつて行くとすれば、明らかに、國民經濟上重大性を帶びて來る理である。戰時經濟令は、この趣旨に警告の明文を設けたものであるが、此種の原價が經營上如何なる限度を普通とするか、如何なる限度が節約經濟遂行に適するかは、各經營主の判斷に委してゐて、本令には、細目規定が設けられなかつた。

節約經濟遂行の要件の一つとして、資材の調達との關係に於ける特別の物價規定が、第二四條に明示されてゐる。一體戰時經濟の進展し行くにつれ、企業家は、物資不足に刺戟されて、やゝもすれば、貨幣の無力を妄信し、金に飽かして物資の調達に狂奔し勝ちであるが、これほど戰時經濟の運營を阻碍するものはない。かゝる物資調達の困難に直面したときは、如何にすれば、この困難を最も公平に除去できるかを考へられねばならぬ。第二四條の趣旨は、正に之に對するものであるが、第二八條に、「價格形成國家委員及ビ其ノ受託機關ハ、本章規定ノ除外例ヲ許可シ若クハ訓令スルコトヲ得」とあるのにより、國防及國策上緊急の必要を考慮せざるべからざるときは、例外とすることができるわけである。

以上、戰時經濟令の第二二・二三・二四各條を綜合すれば、結局、價格は、勞務費及び原料費に對する一定限度

以上の原價を含んではならぬ、といふことになる。特に、所謂「戰時義務的經濟の原則」上、過剩利潤であり、許容し難しと認められた利潤を基礎とした勞務費及び原料費は、絕對に之を支拂ふべからず、もし、價格面の上から、かくの如き不法のコストが判明できたときは、卽時、相當の引下を行ふ、といふことになるのである。勞務費・原料費・社會政策的費用等の適法引下によつて得られた節減分は、そのまゝ企業者の懷に流れ込むべきにあらずして、價格引下といふ形で、更に、一般社會の利益とならねばならぬ、といふわけである。

戰時經濟令制定後一ケ月を經た十月十一日附で同令第四章施行令が公布施行をみたが、本施行令は、第三章の戰時勞賃法（第一八條以下）と關聯して、第一に、同令第一八條第三項に基く超過勞働・日曜勞働・休日勞働・夜間勞働に對して支拂ふ必要のなくなつた勞賃額を企業家から國庫に引渡すべき旨（第一條）、同時に、同條第一項乃至第四項の規定に基く措置によつて浮かし得た勞賃額をも國庫に引渡すべき旨を規定し（第二條第一項）、第二に、右の國庫への引渡が、各場合に、必然的に、價格形成委員から右企業家の引渡義務を免除することができる旨規定し（第四條第一項）、第三に、如上の國庫への引渡義務は、勞賃節減分が價格形成國家委員の指令に從ひ、經營の財貨及び給付に對する價格及び報酬の引下に利用されると同時に消滅する旨（第五條）を、規定してゐるのである。

（ハ）　次に本戰時經濟令の價格規制と所謂「統制價格」（gebundene Preise）との關係が明瞭にされ、第二五條は、戰時經濟令による戰時價格の原則が、如何なる限度に統制價格の上に適用さるべきかを示してゐる。卽ち、第一項に曰く、「統制價格ガ、一九三四年十二月十一日附改訂、一九三四年十一月十二日附價格拘束及ビ生活必需品價格引上禁止ニ關スル命令（Verordnung über Preisbindungen und gegen Verteuerung der Bedarfsdeckung）第一條ノ意味ニ於ケル價格拘束ニヨツテノミ、若クハ、當該經濟部門ノ特殊ノ要求ニヨツテノミ維持セラル、經營原價ニ基イテ定メラレタルモノナルトキハ、價格ハ之ヲ引下ゲザルベカラズ」と、第二項に曰く、經營ガ其法律上ノ地位若クハ事實上ノ狀態ニ基キ、又ハ其ノ經濟上ノ重要性ノ爲ニ十分ナル競爭ナキコトニ基ク價格モ之ヲ引下グベキモノトス」と。第三項に曰く、「本令ニ基キ實施セラルル統制價格ノ引下ハ、團體ノ全成員ニ付キ同程度且ツ同時期ヨリ之ヲ行フ」と。第四項に曰く、「前第一項乃至第三項ニヨル價格引下ハ、價格形成國家委員ノ事前ノ同意ヲ必要トス」と。

右の規定によつて既に明かなやうに、「價格拘束及ビ生活必需品價格引上禁止ニ關スル命令」第一條が、組合其の他の公私法上の團體は、價格形成國家委員の許可ある時に限り、財貨又は給付の價格・最低加工差益・最低販賣差益、最高割引又は最低割增を確定し、協定し、若くは、買主に不利なる既存の價格拘束の變更をなすことができる。本令施行後右の許可なくして行はれた確定・協定・變更はすべて無效である」と定めてゐたために、或種の物資の價格によつて、その種の價格拘束が唯一の經營原價的基礎となつて、不當の高價格となつてゐるものがあつたので、

之が引下を企圖したのである。第二項の方は、所謂最廣義の獨占經營の獨占價格（カルテル價格）を規定したもので、法律上の地位若くは事實上の關係に基き又は其の經濟的重要性のために、十分なる競業者なき經營に對し、絶對的な價格引下の義務を負はしたのである。因みに、非經濟的經營に對して本戰時經濟令の規定の施行上、如何なる措置が講ぜらるべきかは、個々の場合に付、關係官廳によつて定められることとされてゐるのであつて、例へば、閉鎖處分に付するとか、合同經營を命ずるとか、補助金を給し若くは增額するとか、種々の措置が考慮されるわけである。

（ニ）次に、戰時經濟令第二六條は、「スペテノ種類ノ財貨及ビ給付の價格及ビ報酬ハ、各財貨及ビ給付ノ販賣者若クハ給付義務者ガ、本令ニ基キ彼自ラ本令公布直前ニカケタルヨリモ低廉ナル價格若クハ報酬ニテ當該財貨若クハ給付ヲ得タルモノナルトキハ之ニヨリ節減セラルベキ額ダケ引下ゲラルベキモノトス」と定めてゐる。これは、例へば、甲生產段階から乙生產段階への移向が相當長いコースをとる場合の價格引下げは、單に甲段階のみでなく、次の乙段階でも繰返へし行はれねばならぬ、といふ當然の趣旨を明示したものである。

（ホ）戰時經濟令と例の物價停止令との關係に就ては、第二七條が、「一九三六年十一月二十六日附價格引上禁止令の規定及ビ其他從來發布セラレタル價格規程ハ、如上ノ點以外ノ適用ヲ妨グルコトナシ」と明言してゐる。從つて、戰時經濟令實施下と雖も、何人も、物價停止令上必要とされた許可を得ることなく、前の第二二條の大原則のみを楯にとつて其の價格を引上げることはできないのである。

以上、要するに、戰時經濟令に基く戰時物價法體制は、まづ（イ）價格停止から價格引下げへの移向と一般的戰爭危險の轉嫁禁止とを織込んだ戰時價格形成の大原則を揭げ、次に、（ロ）賃金と價格との關係（ハ）社會的支出と價格との關係（ニ）資材調達難と價格との關係（ホ）カルテル價格最後に（ヘ）戰時經濟令と物價停止令との關係に就き、それ〳〵の指針を明示してゐるのである。

（註一四）この戰時物價法の解說は、主に次の三資料に據つたものである。（1）Erich Flottmann, Kriegspreise; Deutsche Allgemeine Zeitung, Nr. 421—plan, 3. Jg Nr 18 ; 20. Sept. 1939, S. 1061 (11) Josef Winschuh, Kriegspreis; Deutsche Volkswirtschaft 1939, Nr, 28, S. 931 2, 10. Sep. 1939 (111) Das Grundgesetz der Kriegspreisbildung ; Die deutsche Volkswirtschaft 1939, Nr, 28, S. 931

其他、個邊戰時物價政策を極めて手際よく、纏めて論述してゐるものとして、特に、Die dentsche Kriegspreispolitik, Von Dr. Meinhold, Jahrbücher fiis Nationalökonomie und Statistik, Band151. Heft 6. Juni 1940 S. 17 ff. を擧げねばならぬ。（これには、三菱經濟研究所、本邦財界情勢、昭和一五年九月第一四五號四三頁以下に桑田英夫氏の紹介あり）。又、價格形成委員參事官たるクラウトハウゼ博士が「價格形成から勞賃停止（への新規制」をドイチエ・フオルクスビルト誌で述べてゐる。（Neuregelung von Preisbildung und Lohnstop, Von Dr. Krauthause, Der deutsche Volkswirt, 14. Jg. Nr. 43. 26. Jul 1940 S. 1549 ff.）氏は、この論文に於て、勞賃停止の物價形成に及ぼすべき影響の法的規制關係乃至物價停止期間中に於ける一般勞賃と物價との關係をよく說明してゐる。

四　斯くの如く、戰時經濟令によつて、大體、戰時價格形成の一般的指針が確立されたのであるが、夫々の價格形成が、戰時經濟の要求に調和するや否やの審査は、具體的に各企業家の戰時義務に委された（註一五）。特に停止價格（一九三六年十月十六日現在）や獨占價格の引下可能性の有無乃至限度の如きは、積極的再檢討の義務さへ負はされ、事實、必要あり次第、容赦なしに引下げられることとされたわけであるが、これはいふまでもなく、物價停止實施以來三ケ年の經過中に、各種經濟部門の生產擴充の結果として、原價遞減の法則が新たに適用の必要をみせるに至つたために外ならぬ。但し、民需向消費財の價格引下は、一般的にみて不可能とされたが、戰時下生產激增に直面せる國家需要向物資の價格引下は、戰費輕減といふ大目標からしても、當然必要とされ、一九三八年十一月十五日附**公的註文者ニ對スル給付ニ於ケル原價ニ基ク價格算定ニ關スル命令**（Verordnung über die Preisermittlung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungen für öffentliche Auftraggeber）が、いはゆる戰時物價體制下の實踐要項として、特に重要視されるに至つた。國家註文品の價格形成は、元來この分野に、一般「市場價格」なるものが存しない關係上、どうしても、原價計算の指針を明示した特殊の指導原則が必要とされるのであり、現に、右の國家註文的價格統制措置は、既に戰前より、可及的低廉なる調達價格を形成せしめて、國家豫算を低減ならしむるに役立つてゐたのであるから、戰時物價體制下に於ても、不當な戰爭利潤防止の上に、大きな意義をもつことになつたわけである（註一六）。

（註一五）　ナチス物價統制官は、夙に、物價停止令施行當時から、「ナチス原理の命ずる國民經濟上正當なる價格原則は、經濟全般に滲透し、其の內面的活動を通じて、適正價格の形成に到達すべきものである」ことを強調してゐるのである。（例へば、一九三七年一二月一六日講演「四箇年計畫に於ける價格政策」に於ける價格形成國家委員ヨセフ・ヴゲナー氏の所述（「企畫」第一卷第六號、昭和一三年六月所載參照）。

（註一六）　一九三八年十一月一五日附「公的註文者ニ對スル給付ニ於ケル原價ニ基ク價格算定ニ關スル命令は、價格形成國家委員が、一九三六年一〇月二九日附四箇年計畫施行法――價格形成國家委員任命ノ件――第二條に基き四箇年計畫受託官と協議の上定めた僅々五條から成る簡單な命令であるが、具體的價格形成細則を示した附錄で、實に五六則に上る尨大な原則を掲げてゐる。所謂「公的註文者ニ對スル給付ニ於ケル原價ニ基ク價格算定指導原則」（Leitsätze für die Preisermittlung auf Grund der Selbstkosten bei Leistungen für öffentliche Auftraggeber）（略號LSÖ）がこれである。

第一條　公的註文者ニ對スル給付ニ於ケル原價ニ基ク價格算定ニ就テハ本令附錄ノ各指導原則ヲ基礎トナスベシ。同原則ハ公的註文者及其受註者ヲ拘束スルモノトス。

第二條　直接又ハ間接ニ本令（指導原則ヲ含ム）ノ規定若クハ其施行ノ爲メニ定メラレタル各規程又ハ調令ニ違反シ若クハ違反ノ虞レアル行爲ヲナスコトハ之ヲ禁止ス。

第三條　國民社會主義獨逸勞働黨、其支部及加入團體ノ事務機關ハ右規定ヨリ之ヲ除外ス。之ニ就テハ別ニ規程ヲ定ム。

第四條　價格形成國家委員ハ本令ノ施行若クハ補充上必要ナル法規命令、若クハ行政命令ヲ以テ特ニ必要ナル細則ヲ定ム。

第五條（一）　本令ハ公布ノ日（十一月二十一日）ヲ以テ效力ヲ生ズ。

（二）　墺太利州及ズデーテン地方ニ對スル施行ハ之ヲ留保ス。